

平成22年第9回西会津町議会定例会会議録

第1. 招 集

1. 日 時 平成22年12月10日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成22年12月10日
2. 閉 会 平成22年12月16日
3. 会 期 7日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番	目 黒 一	6番	渡 部 昌	12番	長谷川 徳 喜
2番	多 賀 剛	7番	五十嵐 忠比古	13番	清 野 邦 夫
3番	青 木 照 夫	9番	武 藤 道 廣	14番	清 野 興 一
4番	荒 海 清 隆	10番	大 沼 洋 平		
5番	清 野 佐 一	11番	長谷沼 清 吉		

2. 不応招議員

な し

平成22年第9回西会津町議会定例会会議録

平成22年12月10日（金）

開 会 10時00分

出席議員

1番	目黒 一	6番	渡部 昌	12番	長谷川 徳喜
2番	多賀 剛	7番	五十嵐 忠比古	13番	清野 邦夫
3番	青木 照夫	9番	武藤 道廣	14番	清野 興一
4番	荒海 清隆	10番	大沼 洋平		
5番	清野 佐一	11番	長谷沼 清吉		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤 勝	農林振興課長	佐藤 美恵子
副町長	和田 正孝	建設水道課長	酒井 誠明
総務課長	伊藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	高橋 謙一
企画情報課長	杉原 徳夫	教育委員長	伊藤 てる子
町民税務課長	成田 信幸	教 育 長	佐藤 晃
健康福祉課長	藤田 潤一	教 育 課 長	大竹 享
商工観光課長	新田 新也	代表監査委員	廣瀬 渉

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤 健一	議会事務局主査	齋藤 正利
--------	-------	---------	-------

第9回議会定例会議事日程（第1号）

平成22年12月10日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告
請願・陳情の受理、委員会付託

日程第4 管外行政調査実施報告

日程第5 議会基本条例調査特別委員会の中間報告

日程第6 例月出納検査報告

日程第7 付議事件名報告

日程第8 提案理由の説明

散 会

（議会基本条例調査特別委員会）

（議会広報特別委員会）

○議長 ただいまから、平成 22 年第 9 回西会津町議会定例会を開会します。

(10時00分)

開会にあたり一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位には、師走に入り公私誠にご多忙のところご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望しますとともに、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げまして開会のあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長。

○議会事務局長 報告いたします。

本定例会に、町長より別紙配付のとおり 9 件の議案が提出され、受理しました。

次に、本定例会までに受理した請願・陳情は、請願 1 件、陳情 4 件であり、請願・陳情の要旨等はお手元に配付の請願・陳情文書表のとおりであります。

次に、本定例会の一般質問の通告は、10 議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査結果については監査委員から報告がありましたのでその写しを配付してございます。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育委員長、監査委員に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育長、教育課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理しました。以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、1 番、目黒一君、14 番、清野興一君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 16 日までの 7 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 12 月 16 日までの 7 日間に決定しました。

日程第 3、議長諸報告を行います。

9 月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

次に、請願・陳情の受理、委員会付託について申し上げます。

本日までに受理しました請願は1件、陳情は4件であります。会議規則第90条並びに第93条の規定により、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

日程第4、管外行政調査実施報告を行います。各常任委員長の報告を求めます。

報告は総務常任委員会、経済常任委員会の順で行ってください。なお、報告は簡潔にお願いいたします。

総務常任委員会委員長、渡部昌君。

○総務常任委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 経済常任委員会委員長、長谷川徳喜君。

○経済常任委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって管外行政調査実施報告を終わります。

日程第5に入る前に、皆さんに申し上げます。議会基本条例調査特別委員会から調査中の事件について、中間報告をしたい旨の申し出があります。

お諮りします。

議会基本条例調査特別委員会の継続審査事件の中間報告について、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会基本条例調査特別委員会からの申し出のとおり、中間報告を受けることに決定しました。

日程第5、議会基本条例調査特別委員会の中間報告を行います。議会基本条例調査特別委員会の報告を求めます。

議会基本条例調査特別委員会委員長、清野佐一君。

○議会基本条例調査特別委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

14番、清野興一君。

○清野興一 大変忙しい中で、これだけ調査されたということに対して、まずご苦労さんと言いたいと思えます。

その上で2、3お尋ねいたしますが、松島町も、議会基本条例を作るということに一部賛成しない議員もいたけれども、全員一致で基本条例を作ったんだと、これの詳しいいきさつとか、なぜ基本条例が必要だということになったかの経過、経緯あたり、分ければ教えていただきたいということ。

それと、報告書の3ページにあります⑤の上から丸二つの2番目、議員間の自由討議を重んじる。重要な議案について自由討議を行う。ここまでは分かるんですけども、重要な議案の判断は議会運営委員会が行うという、この余りにも短いので、何かこれ議運が全

部重要な案件、議運が決定すればそのとおりにいくのかどうかということ。

それと、この条例ができてから、ここでは評価されているようにあれですが、著しく条例ができる前と条例ができてからとでは、どのような点がもっとも異なっているのか、その辺、明確にして、分かればお答えをいただきたい。

以上です。

○議長 議会基本条例調査特別委員会委員長、清野佐一君。

○議会基本条例調査特別委員会委員長 今の質問ですが、一応確認を取りまして、もう一度調査の確認をしましてから報告申し上げたいと思います。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 中間報告でありますので、その内容についてのうんぬんは申し上げるつもりはございません。がしかし、基本条例を作るという、私もその中の一人ではございますが、委員長としては、今後どのような方向でその基本条例、中身、例えばこうこうこういうふうにしたいと考えておりますと、そういうあれが、提起と申しますか、そういうことがあればお知らせしていただきたいとこう思います。

○議長 議会基本条例調査特別委員会委員長、清野佐一君。

○議会基本条例調査特別委員会委員長 この特別委員会の発足にあたりましては、全員協議会といいますか、そういう中で、以前の方向、議会の改革ですか、議会改革特別委員会の終了後というか、それが終わったあとに、さらに必要であろうというような方向付けのもとに、この委員会が設置されたものと思っております。ですから、方向としては、前向きで検討しているというようなところでございます。

(「いつごろまでに」の声あり)

○議長 議会基本条例調査特別委員会委員長、清野佐一君。

○議会基本条例調査特別委員会委員長 これは3月の議会に作るか否かの報告をするということでございます。

(「作るか否かは議会で決めるんだ」の声あり)

○議長 議会基本条例調査特別委員会委員長、清野佐一君。

○議会基本条例調査特別委員会委員長 委員会としての案を取りまとめ、報告をするということでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、議会基本条例調査特別委員会の中間報告を終わります。

日程第6、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、廣瀬渉君。

○代表監査委員 (例月出納検査結果報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、例月出納検査報告を終わります。

日程第7、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元にお配りの議会定例会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第8、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 （町長提案理由の説明）

○議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。（11時31分）

平成22年第9回西会津町議会定例会会議録

平成22年12月13日(月)

開 議 10時00分

出席議員

1番	目黒 一	6番	渡部 昌	12番	長谷川 徳喜
2番	多賀 剛	7番	五十嵐 忠比古	13番	清野 邦夫
3番	青木 照夫	9番	武藤 道廣	14番	清野 興一
4番	荒海 清隆	10番	大沼 洋平		
5番	清野 佐一	11番	長谷沼 清吉		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤 勝	農林振興課長	佐藤 美恵子
副町長	和田 正孝	建設水道課長	酒井 誠明
総務課長	伊藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	高橋 謙一
企画情報課長	杉原 徳夫	教育委員長	伊藤 てる子
町民税務課長	成田 信幸	教 育 長	佐藤 晃
健康福祉課長	藤田 潤一	教 育 課 長	大竹 享
商工観光課長	新田 新也	代表監査委員	廣瀬 渉

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐藤 健一

議会事務局主査 齋藤 正利

第9回議会定例会議事日程（第4号）

平成22年12月13日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（各常任委員会）

（一般質問順序）

- | | | |
|-----------|-----------|----------|
| 1. 多賀 剛 | 2. 目黒 一 | 3. 荒海 清隆 |
| 4. 荒海 清隆 | 5. 五十嵐忠比古 | 6. 清野 佐一 |
| 7. 武藤 道廣 | 8. 長谷川徳喜 | 9. 長谷沼清吉 |
| 10. 清野 興一 | | |

（各常任委員会会場）

- 総務常任委員会……〔議員控室〕（第1会議室）
- 経済常任委員会……〔議会委員会室〕

○議長 平成 22 年第 9 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

はじめに、先日の議会基本条例特別委員会委員長による中間報告に係る清野興一議員の質疑に対し、答弁したい旨の申し出がありましたので、これを許したいと思います。

議会基本条例特別委員会委員長、清野佐一君。

○議会基本条例調査特別委員会委員長 先日、14 番、清野興一議員より、議会基本条例の中間報告の中で質問 3 点ほどありましたので、本日ご報告を申し上げたいと思います。

内容であります。基本条例の制定に疑問を持つ議員がいたというようなことで、どのような経緯でまとめたというか、制定に至ったのかというような内容だったと思いますが、これにつきましては、松島町の議長より説明をいただきました中に、町民との対話、あと自らを律する意味から、議員がそういう条例を作ると、率先して作るというようなことで進めたということでありまして、それらを一部の議員も理解を示し、それで制定になったというふうに考えております。

その次です。自由討議を議会運営委員会が行うということについてのご質問でありましたが、これにつきましては、基本条例の運営に伴う検討事項の中で、自由討議とする案件は条例制定議会基本条例第 8 条に該当する案件や、急に提出された議案等を基準とするが、その自由討議は議会運営委員会で決めるものとするというふうに、その中で決定をされていると、決められているということでございます。

それから、この基本条例を制定した効果についてのご質問でありましたが、これはまとめの中で、先般お渡ししました資料の 5 ページでございますが、これの中段ごろの文面からありますが、自由討議や議会報告会を行うことで、議案や議決した内容について議員がより勉強するようになったと。また、議会報告会や一般会議を開催することで、町民の考えが把握できたと。あとその下のほうですが、議員の自己改革と町民意見の町政への反映の促進であると、これが効果と受け止めております。

以上でございます。

○議長 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

2 番、多賀剛君。

○多賀剛 皆さん、おはようございます。多賀剛でございます。今次定例会に 2 件の一般質問通告をしておりますので、順次質問させていただきます。

先日、第 19 回の少年の主張大会を拝見してまいりました。町内の小学校 5 年生から高校 3 年生までの 13 人のかたが、自分の将来のことや自分の家族、友人、これからの学校のこと、町の将来のこと、世界平和や食糧問題に至るまで、今自分にできることを自分の言葉で堂々と熱く語る姿に、大変感銘を受けてまいりました。私も彼らに負けないように、心のこもった言葉で質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、質問に移らせていただきます。

まずはじめに、地上デジタル放送完全移行への対応について質問をさせていただきます。

2011年7月24日の地上デジタル放送への完全移行まで、およそ7カ月となりました。いうまでもなく、この事業の最大の目的は放送周波数帯を再分配し、電波の過密状態を解消することであり、このことによって現在利用している周波数帯域を、携帯電話や防災、交通管制など、他の用途に振り分けることが可能となります。

先月の総務省の発表では、エコポイント制度の延長などで、デジタルテレビの販売を後押ししたこともあり、地上デジタル放送が視聴できる受信機の世帯普及率が9月末時点で90.3%となったとのことであります。また、年収が200万円未満の世帯での普及率は80.3%となり、依然として全世帯の普及率を下回ったとのことであります。私の個人的な感覚といたしましては、本当にこれほど普及しているのかと大変驚いているとともに、どのような調査方法で統計を取ったのか、少しばかり疑問に思っております。

テレビは現代生活においてなくてはならない、一番身近な情報源であります。テレビは人々に憩いや娯楽を提供するだけでなく、人々の生活に必要な情報を広く伝える極めて重要なライフラインです。台風や地震、災害が襲うとき、テレビがない事態は、人々の生命と安全が大きく脅かされます。特にインターネットや携帯電話など、他の手段で情報を得ることが苦手な高齢者世帯、一人暮らしのお年寄り世帯などでは、テレビは不可欠な存在であります。逆に、今ほど申し上げた高齢者世帯などが、地デジ化の遅れが目立つところであるということも十分想像できるわけであります。

この地デジ化は総務省が担当しており、いわば国策であります。国策である以上、行政に責任があるものと感じております。ゆえに施設整備や説明などの負担は、国や放送事業者だけが負うというような消極的な姿勢では済まされない事態であると思えます。

本町においては、他の市町村に先駆けてケーブルテレビのネットワークを構築し、現在は光ケーブルの高度化事業2期工事が着々と進んでおります。したがって、近い将来、全町において光回線による通信インフラの恩恵が受けられるようになります。

私が心配の一つとしているのは、他の市町村よりも通信インフラが進んでいるがゆえに、うちはケーブルテレビが入っているから、地デジになってもテレビは見られるんだというような誤った認識をされているかたはいないかということでもあります。また、長引く不況の中、理解はしていても仕事がない、あるいは収入が大幅に減ってきているなどの理由で、なかなかデジタルテレビが買えないというようなケースも相当あると思えます。

今、国では、NHKの放送受信料が全額免除の世帯には、今使用しているアナログテレビを利用して、地デジ放送が見られるよう、デジタルチューナーの無償給付を行っているようであります。また、新たな支援策として、市町村民税非課税世帯にも支援が拡大するような検討もなされているようであります。しかし、これは国なり、デジサポが当事者に直接ダイレクトメールを出し、申請のあったものから設置している、いわば勝手にやっていることであり、町では申請のあった数や、どれだけ設置しているのか関知していないということでもありました。こんなことでいいのでしょうか。

私はこの際、生活弱者、高齢者世帯を中心に、直接面談での地デジ化への告知や、現在の使用状況を調査するべきではないかと考えます。また、国の支援策に頼るばかりでなく、通信インフラの進んでいる本町ならではの支援策、他の市町村ではできないような支援策、例えば高齢者世帯、障害者や一人暮らしのお年寄りなど、ある一定の条件の中になるでし

ようが、STBを無償で貸与するとか、こういうことは考えられないかお伺いするものがあります。

私は、この地デジ化への対応を調査する中で、ある首長の言葉が大変印象に残っております。それは、地デジ化はICT関連の最先端技術だと思っていたが、実は地域におけるお年寄りや一人暮らしのかたを地域コミュニティで見守り、再点検する高齢者対策事業であったという言葉であります。テレビ難民、地デジ難民を出さないために、以上のことを踏まえまして次の点をお尋ねいたします。

一つ目として、地デジ化を踏まえ、ケーブルテレビの現在の普及状況はどうなっていますか。なぜ100%とならないか、その点をお尋ねいたします。

二つ目としまして、地デジ放送の受信設備の普及状況は把握していますか、また、さらなる告知や調査をする予定はありませんか、その点をお尋ねします。

三つ目といたしまして、先ほど申し上げましたが、生活弱者、障害者、高齢者世帯など、町独自の支援策、例えばSTBの無償貸与などは考えられないか、お尋ねいたします。

2点目の質問といたしまして、会津乗合自動車の企業再生支援機構による支援が決定したという件についてお尋ねいたします。

本町で町民バスの運行業務を委託し、また高速バスにおいて通勤通学の足として利用されている会津乗合自動車が、今月2日、企業再生支援機構による支援が決定したとの報道がありました。経営破綻という最悪の事態は免れたものの、今後が大変心配されます。当面は現在の運行形態を維持したいということではありますが、企業再生支援機構が3年間で再生を目指す計画の中身をみると、来年度以降、現在のような委託形態が継続できるのか、また高速バスの運行は変わらずに維持できるのか、大変危惧されます。現在のところ、町当局には会津乗合自動車からどのような話がきているのか、また、今後についてどのような状況になっているのかお伺いするものであります。

以上の2点を私の一般質問といたします。よろしくお願いいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 ただいまの2番、多賀剛議員の質問のうち、私からは企業再生支援機構による、会津乗合自動車への支援決定に関するご質問にお答えしたいと思います。

はじめに、このたび支援を決定した企業再生支援機構とは、地域経済を支える中小企業などの事業再生を目的として、政府と民間金融機関が出資をし、設立した株式会社であります。同機構は、経営が困難となった企業や取引銀行などの要請を受けて、支援を決定すれば事業再生計画に基づいて、出資や銀行からの債券買い取り、経営人材の派遣などにより、3年以内での企業再建を目指しておるところであります。

この支援を受ける事は、民事再生法や会社更生法などの法的手続きによる清算とは違い、会社として事業を継続しながら自主再建を目指すものでありまして、これまで、日本航空などがこの支援を受け経営再建に取り組んでいるところでもあります。

会津乗合自動車につきましては、会津の広範な地域での路線バス運行など、高齢者や児童生徒をはじめとする地域住民の生活維持のため、「支援する事が妥当」との判断から決定したとのことでありまして、会津乗合自動車では、新たに策定する事業再生計画に基づいて、3年を目標に経営再建を目指すことになりました。主要取引銀行であり、ともに支援

要請をしておりました東邦銀行は、3日、そして7日には、会津乗合自動車の社長と企業再生支援機構の参事も町役場を訪れまして、今回の顛末に関し説明がございました。

説明の中で、「西会津町の町民バスの運行委託については、今後とも引き続き業務を受託する考えであること」や「高速バスを含めてバスやタクシー事業は従来どおり継続して、お客様にはご迷惑を掛けない」という説明があったところであります。

今後は、企業再生支援機構などからの派遣によって経営体制が一新されて、抜本的な経営改革が進められていくことから、町といたしましては、新しい経営体制になった時点で再確認をするなど、町民の足の確保に向けて的確に対応してまいりたいと考えております。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁させます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 2番、多賀議員の地上デジタル放送に関するご質問にお答えいたします。

まず、町ケーブルテレビの加入状況についてであります。12月1日現在の加入率は92.9%でありまして、未加入世帯数は196戸となっております。なぜ100%ではないのかについてであります。町ケーブルテレビは、平成9年に開局し13年が経過いたしました。この間、町としてもいろいろな手段を講じながら、加入呼びかけを行ってきたところではあります。個々の事情から一部の皆さんについては加入には至らず、現状に至っている状況にあります。

町としましては、地上デジタルテレビ放送の移行に係る受信環境の整備につきましては、国及び放送事業者の責務で実施すべきと考えておりますが、地デジ放送移行に伴い、ケーブルテレビを活用しないとテレビが視聴できないという事態が生じてしまうことも実態でありますことから、こうした状況を未加入世帯のかたに広く周知していきたいと考えております。

次にデジタル放送の受信設備の普及状況であります。町としまして独自の調査は行っておらず、実態把握はしておりませんが、今年9月に総務省が行った調査によりますと、福島県の世帯普及率は87.8%であり、本町も同様の状況にあるもの推測しているところであります。

町としましても、広報やチラシの配布や、デジタルサポートセンターの協力を得ての、地デジ説明会や地デジ相談会なども開催しながら周知活動を行ってきたところであります。高齢者宅等にはなかなか情報が伝わっていないことも実態であります。今後も分かり易い広報に努めるとともに、個別相談会なども開催しながら普及支援をしていきたいと考えております。

次に生活弱者等への町独自の支援策はとのご質問であります。現在、総務省では経済的な理由で地上デジタルテレビ放送を見ることができない世帯、具体的にはNHKの受信料が全額免除となる世帯に対し、簡易チューナーの無償給付やケーブルテレビの改修費用などの支援が行われているところであります。これに加えて簡易チューナーの無償給付の対象を、先ほどお話がありましたように、町県民税非課税世帯に拡大することが決まったとの情報が県からこのほど寄せられました。これは遅れている地デジ対策の促進を図ることを目的に、今次可決された国の補正予算に総務省が必要経費を盛り込んだものでありまして、手続き等の詳細はまだ示されておりませんが、近日中に作業が始まる模様であります。

す。

本町におきましては、生活保護世帯や町民税非課税の高齢者世帯に対し、ケーブルテレビ施設の使用料を免除しており、現在 450 世帯が該当しております。今次このような国の対策が講じられることとなったことから、町独自の支援策は特に必要ないと考えておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 それでは、ケーブルテレビの件、地デジ化の件、再質問させていただきますが、なぜこのケーブルテレビの普及率が 100%とならないか。今ほどのご答弁では 92.9%であり、196 戸のかたがケーブルテレビに入っていないというようなお話でしたが、これアンテナを直接、若松の背灸山に向けて見られる地域があるのは承知しておりますが、それ以外のかたは、この地デジ化になったときには、テレビがまったく見られなくなってしまいます。そういうのは、当事者はどこまで承知しているのか大変心配されます。

それで、町では関知していないといいますが、ケーブルテレビの加入負担金、4万2千円ほどかかるそうなんです、これを今、放送事業者が負担して、今入っていないかたに設置できるようになっております。そういうことは、何で町でもっと積極的に関わって、入っていないかたには、4万2千円の負担金がかからないんですよと、このままでは7月以降テレビが見られなくなりますよと、そういうのはもっと町が関わって知らせ、告知し、お手伝いをするべきではないかと思っておりますが、その点はいかがでしょう。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 ケーブルテレビ加入者の関係でございますが、ケーブルテレビにつきましては、原則、加入は個人の考え方というようなことございまして、100%にならなくてもいたし方ないのかなというふうには思います。ただいまお話にありましたように、今回の地デジ移行の話は、それとは別でありまして、ただケーブルテレビを使用しないと、今度はテレビが見られなくなるというような状況にもなってしまうという事実もあるということでもあります。

町では、あくまでも、従来テレビ視聴ができていたところについては、放送局を設置していただいて、それを見られるようにというような形で放送事業者なり、国なりに、これまで申し出をしてきたところでございます。ただ、そういった作業はしておりますが、地デジまでは今現在の状況をみますと、間に合わなくなってしまいうような事実もございまして。ただ、そういったことに関しましては、放送事業者の責任でやっていただくというふうなことで、これまでも話をしてきました。

それはなぜかと申しますと、これまで4万2千円という、その支援が今は行われているわけですが、これまでその加入してくださったかたと、これから入るかたとの4万2千円の差というのが出てしまうということでありまして、そこにわれわれケーブルテレビを運営する立場の事業者が関わってやっていくのはどうなのかというようなふうにご考慮のところございまして、現在、放送事業者が加入の、ケーブルテレビへの加入の促進を実際には作業をやっていっているというような実態でございます。そんなことが現在の状況であります。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 言っていることは、中身は分かるような分からないような答弁なんです、要は、先ほど言ったようにテレビというのは大変重要なライフラインです、それが来年7月以降見られなくなるということは、国策であっても、やっぱり行政の責任でこれは推し進めなければいけないと、見られる状況をつくっていかねばいけないと思うんですが、何でもっと積極的に事業者任せではなくて、町が関わって加入促進を図っていかないのか、それが大変、確かに4万2千円、前に払った人、これからの人、確かに差が出るのはしょうがないですけども、ただそんなことを理由に事業者任せでおくべきではないと思うんですが、その点もう一回お尋ねします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 町としましては、その事業者が行う未加入者への説明会への周知だとか、そういった間接的な支援というのはこれまでもさせていただきました。ただ、先ほども申し上げましたように、町が積極的に加入推進をする立場にないということで、携わっていないということでございます。ただ、こういう実情にありますよということは、未加入者のかたがたにも、町としても積極的に周知作業はしていきたいというふうに考えております。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 ケーブルテレビの件に関してはそのくらいにしておきまして、次に地デジ放送の受信できる設備の普及状況、これは県の、総務省が調査しただけで町では特別把握していないということなんです、これでいいんでしょうかね。本当に先ほど言ったように誤解されているかたがないのかどうか、本当に大切なライフラインなのに、あるとき急に見られなくなると、大変な事態になると思います。

町では、ぜひ先ほど言ったように、高齢者世帯を中心にもう一回告知をして、調査をして、こういうことでテレビが見られなくなりますよというようなことはすべきだと思いますが、何で調査しないんですか。その点をお尋ねします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 先ほども申し上げましたように、まだ、どの家庭が地デジ放送対応できたのか、どの世帯ができていないか、そういったところまでは調査はしておりません。地デジチューナーの無償貸与、もうすでに申請をした、さらには設置されたという件数につきましては、調べてみたら84件ほどの西会津町は申請、設置がなされているというようなことでございます。さらには、先ほど福島県の地デジ普及率の話をしました。そのときに、総務省が行ったアンケートをみますと、地デジに移行されるという話は分かっているんだと、ただ、まだ期間があるから、まだ準備期間は相当あるんだという回答の、まだ未加入のかたの回答は、そういったのが一番多かったということでございます。町としましても広報とか、そういった形で随時情報は流しているところでございます、かなり地デジの移行の話は町民の皆さんに浸透しているのではないかとこのように考えているところでありますが、引き続き、まだ半年以上あるわけでありまして、町としましても普及活動等をこれからもやっていきたいというふうに思います。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 私先ほど質問の中で言いましたけれども、この県内で87.8%普及していると、

町内においても、およそ同じくらいは普及しているだろうというようなご答弁でしたけれども、実際そうなんではなかろうか。私の感覚としては9割近くも普及しているとは全然思えない。その調査の方法は詳しくは調べておりませんが、世帯数に対して、1台の家庭で2台、3台デジタルテレビを買えばカウントされるような話もちよっと聞いております。これ実態は、こんな87%近くもないような気がします。それはこれからさらなる告知をしていくというようなことなので、その点は気を付けて告知をしていただきたいと思います。

それでもう一つ、ケーブルテレビ、またケーブルテレビに戻りますが、ケーブルテレビの問題点があります。これはせっかく高いお金を出してデジタルテレビを買ったけれども、そのケーブルテレビの同軸ケーブルをアンテナに差しただけでは、今までケーブルテレビのアナログ波で見られていたCS放送、ファミリー劇場やらスーパードラマTV、キッズステーションなどのCSチャンネルが、デジタルでは見られなくなってしまうと、大変困るといった話をよく聞かれます。なぜこのような形になってしまったのか。この同じ1,500円の使用料を払う中で、このケーブルテレビの加入案内をみますと、確かにアナログ放送6チャンネル、アナログ自主放送2チャンネル、CSアナログ8チャンネルとなりますが、これは来年の7月以降見られなくなります。そのCS放送、今まで楽しみにしていたかたが、同じ1,500円払っていて見られなくなるのは、大変理不尽だというような話も聞かれますので、STBを入れなくても、せめて今まで見られたCS放送を、デジタルになっても見られるようなことはできないのか、その点をお尋ねいたします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 ただいま申されたように、地デジ放送、地デジテレビを購入しましても、今まで見ていた放送につきまして、一部見られなくなってしまうという実態がございます。それらにつきましては、STBボックスを付けていただくことによって解消できるんだということで、これまでも周知作業をしまいいりまして、その活用をお願いしてきたところでございます。現在、デジタルパックにつきましては、540台ほど町内で普及しております。皆さまがたにご覧いただいているということでございます。

デジタルテレビを購入しますと、同じくNHK2波と、それから民間放送が4波ございますので、六つの放送、それに町の自主放送につきましては、テレビの現在のチャンネルの中に、12チャンネルの中に入れることはできるわけではありますが、現在のそのテレビの中には、空きチャンネルにそのほかの放送を入れるということはできませんというような形になっておりまして、そういったチャンネルにつきましては、STBを設置していただいております。ご視聴いただくというような形を町のほうでは取らせていただいているということでございます。

それに伴いまして、今まで9局だったわけではありますが、21局の放送が見られるようになるというようなことございまして、サービス内容も充実させて1,000円、1家で2台を見るかたにつきましては、2台目から800円というような形でご覧いただいているということでございまして、これはデジタル放送移行になってから、順次こういったことでスタートしております。皆さんがたに、こんな形でご覧いただいているということでご理解いただきたいと思います。

それで、その1,000円をプラスしますと、1,500円プラス1,000円ということで2,500

円の価格になってしまうというようなことですが、STBのレンタル料がだいたいその800円、1台かかるというような状況でございます。そこに放送料がプラスになりますと、実際には1,000円いただいてもちょっと赤字になってしまうというような状況の中で、町としても運営をしているというような状況でございますので、ご理解いただきたいということでございます。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 そうすると、デジタルになれば今まで見られていたCSの6チャンネルは、いかにしても見られないというような状況として理解しているんですが、これ中には今までのCSアナログ8チャンネル、これが基本チャンネルに入っているものですから、この視聴料が1,500円に入っているんじゃないかというような認識をされているかたがいらっしゃいます。確かにSTBを入れてデジタルパックのこの多チャンネルを見た場合に、本当にこの1,000円というのは私も安いと思います。ただ、ここまではいらないんだけど、今まで見られたぐらいのやつは見られるようにしてほしいというような声がありますので、その辺は十分に周知するべきだと思います。

確かにこのデジタルパックの1,000円というのは、これだけのチャンネル、スカパーなんかでこれだけ契約すれば相当な金額になるのは承知しておりますので、ただその以外のCS放送、今まで見られたCS放送の話ですので、その辺は周知を十分にさせていただきたいと思います。

それともう一つ、町の支援策についてなんですが、特別、独自には考えていないというようなことなんですが、今言ったように、NHKの受信料が免除されているかたは無償でデジタルチューナーが給付されると、これからは市町村県民税の非課税の世帯にもデジタルチューナーの無償給付が決まったということであるならば、独自の支援はできなくても、せいぜい対象者に、そのDMを見て、中身を見て、理解して申請できる人はいいいでしょうけれども、中にはそうでない人もいるかもしれない、だから対象者を洗い出すという用語弊がありますが、リストアップして、町がもっとお手伝いに積極的に関わるべきだと思います。ただ事業者に、デジサポに任せっきりでなくて、そういうことは考えられませんか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 おっしゃるとおりだと思います。今回の町県民税の免除の世帯、非課税世帯につきましても、拡大するというような話がございました。町としましても、それらの皆さんに周知活動をしっかりやって、できるだけそういったものを活用していただくと、そんな形で地デジ対応を進めていきたいというふうに思います。できる限り、細かく周知活動ができるようにしていきたいというふうに思います。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 最後になりますけれども、このサテライトアンテナが来年7月までには間違いなくできないと、いかにしても間に合わないと分かっている以上、何度も繰り返すようではありますが、町ではもっと積極的に関わって、事業者任せ、国任せではなくて、まずケーブルテレビの100%の普及を目指す、それをお願いというか、それを目指すべきだと思います。

それで、先ほど課長がご答弁されましたように、今は自動車や携帯電話とか、パソコンなんかでもテレビを見られる時代です。またその危機管理の面からみても、本町はテレビ電波がまったくないというようなことがあっては大変なことになるような気がします。このケーブルテレビとは相反するような話になりますけれども、放送事業者には、そのサテライトアンテナの設置を、やっぱりこれからも継続して働きかけていただきたいと思いますし、それでなければ、その莫大なケーブルテレビの放送網を設置して、毎月使用料を払っている町民としましても納得できないと思います。それをなんとか申し入れしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 デジタル中継局の整備に関する質問でございます。12月8日に町長が東北総合通信局、さらにはNHKの放送局のほうにも要望書というような形で手渡ししてまいりました。さらには今後、総務省のほうにも要望にうかがう予定でございます。そんなことで、町内でまったく屋外においてテレビが見られないというような環境は、本当に町として、大変放送の後進地になってしまうような状況でございます。積極的にその要望に関しましては引き続き取り組んでいくというような考えでございます。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 以上で私の一般質問を終わります。

○議長 1番、目黒一君。

○目黒一 皆さんおはようございます。1番、目黒一でございます。通告書に沿って一般質問いたします。

伊藤町長は、今年3月の定例議会で姿勢方針を示され、本年4月よりスタートした西会津町総合計画に基づき、「みんなの声が響くまち にしあいづ」をまちづくりの基本とし、「こころ豊かな人を育むまちづくり」、「豊かで魅力あるまちづくり」、「人と自然にやさしいまちづくり」の3本の柱にそって推進され、現在も進められていると思いますが、その効果と今後の考えをお尋ねいたします。また、それを踏まえ、「豊かで魅力あるまちづくり」についてもお伺いいたします。

総合計画では農林業の振興をはじめ、商工業、観光の振興、定住と交流の促進、情報化の推進を図っていくと示され、農林業の振興では、担い手農家の育成・確保による維持、安定、さらに農林業者の生活、生産活動の拠点として農業集落の安定、維持等を推進するといわれておりましたが、その取り組み状況はどうであるのかお伺いいたします。また、国では今年11月26日夜、参議院本会議で農林漁業6次産業化法案が可決され、成立したと報道されていますが、今後の取り組みは必要と思いますが、町はどのように考えているかお尋ねいたします。

次に、今年度から国の政策で、米戸別所得補償モデル事業が始まりました。この事業については、6月の定例議会でもお尋ねしましたが、その後の状況はどうなっているかをお聞きします。また21年度の西会津町水田農業改革推進事業との比較、そして町の経済効果は今後どのくらい見込まれているかをお尋ねいたします。

2点目に、9月定例議会における21年度の一般会計決算報告で、地方交付税が歳入の48.7%、自主財源の要ともいえる町税は10.3%とのことでありました。また景気等の低迷

により、滞納者が一般会計で5,363万、国民健康保険特別会計で約5,630万円、その他の特別会計を合わせると1億1,603万円余の未収金が発生しております。この対応について町の考えを伺います。また、その現状を踏まえ、来年度の予算編成の取り組みについてもお尋ねいたします。

3点目には、学校造林についてお尋ねいたします。各小中学校には、昭和30年以降と思われる学校造林があると聞いておりますが、現状はどうなっていますか。また今後の対応はどのように考えているかをお尋ねして、一般質問といたします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 1番、目黒一議員のご質問のうち、町総合計画に対してのご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、西会津町総合計画は、まちづくりを進めていく上でもっとも上位に位置する計画でありまして、本年4月から本計画に基づくまちづくりがスタートいたしましたところでありまして。議員が申されたとおり、町総合計画は、「みんなの声が響くまちにしあいつ」を基本とする考えとし、「こころ豊かな人を育むまちづくり」、「豊かで魅力あるまちづくり」、「人と自然にやさしいまちづくり」の3項目をまちづくりの目標とするものとして定めております。また、具体的な事業につきましては、実施計画として掲載し、それら計画に基づき計画的に執行しているところであります。

ご質問は、それらの事業効果と今後の考え方についてでありましたが、町が予算化し実施している事業は、すべてが総合計画に基づいた事業であり、その一つひとつが、その目的に沿った形で町民生活に貢献しているものと考えおります。また、今後につきましても、西会津町総合計画に基づく実施計画として調整し、町民への公表を図った上で、計画的な執行を図ってまいりたいと考えてございます。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 1番、目黒一議員の農林業振興関係についてのご質問にお答えいたします。

まず、担い手の育成・確保と農業集落の安定、維持等の取り組み状況についてであります。具体的な施策として、認定農業者の育成と新規就農者への支援に取り組んでおります。特に最近では水稲との複合経営を進めるための施設園芸と菌床きのこ類の耐雪型パイプハウスリース事業を計画的に進めております。この事業は、規模拡大を目指す専業農家や新規就農者などが積極的に活用しており、担い手の育成・確保につながる施策として、新年度以降も継続して取り組み、生産性の向上と農業所得の向上により町農業の活性化を図ってまいります。

また、農業集落・地域農業の安定維持のためには、集落営農への取り組みは重要であり、担い手への農地集積や農業機械の共同利用なども含め、地域農業を地域全体で守っていく取り組みを引き続き進めてまいります。

次に農林業の6次産業化への取り組みについてであります。国では、農林漁業者等による農林漁業と関連事業を総合化することで、農林漁業者の所得の確保や農山漁村の活性化を目指すため、国が認定した総合化計画に対し、さまざまな支援をしていくこととなりました。この1次産業としての農林漁業と2次産業の製造業、3次産業の小売業などの事

業を総合化した取り組みが6次産業化、農・商・工連携であります。これについては、昨年から町内のJA青年部が主体として、遊休地で栽培したサツマイモと町内産米と組み合わせた芋焼酎づくりや町内の菓子店がミネラル野菜を使ったスイーツづくり、会津大学との連携による野菜と米粉、車麩を使ったベジメルバーガーづくりなど、さまざまな取り組みが始まっております。

町といたしましては、この6次産業化を活用してさらなる町の特産化を奨励するため、今年度から農林産物等加工研修会を開催しており、加工品開発に取り組む町民の支援を積極的に実施してまいります。

次に米戸別所得補償モデル事業の進捗と経済効果についてのご質問にお答えいたします。

今年度、意欲ある農業者が水田農業を継続できるよう、米に対して国が直接支払いにより所得補償を行う米戸別所得補償モデル事業が実施されました。まず、町内における制度への加入状況についてであります。米戸別所得補償モデル事業と水田利活用自給力向上事業と合わせて、加入農家は524戸となりました。これは、制度の対象者とされる水稲共済加入者数742戸と比較しますと、70.6%の加入率となりました。

次に、町内加入農家に交付される交付金の額であります。米戸別所得補償モデル事業の定額部分としての交付額は、6,665万4千円となりました。また水田利活用自給力向上事業では、770万7千円となり、合わせて町内全体では7,436万1千円の交付額となり、今月に入り、各農家への交付が始まったところであります。なお、21年度の水田農業構造改革交付金、産地づくり交付金が1,715万3千円でありましたので、比較しますと、5,720万8千円の増額となっております。

また、今後、本年産米の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合には、国の算定により米戸別所得補償モデル事業の変動部分の交付も見込まれているところであります。その額については、現在のところ示されてはおりませんが、来年1月までの全産地品種銘柄平均の相対取引価格等を基に算定され、3月末までには、各農家に交付される予定であります。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 1番、目黒一議員のご質問のうち、未収金の対応と来年度予算編成の取り組みについてお答えをいたします。

9月定例会の決算でもご説明しましたように、平成21年度一般会計の収入未済額は5,363万2千円となっており、前年度と比較し665万7千円、率にして14.2%増加をいたしました。その内訳でございますが、町税では現年度課税分が1,142万7千円、滞納繰越分が2,793万9千円、合わせますと3,936万6千円となっております。その他としては、住宅使用料が803万9千円、ケーブルテレビ使用料が367万3千円などがございます。

一方、国民健康保険税の収入未済額は、現年度分が1,846万8千円、滞納繰越分が3,783万3千円、合わせますと5,630万1千円となっております。税をはじめといたしまして収納率の低下は全国的な傾向となっております。本町でも税に関しては年々低下しております。

その収納率の低下の原因といたしましては、納税意識の低下などさまざまな要因が考えられますが、大きな要因といたしましては、個人においては、景気の低迷に伴う収入の減

少や失業などであります。法人におきましては企業の倒産により、固定資産税や法人町民税が未納となっていることでもあります。

町では、自主財源の確保と、税および使用料等の負担の公平性を目的として西会津町税等徴収対策本部会議を設置し、町長を本部長として全庁一体となり収納対策に努めております。これまで、管理職共同徴収により、未納者への臨戸徴収などを実施し、今年度は滞納処分の基準を作成中であり、決定後には財産調査を実施のうえ、差押を行うなど、厳格に対応していく考えであります。

一方、生活の困窮度やその家庭の事情によりまして、一括で納付が困難なかたにつきましては、個別に相談を申し上げ、分納などにより対処していく考えでございます。

次に、来年度予算編成への取り組みについては、歳入につきましては調定見込額及び過去の収納率等を参考にいたしまして見積もり、さらに地方交付税や国県支出金などを適正に積算いたしまして、歳出については実施計画等に基づき必要な予算を計上し、なお財源が不足する場合につきましては、財政調整基金からの繰入も検討しながら、町民生活に支障をきたさないように努めてまいりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 1番、目黒一議員のご質問のうち、学校造林についてお答えをいたします。

学校造林につきましては、教育財政の確立を保ち、もって教育施設の充実を図るため、西会津町教育基金の設置、管理及び処分に関する条例および同規則に基づいて管理しているところであります。現在、町が保有している学校林は、面積で13.7ヘクタール、主に杉が植林されております。学校別では、旧群岡中学校で3カ所、4.4ヘクタール、旧奥川中学校で4カ所、8.2ヘクタール、奥川小学校で1カ所、1.1ヘクタールであります。

また、本基金条例に基づかない学校林といたしまして、1.6ヘクタールありますが、野沢小学校で2カ所、0.5ヘクタール、尾野本小学校で1カ所、0.8ヘクタール、西会津中学校で1カ所、0.3ヘクタールとなっております。

これらの学校林は、植林してから50年前後の期間が経過しておりますが、長い年月の中で、間伐等の手入れも徐々に行われなくなり、現在では、樹木が込み入っている状況となっております。今後は、学校林の実態をよく把握するとともに、適正な管理と伐期到来後の利活用などについて、検討していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 1番、目黒一君。

○目黒一 今ほど各課長からご説明をいただきました。それで、本年度の水稻の作況についてでございますが、農林水産省によりますと、10月15日発表による全国平均の作況指数は98と、やや不良という報道であります。また県内におきましては、会津地方が102、中通りが103、浜通りが104ということで、県平均は103という報道がされております。

そこで、わが西会津町の作況はいくらくらいと町当局では見込んでおられるか、まずそれをお聞きしたいと思います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 作況指数ということですが、指数的には数字は出しておりませんが、町内における1等米のJAあいづいいへの出荷状況であります。昨年までと比較しまし

て、昨年まで 95%でありましたが、今回は 50.3%ということで、45% 1等米比率が低下しておりますので、昨年と比べて大幅な品質の低下が起こっております。

○議長 1番、目黒一君。

○目黒一 確かに今、課長も戸惑っているんじゃないかと思いますが、先ほどの中で、1等米比率が 50.3%ということはお聞きしております。町長の所信表明で報告されておりましたが、そうじゃなくして、作況指数ということで、反当りの収穫量が普通の例年の年から比べると、会津方部では例年を 100 にしますと今年度は 103 だということであったということで、私は今質問させてもらっているんですが、西会津が去年の作柄状況が、水稻の作柄状況が 100 であれば、今年度はそれに対して増収されているのか、減収されているのかということの質問をさせてもらったわけで、それに対して町としてはどのような考えで判断しておられるか、それをお聞きしたかったわけです。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 確かな数字で出したものではありませんが、今年の作柄について、会津というよりも西会津町、新潟県に近い産地においては、1割から2割の減収となっているという実態がありますので、当町においても同じ程度の状況であると認識しております。

○議長 1番、目黒一君。

○目黒一 確かに今言ったように、私も2割くらいは少なくなっているんじゃないのかなというふうには思います。そこで、今年度の作柄状況等を申し上げますと、夏は高温障害によって品質の低下とか、また豪雨によっての稲の倒伏、それから米価の下落によって収入減ということで、農家の収入は非常に減収されているというふうに思われます。なお、今年度につきましては、米戸別所得補償ということで国から補償金か何千万かということで、今課長から説明あったわけですが、それとまた、今次補正で 697 万ほどの緊急的な支援事業を実施するという予定でありましたが、実質的にはそれ以上の農家の収入が減収されているというふうに思います。

そこで、今後について、生産農家の生産意欲を向上させるために、いろんな施策を考えなければならないんじゃないのかなというふうに考えます。本当に今年度のような稲作農家につきましては、やればやるほどマイナスになるというような流れが見受けられます。

そこで、今後の農家の生産意欲を出してもらわれるような施策について、来年度の考えはどのような考えでおられるか、それをまずお聞きしたいと思います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 今ほど目黒一議員のご質問の中にもありましたように、今年は稲作農家にとって米価の下落、それから品質の低下、それから収量の減ということで、三つの大きな減収となる要因がありました。これに対しまして、米価の下落については、米戸別所得補償モデル事業の支援である程度は補える部分がありますので、町としては、今回、品質の低下による減収の部分について、今次の補正で、一部を支援するような形で補正予算に計上しております。

今後の、次年度以降の農家の取り組みに対する支援ということではありますが、次年度以降、また国の政策がいろいろ変わる要因があります。本格的な戸別補償実施、あと畑作にかかる戸別補償も始まりますので、それらの国の動きを見極めながら、町として必要な支

援について次年度以降の予算計上の際に検討していきたいと考えております。今、具体的な政策をお答えする状況ではありませんので、ご了承いただきたいと思ひます。

○議長 1 番、目黒一君。

○目黒一 次に6次産業の取り組みについて、一応、町から答弁があったわけでごひます。確かに6次産業につきましては、やはり町の6次産業の柱として、やはりやっていかなければならないのではないかというふうに考えております。先ほどの課長の答弁でありましたように、それなりのことはやっていているということの答弁がありました。私はそれを踏まえながら、もう少し予算の計上を増やして、大々的にやっていかなければならないのではないかというふうに思ひます。

それで、来年度の予算の取り組みについて、その6次産業化については、今ほどの説明のほかに、何人でも多くのかたがたが自由に、そういう要望ができるようなシステムを作って、対応できれば、ましてやその活性化につながるのではないのかなというふうにも考えられますので、そこら辺の考えは、町当局としてはどのようにお考えですか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 答弁の中でも申し上げましたように、現在、それぞれ活動していらっしやる事業主体もありますし、今、町で農林産物加工研修会を行っております。それに参加されている皆さんが、それぞれ新たな取り組みを考えておりますので、その考えが具体的になるように、そのために町としてどういうことが必要かということ、今後は考えていきたいと思ひます。

○議長 1 番、目黒一君。

○目黒一 今、課長から答弁ありましたが、それを踏まえながら、次年度の予算の対策に取り組んでもらいたいと思ひます。

次に、本年度の稲の生産調整の実施状況といひますか、それにつきましては、未達成だという当初の報告がございました。それによりまして町では、今後の影響はあるのかないのか、それらをお尋ねしたいと思ひます。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 今年度の米の生産調整につきましては、町全体では105.1ということで、5%程度未達ということになっています。これは制度が変わりまして、町の反収が504から522に上がったことによって、20町歩の作らない部分が増えてきます。あとは今までJA間で調整できた部分が、それぞれの生産調整が多くなって、戸別所得補償に取り組むことによって生産調整を達成された皆さんが出てきたことによりまして、そのJA間の調整ができなくなって、その分の減収であります。基本的には、昨年と同じ程度の取り組みでも、そういう制度内容の変更によって未達になってしまったということであります。

今後の未達成による町への影響ということで、国は来年度以降の生産調整の配分に対しましては、未達成部分のペナルティーは撤廃するということを行っております。それに沿って県から町村への配分がなされますので、基本的にはペナルティーはないものと考えておりますが、今月24日に県のほうから町村への配分が示されますので、その結果をみてみたいと思ひます。今のところはペナルティーは課さないという方向で進んでおります。

○議長 1 番、目黒一君。

○目黒一　それでは、ペナルティーについては、農林関係の事業については関わりないということでありましたが、一般交付税等についての対応については、その影響はあるのかないのかをお聞きしたいと思います。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　減反未達成の関係で交付税に影響があるのかということでございますけれども、現時点で、そのような情報はございませんので、影響はないものと考えております。

○議長　1番、目黒一君。

○目黒一　そういうことであるということで、お聞きしたんで、安心してということでございます。

それから、未収金対策について、先ほど担当課長から答弁ありました。確かに未収金対策につきましても、事情はいろんな事情があるかと思われませんが、今後、西会津町税等徴収対策本部会議を計画的に進めているという報告がありましたので、今後、十分な機能を活かして、未収金対策に取り組んでいただきたいと思います。

次に学校造林について申し上げますが、一応、先ほど総務課長から話があったわけでございますが、各地域にそれだけの所有している部分があるという報告でございました。これらにつきましても、いつまでもそのような形でおくのじゃなくて、やはり現状を踏まえて、現在どうなっているのか、それらを踏まえながら、それらの対策を進めていってほしいなというふうに思います。

私の質問は以上で終わらせていただきます。以上です。

(「一旦休議にして・・・」の声あり)

○議長　暫時に休議します。(11時19分)

○議長　再開します。(13時00分)

3番、青木照夫君。

○青木照夫　皆さん、よろしくお願ひします。3番、青木照夫でございます。

22年最後の議会であります。今次の定例会には、3項目ほど通告いたしております。一つ目、高齢者の地域支援について。二つ目、町政懇談会について。三つ目、光ケーブルの容量と伝送速度についてをお尋ねします。それでは、通告に従い順次質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

はじめに高齢者の地域支援についてお伺ひいたします。

当町は、福祉施策として、地域ネットワークづくりならびにサロンづくりの二つを各地で推進しております。このことは地域全体で取り組む活動であることから、次の諸点についてお伺ひいたします。

一つ、地域ネットワークづくりおよびサロンづくりは、現在どの程度進んでおりますか。当該事業の推進は、社会福祉協議会、民生委員、老人会などが中心になって推進されているようであります。その中で、行政としての関わりや支援は、どのように行っておられるのか。また、今後の計画などについてお伺ひいたします。

二つ、22年度の実施総合計画の体系に、コミュニティづくりとして集落機能の維持と活力向上を図るため、地域コミュニティの醸成を支援するとなっております。これは地域住民全体が対象であると思われませんが、その中でも特に高齢者に対する支援策はあるのかを

お伺いいたします。

三つ、同じく人自然にやさしいまちづくりというコミュニティづくりにおいて、当町では、65歳以上の高齢化率が42%近くあることから、事業の位置付けとして最も優先的な取り組みが必要と思われます。そのことから、みんなの声が響くまちとして、具体的な事業と予算措置などが重点施策と受け取られますが、お伺いいたします。

四つ、高齢者に多い認知症のサポーター養成講座など開かれておりますが、このことは、早期発見、早期治療をすることにより、病気の抑制や症状の改善が可能とされているようです。認知症サポーター養成講座は、認知症への理解という点では意義ある講座と思われます。しかし、高齢者がこの講座に期待していたのは、認知症の初期段階といわれているアルツハイマー、いわゆるボケ防止への具体的な対策を聞いたかったという意見が多かったようです。その意味合いで、当町における予防改善のための具体的なお考えがあるのかをお尋ねいたします。

次に町政懇談会についてお尋ねいたします。

本年4月より、黒沢自治区よりスタートされ、11月末までに消防に関する懇談会と合わせて7回が実施されております。まちづくり基本条例の第8章には、町民参加を実現するため、広く町民の意見を聞く町民懇談会が盛り込まれており、執行機関の役割として、総合計画やそのほか重要な政策を定めるとき、また物事を決定する前に、広く町民の意見を求めることとあります。その中で、今まで実施された町政懇談会の会議録が公開されております。これを要約すると、各地区の問題点の解決を行政がどのように対応してくれるのかといった要望が多いようであります。そこで次の諸点についてお尋ねをいたします。

一つ、要望ないし陳情は、従来から自治区長などから陳情・請願などへの形で出されております。そこで、あえて地区住民の参加を求め行うことが、町政懇談会という位置付けはどこにあるのかをお尋ねいたします。

二つ、そもそも懇談会とは、顔と顔とをつき合わせて話し合うのが懇談会であります。その意味では、住民の代表と行政担当者が話し合うのも懇談といえましょう。しかし、住民との対話が重視されるのであれば、開催日を土曜の午後6時以降とか、日曜日などに開催できる配慮がなされるべきと思われます。そうすることで参加人数も期待されると思うからであります。いかがでしょうか、お伺いいたします。

三つ、当該懇談会は、自治区などからの開催の申し入れを行い、実施の運びとなるようですが、現在の申し入れ地区はいくつありますか。申し入れのない地区には町から開催に働きかけをするという考えがあるのかをお伺いいたします。

次に最後の光ケーブルの容量と伝送速度などについてお尋ねいたします。これは2番議員より質問があり、重複するものがありますが、私なりに質問させていただきたいと存じます。ケーブルテレビに関する質問は、住民生活に関わりが大きいことから、私は過去において3回、今次で4回目の質問をさせていただくことになりました。周知のとおり、来年7月にはアナログ波が廃止され、これに伴う対応を総務省や放送事業側でも喚起を促しているところであります。当町におきましては、地上デジタルテレビ受信機の設置、あるいは従来のテレビにデジタルチューナーを付けるなど、地デジ聴衆への対応が急速に進むものと思われます。そこで次の諸点についてお伺いいたします。

一つ、野沢、尾野本の一部を除くと、デジタルデバイド、つまり情報格差があるようです。光ケーブルの加入世帯は、おおむね93%近くが普及されているようですが、その中には、加入できないかた、経済的にも自主的対応のできない特定の世帯があるように思われます。そこで、デジタルデバイドの解消をどういう観点から、町としての取り組み、または対策など考えておられますか、お伺いいたします。

二つ、高速通信とともに各種サービスが増えてきた中で、オンデマンドサービス、つまり見たいとき瞬時にいつでも映像を繰り返して見ることができるサービスが拡大され、ますます各種サービス料が高くなることが予想されます。町独自の光ケーブル回線が周辺市町村と同等のサービスが受けられることが基本的条件になります。

以上のことから、改めてお尋ねいたします。今後の敷設工事で光ケーブルでの容量と速度で、オンデマンドサービスなど、その他の各種サービスが周辺地市町村と同等に受けられることが基本的要件ですが、その保証はありますか。この2点が気になるところであります。今後の当町のケーブルテレビの見通しについてお尋ねいたします。

以上の3項目について質問させていただきます。明快なるご答弁を求めるものであります。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 それでは、3番、青木照夫議員の質問のうち、町政懇談会についてのご質問に対するお答えをいたしたいと思えます。

本町は、平成20年4月に西会津町まちづくり基本条例を制定し、町民の皆さんをまちづくりの主役として、町民・議会・行政の三者が一体となった協働によるまちづくりを進めているところであります。このことは議員もご承知のとおりであります。

基本条例の町長の責務の中に「町長は、町民との対話を重視し、合意形成を図りながら、総合計画等に基づき、誠実かつ公正な行政の執行に努めるものとする」とこう定められております。また、本年4月にスタートしました新しい総合計画では、基本となる考えとして「みんなの声が響くまち にしあいづ」を掲げております。

町政懇談会、町民提案制度は、これらに基づき私の提案のもとに新たにスタートしたものであります。町政懇談会については、本年4月から8自治区において開催いたしまして、約200名のかたに参加をいただいております。なお、この町政懇談会ではありますが、町が進める政策に理解を求めながら、地域の抱える課題や、町の将来に向けた諸課題などについて、意見交換を行っているところであります。この中で参加者から出されましたご意見やご提案は、議事録にまとめまして、町ホームページで町民の皆さんに公表するとともに、町幹部職員で組織している政策調整会議の中で検討して、今後の政策づくりなどにも活かしているところであります。

町政懇談会は条例等に基づき開催しているものであり、要望や陳情等とは異なっておして、先ほど申し上げましたまちづくり基本条例の実践という定義を有するものであると考えております。

次に、開催日時についての質問がありました。開催日時につきましては、お年寄りや女性、あるいは皆さんが参加しやすいように、こういう内容のもとに自治区長さんをお願いしたうえで設定していただいているところであります。休日・祝祭日を問わず、最大限

自治区の要望に沿った形で開催できるよう配慮しているところであります。

今後の開催につきましては、今のところ決定している自治区はありませんが、今後も積極的な呼びかけを行いながら、計画的に開催していきたいと考えているところであります。

その他の質問に関しましては、担当課長が答弁いたします。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 3番、青木照夫議員のご質問のうち、高齢者の地域支援についてのご質問にお答えいたします。

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が、住み慣れた地区・地域で安心して暮らし続けていくためには、それぞれの地域で支え合う見守り体制を充実していくことが重要であり、地域住民自らが主体的に支え合う取り組みが求められております。

町では自治区や民生委員、老人クラブ、ボランティアなどのかたがたと協力をしながら見守りネットワークやサロンの組織化を地域包括支援センターおよび社会福祉協議会と一緒に進めているところでございます。現在、町内では4自治区に見守りネットワークが組織されており、見守る側と見守られる側の双方が話し合いのうえ、地域の特性や状況に合わせた見守り活動を実施しております。また、サロンにつきましても自治区や民生委員が中心となった自治区単位と老人クラブ、婦人会などが中心となった地区単位で開催されております。気軽なお茶飲みや食事会などの活動により、高齢者の閉じこもり予防にも役立っておるところでございます。

ご質問の町の支援につきましては見守りネットワークやサロンについての説明会の開催や各種資料の提供、会議等でのアドバイザー的役割を通して、組織化に向けた準備段階からの支援を行っております。今後は町内全域に見守りネットワークやサロンの取り組みを広めるための自治区説明会などを積極的に開催してまいりたいと考えております。

次に、集落機能の維持と活力向上を図るため、特に高齢者に対する支援策のご質問についてでございますが、町では現在、高齢化率60%以上の自治区を対象に聞き取り調査を実施し、自治区から要望のあった支援の内容を整理しているところであります。来年度から集落支援員制度を設け、自治区からの高齢者対策を含めた支援要望に対応していきたいと考えております。

次に、平成22年度実施計画事業のコミュニティづくりについての具体的な事業と予算措置はというご質問であります。町では毎年、町民のみなさんが安心して生活できるよう各種事業に係る予算を計上しているところであります。22年度は自治区の調査に基づき支援内容を整理し、今後の実施に向け、ソフト・ハードの両面にわたった事業の構築をしているところでございます。

次に、高齢者の認知症対策についてお答え申し上げます。ご承知のとおり、認知症の原因につきましては、アルツハイマー、脳梗塞などによるもののほか、転倒などによる外傷などさまざまな要因により起こるものであります。認知症高齢者につきましては、家族はもとより周囲のかたがたが正しい知識を持ち、地域のかたがたの理解と協力のもとに、地域ぐるみで認知症高齢者本人とその家族を支えていくことが重要であります。

このため、本町においては平成18年度から、地域や職場などにおいて自発的に認知症高齢者や家族への声かけや見守りをなどの活動をしていただく認知症サポーターの養成を

進めてまいりました。その結果、現在延べ 1,095 名のかたがたに認知症サポーターとなつていただいたところであり、今後もその活動を継続して支援しながら、さらに多くの皆さんに広く知っていただくことが必要であると考えております。

ご質問の認知症防止対策につきましては、まず一つ目に認知症の早期発見・治療により進行を遅らせること。二つ目に健康診査の受診、食生活の改善、適度な運動により脳梗塞などの脳血管疾患を防止すること。そして三つ目に対人活動、例えば老人クラブの活動に参加する、あるいはサロンに参加することや、知的活動、例えば、毎日新聞を読む、日記を書くなどにより脳の活性化による予防と進行を遅らせることから、広く地域の皆さんに普及・啓発すること、そして実践していただくことが重要であります。

町といたしましては、関係機関と連携し、保健事業や介護予防事業などにより対応しておりますが、今後さらに認知症予防対策を進め、安心して暮らすことができる地域社会づくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 3 番、青木議員のご質問のうち、光ケーブルの容量と伝送速度についてのご質問にお答えいたします。

まず、1 点目の経済的に自主対応ができない世帯に対する対策についてであります。国の簡易チューナーの無償給付の制度が、NHK の受信料が全額免除から、町県民税非課税世帯まで拡大されることが決定されましたことから、町としましては、対象者の皆さんが国の支援を円滑に受けられるよう、積極的な周知作業を進めてまいりたいと考えております。

なお、インターネットの町の対策についても、ご質問がございました。町ではインターネットにつきましては、民間事業者と比較しまして、格安な料金でサービスを提供しております。こういった皆さんがたに、インターネットまで特別な対策については考えおりませんので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、インターネット回線の容量と速度についてのご質問であります。テレビで利用できる一般的な民間のサービスとして、ジュピターテレコム、アクトビラ、NTT ぷらら、KDDI 等で提供している映像配信サービスがあります。いずれもテレビに対応機器とインターネット回線を接続して利用するものであります。これらのサービスに必要な通信回線の速度は、各サービス会社によって異なりますが、一部のサービスにつきましては、ケーブルテレビのインターネット回線を通じて利用することができます。

現在、町ではケーブルテレビ高度化事業第 2 期整備工事に着手しており、平成 23 年度中には町内全域の光ファイバー化が完了する計画であります。この工事が完了しますと、インターネット環境につきましても、これまで以上に高速で安定したサービスの提供が可能であり、ご提示のあったオンデマンドサービスの利用も十分可能であると考えておりますのでご理解いただきたいと思ひます。

○議長 3 番、青木照夫君。

○青木照夫 高齢者の地域支援について再質問させていただきます。

現在、今町では、ネットワークが五つ、サロンが 10 というふうな数があがっておりますが、その中で私が質問をさせていただいたのは、サロンの内容についてであります。

が、サロンというのは、正常なかた、健全なかた、また認知症ないし、あるいは体が不健康なかた、分けられますが、サロンの対象者は健康なかたを対象にするということですが、なぜかという、今高齢者のかたは孤独死、また自殺者が全国的にも非常に多い、そういうことでありますので、サロンということは全国的にもそういう活動が進んでおられるわけですが、現在、町ではそういった今の説明の中には、いろんな形で活躍されておりますということですが、内容について、こういう効果があったとか、こういう成果があったということがあったら伺いたいと思います。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 高齢者を対象としたサロン事業であります。これは、町は大きな事業として大々的にお願いしているわけではなくて、例えば集落ごと、あるいは老人クラブごと、こういうことに対して、今、議員がおっしゃったように、閉じこもりということが非常に、例えば認知症になる可能性が多いということで、その地域のかたがたで月1回でも、週1回でも、定期的にお話会をしたり、お茶飲み会をしていただいたり、そういうことで表に出てきてもらうということが目的でございます。この事業を進めていきたいというふうに考えておまして、地域包括支援センター、社会福祉協議会と一緒に、特に老人クラブを中心に啓蒙作業をやっているということでございます。

それで、その出てきていただいた皆さん、やはり非常に気持ちが、閉じこもりから明るくなってきたと、いわゆるネガティブからポジティブになってきたというような効果は現在話を聞いております。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 私も先ほど言ったように、これは大変な高齢化に対する対策であるということで、私も今年、サロンを立ち上げということで話し合いをさせていただく機会がありました。都合3回ありましたが、結果的には至りませんでした。原因は何かという、今、課長が答弁された中には、おそらく集落のかたがたのいろんな効果とか、集まりとかの中での報告であろうかと思いますが、町内、町うちの集まる場所がないと、まずそういう問題がありました。それに対しての高齢者のかたが、なかなか難しいと。次に問題になったのは資金がないというお話がありまして、結果的にはいろんな町職員のかたも、また民生委員のかたも、老人のかたも集まっていたら、それぞれの意見、アドバイスをいただいて一生懸命話し合いはさせていただいたんですが、質問がまたがりますが、予算がないと、高齢化で大切であるというならば、私はこれからのサロンづくりにはきちんとした予算づくりが成されるべきだということを自分の行動の中で感じました。町長にその点、高齢者に対する、これからのサロンづくりに対しての前向きな姿勢を、どうしたらいいのかということ、今の私が述べた中で感じられるものがありまたらご答弁をお願いします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今ほどの話を聞いておまして、これから認知症にならない一つの対策として、こういうサロンづくりの必要性というものを十分感じたところであります。

そこで二つほどご提起をいただきましたが、一つは、場所がない。あるいはもう一つは資金がないということのご提言であります。場所については、その規模、あるいは内容等によって、具体的にどういうサロンの内容にするかということで、いろいろ工夫をすれ

ば、現在ある施設等々でできるのではないかというふうに思います。例えばこの老人クラブが、最近行ったサロンの中において、これは中央老人クラブだったのでしょうか、公民館を利用して、そして実際にやられた内容等が、あれはいつの新聞でありましたか、実際出ておまして、それを見て、ああこういう具体的な内容が、今、老人クラブのかたで取り組んでいらっしゃるんだなということに関心をしたところであります。

したがって、このやり方、方法によっては、その具体的な進め方によっていろいろ工夫もあるかと思しますので、現在、その場所等については、やり方でいろいろ、一人でやるべき問題ではありませんので、今ほどの課長が答弁いたしましたとおり、社会福祉協議会、あるいは福祉会、そして町関係者、こういったことでいろいろ語り合いしながら、方法論を考えて、その場所等々を決めていただければ、現在ある場所、あるいは集落ごとにおいても、集落の中で十分可能な範囲内でこれが実施できるのではないかというふうに思いますので、こういうことを工夫しながら取り組んでいただきたいと。そして、あとからもっとこうした施設が必要だということであれば、また提言をいただければいいのかなというふうには思っているところです。

次の、この予算の問題でありますけれども、私も具体的に予算がないと言われてしまっても、議員がどういう内容でこの予算という問題を提起しているのか、ちょっと理解に苦しむところでもありますので、例えばで結構でありますから、こういうことで資金がなくてできないということであれば、その課題について提起していただければ、その内容について検討することも必要ではないかというふうには思っているところであります。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 今、町長の答弁の中にありましたが、中央老人会が公民館を利用して実施されたということではありますが、これは多分、県の補助で年に1回、それも申請したクラブに補助しますという内容でやられたんだと思いますが、私の願っているのは、公民館や単発的なそういう実施ではなくて、やはり常に身近なかたが集まれる、お茶飲みができる、話し合いができる、そういう雰囲気サロンづくりが私は理想と思っております。

そんな中で、今どんな内容の予算が必要なのか理解に苦しむと言われますが、「人と自然にやさしいまちづくり」の中に、これは質問の中で申し上げた集落機能の維持と活力向上を図るため、地域コミュニティの醸成を支援するという内容の言葉があるわけですが、その中の予算がゼロなわけです。私は先に申し上げましたように、老人化率がもうすでに町内においては60%も達するようなところがあるわけです。そんな中で、やはり重点施策として考えるならば、やはり一生懸命やりたい、手助けをしたいという団体には、やはりこの項目には、予算の必要性が私はあると思う一人であります。

現在、私の住んでいる町内、120世帯あります。それで一人暮らしが65歳以上で18世帯、それで65歳の夫婦の老人が20世帯、それから親子、65歳で親子で暮らされているのが10世帯があります。合わせると約50世帯になるわけですね。そういう中で高いパーセンテージが示されておるわけですから、私も住んでいる以上は、そのかたがたにも元気に、そして安心安全な町にお手伝いをしたいという願いがあるところから、ぜひその辺の、今後の予算に関してぜひお願いしたいところであります。

それともう一つ、実施に至らなかったというのがもう一つは、責任はじゃあどうなるの

かというところが話し合いの中で出てきました。というのは、必ず集まったら事故や、必ずいろんな問題が高齢者の中にはあります。その中では、保険とかいろんなことがありましようが、老人会なのか、行政なのか、福祉協議会なのかというような問題があったわけです。そういうことを踏まえると、場所と予算と責任ということを考えたら、これからはきちんとして、各課なりの対策をしていただかないと、サロンということは名前だけで終る可能性があると思います、その点いかがですか。課長どうですか。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 サロンの件でございますが、例えば集落においては、だいたいの集落が集会所を持っておりまして、そこでサロン活動をしているというような実態が多いようです。あるいは、個人の家庭でお茶飲みをしていると、つまり集落全体の中のうちこの規模、この規模、この規模ということで、個人の家庭でそういう活動をしている状況もございます。その予算について、今、議員さんが予算が欲しいという質問でございましたが、どういふ面に対する予算なのか、ちょっと私も分からない部分があるので、あとで教えていただきたいと思っております。

それからもう一つは、ボランティアの件ですが、これを、サロンというものを実際に実施するかたがたに対して、例えば社会福祉協議会の場合はボランティア保険というものがございまして、それはこれから社会福祉協議会あたりと協議しながら対応できるのかなというふうには思います。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 予算に関することの中では、送り迎えはどうするとか、維持管理はどうするのかというような細かいことになってきますが、それ以上のことの費用とか、いろいろかかるという話し合いが出ております。

それはそれとして話、同じ福祉関係のあれでちょっと変わりますが、認知サポーター養成講座のことでお伺いしたいと思っております。これは、今、課長が言われたように1,095人がサポーター養成講座に参加されたということですが、私が質問書にお話させていただいたのは、お話は聞かせてもらったと、参加されたかたは、その言葉があれですけども、アルツハイマー、ぼけになられたかたの対策はどうなったのか、それを聞いたかたは、お話だけで終わったと、それでその講習をいただいた、受けたかたは、オレンジリングとか何かをいただいたというようなお話があるんですけども、その点の中身について、少し詳しく教えていただけますか。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 認知症に関する予防であります、まずはじめに認知症サポーターにつきましても、今、議員がお話されたとおりでございます、認知症のかたがたに対して地域で、あるいは家族でどうして接したらいいのだろうかということを勉強会をさせていただきました。

さて、それでは実際に今お話ありましたように、認知症に対する予防、それから今後の行政としての扱いであります、先ほど申し上げましたように、まず脳血管疾患にならないように、これは一番の原因であります。そのために保健事業として検診、あるいは食生活、それから運動というのを高齢者に対して口腔ケア、あるいは介護予防のための運動教

室を重点的に今、旧群岡中学校でやっています。さらに介護予防教室として、地域に入ってそういうお話をさせていただいております。

では認知症になってしまったら、なかなかこれを治すというのは非常に難しい話であるそうございまして、より進行を止めるという作業の中では、これがいわゆるサロン事業として一緒に会話したり、外に出てきてもらって、いろんな一緒に読み書きをしたり、あるいはあるところでは計算尺をもちいて、そういう頭の回転を良くするというようなことをやっている行政もあるそうではありますが、これからわれわれは、やっぱり一番大きな保健事業と介護予防事業、そして、その接し方、これに対して十分町民のかたがたに対してこれから啓蒙していくということを考えております。

(「オレンジリングの内容について」の声あり)

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 オレンジリングにつきましては、そのサポート養成講座を受けた 1,095 人のかたに、それをお贈りして、認知症のサポート養成講座を受けましたよと、私は理解した人間ですよということが分かるような証明ということになります。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 今、1,095 人が認知症サポート養成講座を受けたということで、大変な数なわけですね。それは各商店とか、銀行とか、また役場の職員のかたが対象であったとお聞きしているんですが、私は実際、そういう 1,000 人もいるというなら、オレンジリングが誰がかけているのかとよく見ていたら、ほとんど見えないと、それはどういう意味なのか、形だけなのか、本当に認知症サポーターという自覚があれば、もっと別な形でいろんな発展性とか、そういう補助とかあってもいいんじゃないかなということがありましたから、その 1,095 人のかたたちの、現在どんなサポーターをされておられるのか、もう一度聞かせてください。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 先ほど申しあげましたように、自治会、老人クラブ、いろんなかたがたが含まれて 1,095、いわゆる町民の、8,000 人の町民のうちの 1,000 人のかたがたが、認知症に対して理解を得ている、これからその人たちにどう対応していったらいいのかということ、これからの生活の中で実践していただきたいということで始めた事業であります。その証としてオレンジリングを送付したわけではありますが、それが常々かけているからどうのこうのという問題ではなくて、頭の中にそれがあればいいのかなというふうに考えております。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 今、認知症に関することですが、認知症には、課長が言われたように脳欠損による重度の認知症と、またアルツハイマー的な軽い認知症のかたが二通りがあるわけですが、アルツハイマー型は、今NHKテレビでも、これは完全に治ると、早期発見、早期治療で治るということが報じられておるわけです。その中で、非常にこれは将来、集団検診でも使ってもいいんじゃないかなというような放送内容がありました。それはなぜかと、匂いのかいで、それでそのかたの認知症、ある程度発見できるということが放送されておりました。これは人間の嗅覚療法、アロマパワーというような内容のもので、匂い

でその人の脳の刺激とか分かるそうであります。これは将来、ほかはどうかのこのでなくても、町でもしそういうことで前向きに検討できるものであれば、早期発見、早期治療のために、そういう嗅覚療法というものを取り上げられるように、ぜひ提案したいと思えます。町長いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員はいろんな知識が豊富でありますから、アルツハイマーにかかる人はどんな匂いなのか、私はかんだことがないので分かりませんが、一度、なるほどこういう匂いがアルツハイマーなのかということ、かがせていただきたいというふうには思っているんですが。これからいろんな治療方法とか、取り組み方法、まず町としては、かかってしまうという以前の問題で、かからないためにはどうするかという、そういう取り組みというものは、やっぱりこれから必要でありますので、していかなければならない。そういうご提言についてはいろいろと勉強させていただくなり、有効な手段においては、積極的に取り入れてまいりたいというふうには思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 町政懇談会についてお尋ねいたします。ご答弁の中にありましたけれども、これは町民との対話を重視し、合意形成の中でやらせていただいているということの答弁がありました。私は会議録、7回の会議録を見させていただきました。その中で感じたことを質問させていただいたわけですが、町民懇談会、それで町で示しているのは町政懇談会ということで開かれているようであります。私は、町民懇談会と、そういう町政懇談会がどうもごちゃ混ぜで、私なりにちょっと理解できなかったから、それをただしたいということで質問したわけですが、はじめにやはり、今、町政方針ということで、あとから町長が会議録の中では、今現在町はこうである、将来こうである、例えば学校を造りたい、日本一の学校にしたいと、しかし財政的にも不安あるというような内容のことで、町民に語られかけております。私はそれが町政懇談会だと思います。はじめのころは、いろんな意見を、道路の問題、バスの問題、また上下水道の問題、いろんなお話が会議録に載っております。その辺のことを、私はどうせやるならばわかりやすく町政懇談会でやると、町長の考えはこうである、町の考えはこうであるというようなことをきちんと明示して懇談をされるべきではないかと思いますが、町長はその辺いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 町民懇談会も町政懇談会も、統一していないということであれば、やっぱり統一して行くことが正しいのかなというふうには思っておりますので、その点については、今度この文言で整理をしていくことも必要かなというふうには思えます。

ただ、私はいずれにしても、町政であれ町民であれ、この懇談会という中身については、そう変わるものでは決してございません。そしてその内容等につきましては、これまで行ってきたのは、町のほうから、あるいは町長のほうから直接特定した自治区に対して行ってくださいという働きかけを行ってきたことは一度もございません。これまで行ってきた中においてどういう形を取ってきたかといいますと、例えば毎年集落ごとにそれぞれ収穫祭とか、あるいは恒例で行っているような会議がございますから、そうした中において町長が参加してくれないかということがございます。そうした場合において、例えば収穫

祭といっても、これはいろいろと集落の皆さんと一緒に懇談をするわけでありませんが、もし飲み食いだけで終ることであれば、その前段で1時間や、あるいは2時間程度の中で、お互いに集落の皆さん、集まれることであれば全員が集まっていたいただいて、そしていろいろな意見交換をしたいということを持ちかけながら、集落で設定をしていただいているわけであります。

したがって、これまで8回は、すべてそういう形を取ってまいりました。まずその集落に行きまして、町政懇談会、この部分は町が司会を持って、そして町の課題提供という意味においては、まず町全体の最近における行政のあり方、あるいは町長自らが今どういう視点でもってまちづくりに取り組んでいるのか、こういうことをお話しをして、そしてその前段で集落の皆さんの課題提供ということがありますので、事前に町として集落から出た問題に対して、あるいは出される問題に対して、分かる範囲内であれば教えていただいて、それに直接答えられる範囲の中でお答えしていきましようという形を取って意見交換をするわけです。その中には、具体的な道路の問題とか、あるいは水道の問題、下水道の問題、さまざまな課題は出てまいりますから、それは町の考え方の範囲内でお答えをする。そして町政全般的な話題に対してはお互いに意見交換をするという内容で設定をしているところであります。

したがって、これからいろんな自治区のところで、積極的に町政懇談会を開催をしたいということであれば、日程をつくりながら直接今までの内容等含めて対応していきたいなと、こんなふうな取り組みを進めていきたいと思っています。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 町政懇談会の中身について、もう一度お尋ねしたいと思います。先ほど、言葉が前後しますが、学校を造りたいという、町民との対話の中で、町民の皆さんは今、何を考えていらっしゃるのかということ、10人聞きますと8人は、おら反対だと、中身はわからない。今、反対だと、野沢小学校が、あれだけのことが今もったいないというようなことの話があるわけですね。ですから、町政懇談会の中で、今現在こうなんだと、将来はこうなんだと、今、町の統合の審議会、検討委員会ではこういう中だと、財政はこうです、皆さん将来こうなんですよということを本当に町民に、先々のことをいうばかりではなくて、この跡地をこういうふうにご利用します。安心してくださいというようなことを、やっぱり町民の皆さんに申し上げないと、せつかくのそういう計画がまだまだ浸透しきれないというものがありますので、今後もしそういう機会がありましたら、どんどんそういう町民のかたにはわかりやすく説明していただきたいと思っています。

次に質問を変えます。ケーブルテレビのことについてお尋ねします。これは、私もこれで4回目でございます。これは端的に申し上げます。これは近隣市町村と同等の将来について保証がありますかということでございます。それで、現在のメガはいくらなんですか。将来にわたってはどのような、先日は40メガとか、承ったことがありますが、この明示されておりませんが、その辺はどうなっているんですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 ケーブルテレビの前に、少し看過できない問題がありますので、若干これ誤解のないように答弁きちっとしておきたいと思っています。

今、小学校問題で、新しく小学校を建てるのに 10 人のうち 8 人が反対をしているというようなことでありますが、私はこれまでの住民懇談会の、町政懇談会の中で、そういう話を一度も聞いたことはありません。ですから、そのところだけは、これは誤解のなさらないようにしっかり対応していただきたいというふうに思っております。

したがって、ここで小学校の問題をとにかくいうつもりは毛頭ありませんけれども、やはり議員ご指摘の小学校問題については、これは町の方針を明確にお知らせしているわけですので、そしてこのことについて、メールで反対だとか、あるいは直接電話で、あるいは投票で、小学校をなぜ造るのかなんていうことは 1 件もないということを明確に申し上げておきたいというふうに思っております。

さて、メガの話であります、現在 50 メガでありますので、今度、光になると 100 メガに変えます。したがって、これまでいろんな課題については、すべてその 100 メガであれば、いろいろ議員が指摘されている内容については十分に対応できるものというふうに思っているところであります。

○議長 3 番、青木照夫君。

○青木照夫 今、ケーブルテレビのことについて 100 メガを敷設されるということを知りました。それを聞けば、私はオンデマンドサービスは可能なのかなということですので、一応 100 メガということを受けさせていただきます。

以上、これで一般質問を終らせていただきます。

(「議事進行」の声あり)

○議長 12 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 私は人の質問にけちを付けるわけではないんですけども、質問とはということ、やはり質問の内容を、何をただしているのか、何を聞いているのかということ、これを明確にしておかないと、これケーブルテレビで見ているんですから、結局その質問の明確なあれが分からないと思うんですよ。だから、例えばその一例を申し上げますと、今、3 番の青木議員の話なんか聞いてみると、いろんな町内でもって話し合いをする場をつくりたい、そういったものにしたいけれども、その返ってくる言葉は予算がないからということ、じゃあどういうことを意味している分からないんですよ。具体的にそういう結局、町内ごとの話し合いの場をつくれますから、だから何を言っているのか。例えば、具体的に集まってお茶飲んだとき、お茶菓子代とか、それを出せというのかとか。そういう具体性がないんですよ。見ている人は何を聞いていて、また完全な答弁のあれもなされていないわけですよ、これに対する予算措置をすとかしないとか。

だから聞いている人は、議会ってあんなものかという誤解されることがあるんですから、私も含めて、疑問点を執行部にただすというのが本筋なんですから、質問者は何を聞いているか明確に質問しまして、それに対する町側としては的確な答弁をするというのが、それがこの本筋だと思ってしまうんですけども、それを十分踏まえて進めたいと、私はこう思います。以上です。

○議長 ただいま 12 番、長谷川議員から提言がありました。これ以降の質問者、その趣旨を踏まえて質問していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

4 番、荒海清隆君。

○荒海清隆　皆さん、こんにちは。4番、荒海清隆でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず小学校統合の件についてでございますが、24年春からの開校を目指している小学校統合の進捗状況と、開校までのスケジュールをお伺いいたします。本件につきましては、11月24日の臨時会において、小学校統合推進委員会の中間報告がなされたところであり、すでに校名、校歌等は公募されておりますが、広く情報を発信する意味からも再度お伺いをするものであります。

次に、閉校となる各小学校の記念事業等はどうのような方法で行われるのでしょうか、このことについてもお伺いをいたします。

続いて、地域のよりどころであった小学校がなくなることによる住民へのケアをどのように考えておられますか。

最後に、閉校となる各小学校の利活用など、どのようにするかをお伺いいたします。このことは、今から議論していても決して早いものではないと考えております。

以上、小学校統合に関する質問といたします。

次に、農業と観光についてでございますが、私は経済常任委員会に所属しており、委員会では、去る10月13日から15日にかけて長野県中野市と小布施町を行政調査してきたところです。このことを踏まえて質問をさせていただきます。

農産物加工施設については、中野市の豊田農産物加工組合を調査研修してきたところでございます。すでに委員会報告がなされていますので概要等は省略をいたしますが、報告のまとめとして、本町においても地場産品にさらに付加価値を付け、特産品の開発や意欲ある起業家の育成に力を注がれることを望むものであると締めくくっております。いまさら申し上げるまでもありませんが、管外行政調査は、町が直面している課題等を、その先進自治体に行き調査研修してきて、本町においてはどうかあるべきかを町に提言する調査であります。本町においても、加工施設の要望があります。町の所見をお伺いいたします。

また、協働のまちづくりの観点からも、今それぞれが何をなすべきかということも併せてお伺いをいたします。

観光についてお伺いをいたします。今、本町では10年、20年先を見据えた観光資源の発掘と開発が必要であると考えています。この件についても、長野県小布施町の行政調査から考えてみたいと思います。小布施町でのまちづくりは、昭和51年葛飾北斎の肉筆画を保存する北斎館の開館から始まったといわれております。その後、中学生、老人会の花壇づくりが花のまちづくりに発展し、先進地であるヨーロッパ研修事業を実施するなど、徹底した花のまちづくりに取り組んできたといえます。そして昭和57年には、官民一体となって町並み修景事業に取り組み、町並みの整備を行ってきました。これは協働のまちづくりであり、小布施方式といわれているようです。そのほか、こんにちまで数々の施策を打ち出して、徹底した観光のまちづくりを進めてきた結果、こんにちの小布施町があると思われま。この間、30年以上の歳月をかけて、官民一体となってまちづくりをしてきた小布施町民の熱意と努力には、大きな感銘を受けた次第です。

省みるに、本町においての観光開発はまだ遅れており、一貫した事業の必要性を痛感しております。町のご所見をお伺いいたします。

最後にバイオマスタウン構想についてお伺いをいたします。今、環境問題が議論される中、生ごみの堆肥化や荒廃する山林の再生を図るためにも、バイオマスタウン構想の策定が必要と思われます。町のご所見をお伺いいたします。

本件については、去る7月7日に経済常任委員会の所管事務調査において、隣町である新潟県阿賀町において研修したことであります。阿賀町では、バイオマスタウン構想が国に認知され、本年度から事業が始動するとのこと。この事業は間伐材を燃料化し、暖房、給湯機器で消費する地産地消のエコエネルギー事業と位置付けており、森林整備も兼ねた農林業の再生や雇用の創出が見込める事業でもあります。

わが町においても森林の荒廃が著しく、早急に森林の再生を図る手立てが必要であります。生ごみの堆肥化や間伐材のペレット化と、総合的なバイオマスタウン構想の考えはないのでしょうかお伺いいたします。

以上で、私の一般質問の説明といたします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 4番、荒海清隆議員のご質問のうち、小学校統合の進捗状況、さらにはバイオマスタウン構想の2点につきまして答弁させていただきます。

まず、小学校統合の進捗状況と開校までのスケジュールについてのご質問にお答えします。

町では6月町議会において、統合小学校の開校は平成24年4月と定め作業を進めるとの小学校統合に向けた基本方針をご説明申し上げました。現在、この基本方針に基づき、鋭意作業を進めているところであります。町長が主要事項報告で述べましたように、統合小学校の開校や学校整備などの重要事項について審議していただくため、学校関係者や町民の代表等で組織する小学校統合推進委員会を10月27日に設置いたしました。これまで2回開催し、統合に向けたスケジュール案や統合小学校建築事業の基本方針、統合小学校の校名、校歌の募集、運動着等の選定方法などについてご説明申し上げ、ご意見、ご提案をいただいたところであります。

また、現在の作業としては、校名、校名の公募に係る事務作業や運動着等の保護者等へのアンケート実施による選定作業、新校舎整備基本設計に係る業者選考作業を進めているところであります。

今後は、統合小学校の仮校舎となる野沢小学校の整備や学校備品等の確認、スクールバスの運行形態や教育目標、教育課程の検討、県教育委員会との協議など、教育環境の整備や開校に向けた諸手続きを順次進めていくこととしております。なお、3月議会においては、開校準備に向けた新年度予算を、9月議会においては校名決定に伴う条例改正案を提出する予定であります。

次に、閉校記念事業についてのご質問であります。現在、各小学校では長い歴史と伝統を持つ小学校の閉校に伴う記念事業を実施するため、PTAや地域のかたがたを中心として、閉校記念事業実行委員会を設立して、具体的な事業内容を検討しているところであります。

町としましては、地域をあげて心のこもった記念事業が展開できるよう、また、各校間に大きなアンバランスが生じないように、各校閉校記念事業実行委員会と随時連携協議しな

がら、記念事業を推進していきたいと考えております。

次に、学校が閉校となることによる住民のケアについてのご質問にお答えします。小学校の統合は、少子化に伴う児童数の減少という現実の中で、子どもにとってどのような教育環境が望ましいのかを町民の皆さんと共に検討を重ねた結果、5校の小学校を1校に統合するという結論に至りました。それにより、平成24年3月をもって五つの小学校が閉校することになります。

先ほども申し述べましたように、各小学校では閉校記念事業が予定されており、思い出としての記念碑や記念誌など、それぞれに心に残る特色のある内容で伝統ある各小学校の歴史を後世に伝えていくこととしております。また、小学校が1校になったとしても、児童生徒と地域住民のかたがたが触れ合える機会を設けるなど、関わりが継続されるよう配慮してまいりたいと考えております。

次に閉校となる各小学校の利活用についてであります。小学校はそれぞれの地域のシンボリックな施設であり、地域の皆さんにとっては格別に愛着のある施設でもあることから、今後、地域の皆さんからご意見をいただき、地域活性化を図るための施設等に活用するなど、できるだけ施設の存続を図る方向で検討していきたいと考えております。

しかしながら、野沢小学校を除き、いずれの施設も耐震化が図られておらず、不特定多数のかたに利用いただく施設とする場合には、耐震補強や大規模改修工事が必要となることから、費用対効果等も十分踏まえ、利用計画を策定する必要があるものと考えております。具体的には、自治区長会議などで地区での利活用を検討されるよう提起するなど、町民の意見を十分踏まえながら検討してまいりたいと考えておりますのでご理解願いたいと思います。

次に、バイオマスタウン構想についてのご質問にお答えします。

バイオマスとは、動植物から生まれた再生可能な有機性資源であり、家畜の排泄物や生ゴミ等は堆肥として、森林資源は、チップやペレット化しストーブやボイラーの熱源のほか火力発電などにも利用されています。

これらバイオマスを活用する事業については、地球温暖化防止や資源の有効活用に繋がる事業であることから、国や県でも各種補助事業を設けるなどしながら、市町村等への事業導入を促しているところであります。町としましても、雇用の拡大や地域活性化につながる事業であることから、導入に向けた検討作業を行った経緯がありますが、50%程度の補助事業はあっても多くの町負担金が生じること、堆肥化施設にあっては堆肥の材料となる稲わら・籾殻等はふんだんにあっても、当町には熱源となる畜産堆肥がないこと、生ごみなどの回収には多額のコストが必要なこと、森林バイオマス施設にあっては、きめ細かい作業道の整備がなされておらず、原材料の回収コストが高すぎるなどの問題があり、採算が取れるような事業計画が立てられず現在に至っております。

バイオマスタウン構想につきましては、策定することで、ハード整備に係る助成が優先的に受けることができるなどのメリットがあります。具体的な事業計画が出てきた場合には、策定作業に取り組んでいく考えでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 4番、荒海清隆議員の農産物加工施設の整備に関するご質問にお答えい

たします。

農産物加工は農作物の付加価値を高め、農業所得の向上を図るとともに地域の活性化につながる大変有効的な取り組みであると考えております。今年度の事業として、10月から3月までの6カ月間の予定で農林産物等加工研修会を実施しております。参加者の募集にあたっては、定員20名を予定しておりましたが、それを大幅に上回る28名の申込があり、そのことから町民の皆さんの関心の高さが感じられたところです。

この研修会では、商品開発や加工技術の講義、先進地の実施研修など、来年3月まで7回開催する予定です。これまで食品衛生法やJAS法など基礎的な内容で2回実施しており、今後は視察研修を含め、保存技術や加工技術等について研修する予定であります。

研修を進めるにあたっては参加者の意向の把握が重要と考え、申込の段階で申し込みの動機や今後どのように加工に取り組んでいきたいかなど、個々の思いを確認したところがあります。その中では、ほとんどの方が、加工品の製造・販売を希望していますが、具体的な取り組みについては、個人での取り組みを考えているかたとグループでの取り組みを考えているかたがおり、加工品目についてもさまざまな考えでありました。

今後は、研修をとおしてより具体的な計画にするため、どのような加工施設にしていけば良いのか、また、それに対しての町の支援についてなど、より具体的な話をしながら、実施に向け積極的に取り組みを進めていきたいと考えております。

また、長野県中野市の加工施設の取り組みについては、生活改善グループでの取り組みから10年を経て、自分たちが出資してでも加工施設をつくりたいという一途な思いが、村や県を動かし、加工施設の整備となり、成功に導いたものと考えております。この取り組みを参考にして、加工施設建設にむけ、町も積極的に進んでいきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 4番、荒海清隆議員のご質問のうち、観光資源の発掘と開発についてのご質問にお答えいたします。

本町は、参拝客が年間15万人を超える大山祇神社や鳥追観音などの名所旧跡、磐梯朝日国立公園の飯豊連峰や銚子の口、奥川の溪流などの豊かな自然、さらには年間約40万人の利用者を数える交流物産館「よりっせ」など数多くの観光資源を有しております。

町では、地域の活性化を図るための重点施策の一つとして交流人口の拡大を掲げ、現在、総務省の地域力創造アドバイザー事業を活用し、株式会社ジェイティビー取締役の清水慎一氏をアドバイザーとして迎え、町全体の観光振興を目指した取り組みや、西会津元気グリーンツーリズム協議会の取り組み、さらには町内の若者によるプロジェクトチームの取り組みなど、町の活性化や子供農山漁村交流プロジェクトの受け入れなどによる交流人口の拡大を目指したさまざまな活動が展開されております。この活動の中でも、町が有する豊かな自然と景勝、名所旧跡などを活かした観光資源の発掘と開発に取り組んでいるところでもあります。

しかし、観光開発は一朝一夕に目に見えた効果が現れるものではなく、これらの取り組みにつきましても、将来を見据えた人材育成と受入体制の整備を図るためのものであります。町といたしましては、これらの取り組みとともに、観光PRの強化や施設の整備、さ

らには他市町村との広域連携などにも積極的に取り組み、観光の振興を図ってまいる考えでありますのでご理解願います。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 それでは、最初の小学校統合のことをございますが、最初の1番と2番は、それぞれに小学校統合推進委員会の中間報告がありましたし、一生懸命その中で議論されておるとお思いますので、この点についてはすでにお話があったとおります。

次に、閉校記念事業なども、閉校記念事業実行委員会ですか、その人たちが中心になってやるというようなことをございますので、その件につきましても、よりよい記念事業ができますことを願っております。

3番目に地域のよりどころであった小学校がなくなることのケアなんです、このことについてもう少し質問させていただきます。担当課長さんが言われておりますが、閉校記念の記念碑や記念誌、それぞれ心に残る特色のある内容で、伝統ある各小学校を後世に伝えていくこととしておりますというようなことで、小学校1校がなくなったとしても、地域住民のかたがたがふれあいの機会に配慮するというようなことをございますが、具体的にどのような配慮でありましようか、お尋ねをいたします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 現在、各小学校で放課後、さらには土曜日とか、子どもたちと地域の皆さんがふれあうような子ども、放課後子どもクラブだとか、いろんな活動をしております。そういった活動については、今後も継続していけるような形を取っていきたいというふうにござしているという内容をございます。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 そうすると、今までのように子どもたちと地域の住民がふれあうことができるような考え方でやっていくというようなことで、あと、公民館活動ですか、そういう事業等もまだまだ継続されるようお願いをしたいと思います、その辺はどうでしょうか。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 お答え申し上げます。

公民館活動につきましては、統合小学校になるからといって見直して、これをなくすとか、そのような事業は今のところないと思っております。各地区のいろいろな発表会とか、また地域ぐるみで老若男女、本当にいい一日を過ごす、そのような行事はますます盛んにしていただかなければいけない部分かと存じますので、小学校の統合について派生する問題として、今ほど情報課長からご答弁申し上げましたように、今まで定期的に行っていた地域の皆さんと子どもたちとのふれあいの場、このようなことは可能な限り継続をして、頑張っていくように努めたいと思っております。

結論から申し上げますと、公民館事業としての統合に絡んで削減をすとか、そのようなことはまずないものと思っております。ご理解賜りたいと思っております。

○議長 4番、荒海議員に申し上げます。

質問内容をあまり拡大しないで、先ほど12番からもお話ありましたが、できるだけコンパクトにやってください。

○荒海清隆 コンパクトにやっているつもりです。

それでは、コンパクトにやれというようなことでありますが、それでは、その閉校になった小学校の利活用なんです、このことについては、私も考えてはいたんですが、耐震化が図られていない、これでは利活用ができないということだと思ってるんですが、その辺はどのようにお考えですか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 現時点では耐震化がなされておられません。地域の皆さんでいろんな角度で検討していただきまして、この施設をこんな形で利用していきましようというようなことが検討された中で、耐震補強が必要となるような施設であれば、そういった手立ても講じていきたいというふうに考えているところです。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 何もしないということと同じように取れるんですよ。耐震化になっていないから地区住民だって、地区の区長会においても使用できないと思うんですが、それをあえて考えてくださいというようなことは、ちょっとおかしいんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 現時点ではなされていないわけですが、こういった形で地区の皆さんが活用したい、さらにはそれによってこんなプラスの面が生じてきますよというような計画がなされまして、それなら耐震補強しても活用したほうがいだろうというような結論になった場合、先ほどもちょっと答弁の中でも申し上げましたように、費用対効果なども考慮に入れながら活用方針を決定していきたいということでもあります。

できれば残してほしいという話ではありますが、すべてが残すような方向で検討しますと、それこそ町としても大変だということでもありますので、その辺は十分その地区の皆さんからの提案などを検討しながら、活用方針を決定していきたいということでございます。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 課長、今のご答弁なんですが、何か矛盾を感じていませんか。何か使え使えと言いながらも耐震補強をしていない、大規模改修をするためには費用対効果が必要であると、これではまず使えないんじゃないんですか。その他の方策というものは何ですか。今すぐ耐震補強をしていないから使えない、明日に崩壊する建物なんですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これから各小学校五つあるんですが、一つは野沢小学校ですから、これはどんな方法でも使い方は可能だと思うんですね。ですから今後、野沢小学校が統合し、もし新しい小学校ができた場合の新しい活用の仕方については、例えば、現在あるいろんな部署がありますが、例えば教育委員会とか、あるいは体育館を、役場もその一つなのかちょっと分かりませんが、そういうことで、多目的にこれは使えるわけです。しかし、そのほかの小学校については、その利用目的によって違うと思うんですね。例えば一つの団体で、何か恒常的に使わせていただけないかという場合もあるでありましようし、あるいは資料館、資料のみ、やはり一部活用させてほしいという場合もあるでありましようし、あるいはその他、地域の中で先ほどお話ありましたサロンの中、これから1カ所を対応させていただきたいということもありましようし、あるいは体育館も学校施設の一つでありますから、

すべての体育館が利活用できるかどうかということも、これは十分検討しなければならないわけでありませう。

したがって、今後町としても、すべて住民に投げかけるということではなくても、ある程度こういった目的に沿ったときには、十分に町として検討してまいりたいというふうに思うわけでありませう。そうした使われ形についての提起をしろといえませうし、あるいはそうでなければ、いろんなご意見をいただきながら、その目的にそった対応の仕方をもって耐震が必要だと、例えば、人が寝泊りをするという、そういう人命的に関わるようなことについては、将来的にやはりそこはきちっと対応しなければならないのが耐震補強工事だと思ふんです。そういうことでなければ、これからは使用はだめですよという規制がかかるというような場合については、きちっと対応していきたいというふうに思ふんです。

ただ1カ所、恒常的とか、資材置き場とか、そういうものについては、それほど耐震なんていうのは、あまり必要ではないのかなというふうに思ふので、それぞれの学校等についての目的別ごとによって、町としても検討していくということでありませうので、ご了解いただきたいと思ふませう。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 いずれにしても、使用することは地区住民が使用目的を明確にして、こういうふうにして使いたいということがなければ使用はできないということのようませう。例えば、加工施設に使いたいというような場合は、どのような対処をされるでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 それも一つの方法だと思ふませう。ですから、そういった場合が、例えば耐震補強でなければならないのかどうなのかということ、これは一つの規制がかかるかどうか、これは十分検討しなければならないと思ふませう。しかし、これまで学校等を利用して、そこが一つの地域的な活性化する場として、廃校を利用したところを大いに活用しているような事例もありますので、そういったところも十分参考にしていきたいし、あるいは加工施設であれば、それが内部的にいろんなと目的別ごとに改修が必要か、あるいは耐震が必要なのか、そういったことも踏まえながら、目的に沿って対処しなければならないと思ふませう。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 小学校統合については、通告にはありませんが、最後に一つだけ聞いておきたいんですが、新しい統合小学校ができるというようなことでありませうが、教育というものは、施設とか設備だけではないような気がするんですが、教育の原点というようなものがあってしかるべきかなと思ふんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。教育長、お願いします。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 お答え申し上げます。

小学校の適正配置審議会が設置されまして、そこの1番目に、こういう現状になってございませうということで、教育委員会のほうからご説明をさせていただいたところませう。現在、一番小さな学校で申し上げますと、全校生が14名、その次が16名、その上が42名、

そして野沢小学校、尾野本小学校さんにおいては、野沢小学校さんが148名、尾野本小学校さんが103名だと思えます。こういう状況でございまして、本来、教育というのは、もっとも望ましい学習集団があるはずだということで、一般的にいわれている20人ないし30人で練り上げたり、大いに切磋琢磨したり、競争したり、そういう中で学ぶことによって、多角的な学び方ができて、本当の学力が身につきます。それから、社会性や人間性や、そういう豊かな心の部分、また健やかな体力の問題、こういうものもそういう集団の中で学ぶことによって身に付けさせることができるんだと、そういう出発点のもとに、こういう現状にありますから、これから先、現在生まれているお子さん、生まれるばかりのお子さんまでの推計をお出しして、40人前後で本町の出生数が推移していきますと、今であれば国の法律で決められております適正規模の小学校ができますということでお示しを申し上げて、じゃあ本町のかげがえのない子どもたちをよく育てていくためのベストな教育環境はどうあるべきかということで、町民の皆さんのご議論をいただき、審議会から答申を賜り、そして学校説明会ならびに地区説明会をさせていただきまして、積み上げて現在にいたっているところでございますので、そここのところをよくご理解を賜りたいと思えます。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ただいま教育長からご返答いただきましたので、小学校統合についてはこの辺にして、次の質問に移らせていただきます。

これからが本番だと思うんですが、農産物加工施設、私たち常任委員会で行ってきました。課長も同行されて見てこられたわけなんです、申し上げるまでもなく、農業所得の向上を図るために付加価値を付ける。付加価値を付けるということは、盛んに今いわれております2次産業ですか、1と2と3をかけて6次産業化、これをするためには、まず加工場がなければ6次産業にはならないと思うんですが、そういうことでわれわれ委員会で何を見てきて、どういうふうにしてもらいたいかということで、私は質問したわけなんです、はっきり言って課長のご答弁いただいたんですが、失望しているところなんです。

今、確かに加工場を造るための研修をやっておられるわけなんです、それは町民の側でやっています。町とも一緒にやっています。そして、本当に加工施設を造るためにはどういうことが必要なのかという、本当に造る気があるのかと、ちょっときつい言葉であったかもしれませんが、われわれ委員会で何度も言ってきております。しかし、なかなか結論が出ないということですが、もう一度、何を今われわれがすれば加工場ができるのか、その辺、課長にお願いしたいと思います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 荒海議員の再質問にお答えいたします。

町では基本的に、加工施設実現に向けて取り組んでいこうということで担当課としては考えております。ただ、中野市の加工施設の設立を研修して一番感じたことは、町民の皆さんが一体何を作りたいのか、どこに売するのか、誰がやるのか、その辺を自分たちの中の生活改善グループの取り組み、それから商品開発の取り組み、加工組合の取り組みということで、順序を経て自分たちの中ではっきりとした意思決定があつて、行政側にその理解を求めて実現もされましたし、事業も成功しております。今、町では、その加工施設実現

に向けた前段の段階であります町民の意思決定の部分を、加工研修会をとおして皆さんに問いかけております。その中では、先ほどお話をしましたように、個人でやりたいと思っているかたもいらっしゃるし、グループでやりたいというかたもいらっしゃいます。漬物をやりたいかた、惣菜をやりたいかた、缶詰をやりたいかた、いろんな思いがあります。それらを一つにしない限り、施設の整備計画、事業費の算出はできないわけでありませぬので、町民の皆さんの具体的な思いを町の施設整備に適合させるような段階だと今は感じております。そういうことでありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 課長、ということは、町民の皆さん、個人でやりたい、グループでやりたいというような人たちをまとめて、町民のほうからこうしたいというようなことであれば、それから造ろうというような計画に入るといふことなんでしょうか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 はい、実際加工研修に参加されているかたは、製造して加工品を販売したいという強い思いがあります。それで、それぞれ個人でやりたいと思ひているかたは個人で加工品をつくって販売するには、こういう手順があり、こういうルートで販売にいたしますという、そういう基礎的な研修をしておりますし、グループでやりたいかたについては、当初の段階で意向は確認しましたので、今、2回、3回と研修を重ねる中で、もう少し要望を集約しまして、町も一緒になってその施設整備に向けて取り組んでいきたいと思ひます。

あくまでも町民の思いと行政と一緒にあって、施設整備の実現を目指していききたいというように考えております。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ただいまの課長の答弁で、まず町民と行政と一緒にあってつくっていかうというように考えますので、まず町民側からつくりたいという意思表示をしてつくっていくというようにことだと思ひますので、まずこれにつきましては終らせていただきたいと思ひます。

続いて観光についてでございますが、なかなか私が言っていることは、小布施町を見してきました。観光課長は行かれなかつたわけなんです、その中で小布施町では、昭和51年ころから始めていた、もう30年以上も前から一貫した取り組みをして、観光のまちづくりをやってきたということなんです。そういう点からも考えてみますと、今、町ではそういうことが足りないんじゃないかなと私は思っているんです。

課長の答弁でありますと、なかなかそういう枠を超えたところから出られないでいるというようにみえますので、例えば、私いつも思うんですが、三春の滝桜、1本でも年間何万人もそのシーズンだけで人をよぶ。また、大内宿ですか、大内宿でも最初は本当にちっぽけなところだったんですが、最近はその駐車場を大きくして、何百万とかお客様が来ている。そういう施策が必要ではないかと私は申し上げているわけなんです。もう少しアドバイザーだけに頼るのではなくて、町民と行政と一緒にあって考えることが必要ではないかと思ひます。

例えば、野沢を中心として、基点として、銚子の口の開発、これなんかも思い切って、

冗談じゃなくて、あそこにつり橋を架けてみたらどうだと。それと、滝坂の地すべりの資料館を造るとか、あとそれをとおして奥川までの道路の開発、飯豊山の開発なんかを含めたものを考えていけるんじゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 観光振興のご質問にお答えします。

今ほど荒海議員もおっしゃったとおり、小布施では昭和 51 年からの取り組み、現在まで 35 年間かかっているわけでございます。三春、大内宿についても一朝一夕で今ほどになったわけではないと認識しております。先ほど荒海議員さんのほうから、官民一体となってこれからやっていかなくちやしょうがないのではないかというようなお話がありましたけれども、まさしく今、今年それがスタートしたわけでございます。

先ほど答弁でも申し上げましたが、アドバイザー事業をはじめ、昨年設立されましたグリーンツーリズム協議会、さらには若者の地域活性化プロジェクトということで、さまざまなかた、団体、観光協会、商工会含めて、町、さまざまな団体、それから若者も含めてこれからの町の観光振興はどうあるべきかと、まさしく今始まったところであります。その中でさまざまな観光資源の発掘から、さまざまな活性化について話し合われた中で、実現できるものにつきましては町としても積極的にサポートしながら、なんといっても観光を実施するのはあくまでも民間であります。町はさまざまなサポート体制をとりながら、町全体の観光振興を今後図ってまいる考えでございますので、ご理解を願います。

○議長 4 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 課長、もう少し思い切った発想をしていただきたいんです。先ほども言いましたが、銚子の口につり橋を架けるとか、あるいは桜の植樹だったら、町民の人口ほど、植えるというような、そういうもっと大きな、将来にまで残る観光資源開発が必要ではないかと思うんですが。町長、町のトップとしてどういうふうにお考えですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず西会津町の観光というのは、長い歴史の中で、霊地観光を中心にしてずっと続いてまいりました。私はこれは、西会津町の大きな一つの観光資源の一つであるというふうに思います。しかし、最近車社会の中、あるいはこの霊地観光という現代的な社会の中で若干廃れているというふうなことも事実であります。しかし、これはそれとして、やっぱりまだまだその霊地観光というものについても、ただこれまで単独で行ってきた霊地観光でありますから、今、町で取り組んでおりますのは、この霊地観光といわれる霊地観光協会の中で、隣の高田とか、あるいは柳津とか、こういうところと連携を図りながら、これをもう一度再現をして取り組んでいこうというのが一つであります。

それと、今ほど議員からいろいろとアドバイスをいただきまして、一つは自然の、その阿賀野川の景勝、特に銚子の口、五十嵐議員のもっとも得意とするところでありまして、橋を架けるかどうかは、これはちょっと、思い切ったことといえば、そういうこともあるのかなと思いますが、しかし私は、一つ考えているのは、どこでありましたでしょうか、清野さんでありましたでしょうか、地すべりという問題を逆手にとって、それをやはりもっと町の PR に使ったらということでありまして、まさに私も同じ発想を持ちながら、できれば地すべり記念館などについてということで、北陸地方整備局に行った際には、必ず

出している一つであります。したがって、仮にそういうことが可能であれば、そういったことも一つの観光の資源の一つであり、あるいはこの銚子の口といわれる、私は非常に素晴らしい景観を持っているところについて、あれを、現在、遊歩道を整備をいたしましたので、町の一つの大きな資源としてPRしてまいりたいつもりであります。そして、あそこの看板も書き換えをいたしました。これから来年度にかけて、一つ観光の大きな地図を、マップを策定して、看板を掲げようかというふうに思っているところであります。

そしてもう一つは、この歩いて見られる観光マップ、こういったことももっと見直して、そしてそれを手に取りながら西会津のよさをもっと知っていただく、そんな方法を観光協会の中でも取り上げていきたいなというふうに思っているところであります。これまで点としか見えなかったところを、それを線でつなぐ、そして新たな西会津の観光ルートを確立していくということは、これはそう時間をかけずに行っていけるものと思いますので、そうした取り組みをしてまいりたいというふうに思っているところであります。

したがって、一つは議員からいろいろと小布施町の葛飾北斎とか、あるいは町民自らがみんなで作ってあげて30年、花壇の美化運動でもって、全国に小布施方式といわれるような観光施設をきちっと確立をしているということについては、非常に参考になるところでありますので、西会津町もただ町の行政指導ではなくて、地域の人たちがちゃんとそれを方向付けをしていただける、あるいはみんなと一緒にいける、あるいはその地域の人たちが、自信を持ってPRできるような、そんな取り組みを一緒にやっていきたいと考えているところであります。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ただいまは、町長自らがお答えいただきましたわけですが、ぜひその思いきった発想で、今やらなければ10年先、20年先はないんだというような考えでやっていただければと考えております。

次に、時間もありませんが、最後にバイオマスタウン構想の考えなんです、これも所管事務調査で行って、なるほどなというようなことで感じてきたわけなんです。阿賀町では、国の認可を受けて今年から始動したというようなことでありますが、阿賀町でできてわが町でできないというようなこともちょっとなぜかなという、いろいろ問題があるようなんです、今、森林は荒れ放題です。これをやっぱり解決するには、森林組合等の連携をしながらやっていかなければ、ますますその森林が荒れていくというようなことではないかと思えます。ぜひ、そういう機会がありましたら、バイオマスタウン構想、このことも考えていただきたいと思えます。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

(「議事進行」の声あり)

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 先ほど質問のことで、目的を絞ってやれというようなこと、私が言いましたし、がしかし、今の4番の質問は、教育長に対して、その教育の原点は何だということに対しての教育長の答弁は、あいまいで私は理解できません。このようなことでも困るので、答弁者は質問者が何をいわんとしているのか、何を質問したのかに対しての、そういう答弁をしてもらいたい。聞いているとそう思いましたよ。ここにいるときはあがって分

からないんだから、誰がどう言ったか分からないんだから。

○議長 暫時休議にします。(14時58分)

○議長 再開します。(15時15分)

7番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 7番、五十嵐忠比古でございます。最後の質問者でありますけれども、よろしく申し上げます。今定例会、通告に従いまして2点ほど質問させていただきます。また、同僚議員と質問が重複になると思いますが、町側の明快な答弁をよろしく申し上げます。

質問に入ります。米農家の支援についてお伺いします。

今年の米価格は、米余りや夏の高温障害による1等米比率の低下を背景に、昨年より大幅な下落となっております。また収入減の影響で、来年度の米生産に向け、肥料、農機具代、資材購入等の資金繰りに苦慮している農家がほとんどであると思います。

今年から始まった戸別所得補償も、生産地、米の銘柄によっては十分な補てんが受けられない可能性もあります。このままでは生産意欲の低下に拍車がかかり、生産農家の減少につながると思います。また、県内JAでは、資金返済延長や、低利融資等の独自の対策にのりだしています。

町としては、大幅な減収が懸念される町内の米農家への支援の考えはないか、また、無利子での融資制度創設等の考えはないかについて、併せてお伺いいたします。

二つ目でございますが、広葉樹の病害虫対策等についてお伺いいたします。

今夏の猛暑で、ナラ、ブナ等の広葉樹がカシノナガキクイムシ、名称カシナガに寄生する病原菌により枯れ死するナラ枯れの被害が県内で拡大しております。町内においても平成12年に初めて確認されて以来、約100ヘクタールの被害が確認されていると思います。

またナラ枯れにより木の実が不作になったことで、木の実を主食とするクマが食糧を求め人里に出没している。クマは農作物を荒らしたり、ときには人的被害も与えています。町内においても例外ではありません。今週は野沢町内の住宅地をはじめ、各地の集落内に出没しております。これから毎年、カシナガによる被害の拡大が懸念されます。ナラ枯れは山の景観を損ねるほか、水源確保や、治水、山崩れ等にも影響を与えます。また、クマの出没は住民生活の根本を脅かすものである。

このような状況の中で、カシナガ、クマを対象とした今後の病害虫及び鳥獣駆除対策についての町の考えをお伺いします。よろしく申し上げます。

以上で私の一般質問といたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 7番、五十嵐忠比古議員の米農家の支援についてのご質問にお答えをいたします。

町内における、本年産の会津いいで農業協同組合への米の出荷状況は、夏の登熟期間の高温や収穫前の倒伏による乳白米が多く見られるなど、1等米比率が本年11月1日現在では50.3%と例年にない品質低下となりました。昨年の1等米比率95.4%と比較いたしましても約45%の下落となっております。出荷する米の約半分が2等米以下となることによって収入の減少と今年の折からの米価下落とによって、町内水田農家の経営は大変厳しいという状況となっております。

この状況に対して、町は夏の猛暑による高温障害等を自然災害と位置付けをいたしました。米戸別所得補償モデル事業の変動部分でも補償が見込めない品質低下による収入減少分の緊急的な支援事業を実施することといたしました。今次の補正予算に必要な経費として697万9千円を計上したところでございます。

支援事業の具体的な内容について申し上げますと、まず、対象者は生産調整を達成をし、主食用米を販売目的で生産している農家として、作付面積から自家消費米として10アールずつを控除したものが対象面積となります。

次に、交付基準額につきましては、本年の会津産コシヒカリ60キロ当たりの1等米と2等米の差額800円を減収額とし、平均単収と等級下落率45%を基に積算しますと、10アール当たりの平均減収額は3,132円というふうになります。この減収額に対して、補助率を水稻共済の補償基準割合50%と同率として積算した10アール当たり1,566円を交付基準額としまして対象農家に交付する予定でございます。

なお、町では以上申し上げました直接的な方策によって、町内水田農家に支援をするものでありまして、無利子の融資制度につきましては県とJAが実施しておりますことから、町単独による同制度の、同じような制度の創設等は考えてございませんので、よろしくお願い申し上げます。

その他の質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 7番、五十嵐忠比古議員のご質問のうち、広葉樹の病害虫対策とクマの被害対策についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、カシノナガキクイムシによるナラ枯れについてであります。本町におきましては、平成12年度に初めて被害が発生しており、その後被害は町内一円に拡大し、平成17年の調査では、1,690立方メートル、約3,600本の被害が発生しました。その後の被害発生状況は横ばいでありましたが、ここ2、3年は、以前のように山全体が集団で枯れるような状況は見られなくなってきており、被害木が山に点在している状況となっていることや、実施した被害木の処理量も平成17年度から平成21年度まで886立方メートルになっており、被害発生状況は小康状態に向かっているものと考えております。

昨年度までは国の政令指定森林病害虫等防除事業を活用して事業を実施しておりましたが、本年は補助率が100%と高い里山再生対策事業に変更し、秋駆除事業として、マツクイムシの被害木と合わせて事業費203万円で実施しております。次年度以降も引き続き実施し被害対策に努めてまいります。

次にクマの出没についてであります。今年は4月29日に奥川で小屋に保管していた米ヌカが被害にあってから11月15日までの狩猟解禁日まで174件の目撃や被害情報が寄せられました。今年の特徴としては集落周辺に頻繁に出没したり、冬眠のために山に戻る時期になっても山に戻らずに出没していることです。この原因については、いろいろな要因が考えられます。昨年はブナなどの木の実が大豊作であったことから、今年はクマのベビーブームで、そのため個体数が大幅に増加したにもかかわらず、木の実が昨年の豊作から一転して今年は凶作となり、山にクマの食糧となるものがなかったことから、降雪期を迎えてもいまだに餌を求めて集落近くに出没しているものと考えております。

10月に入り目撃情報が急増し、人的被害も発生したことから、10月6日に県や警察、消防などの関係機関や猟友会の各分会長などに出席をいただき、西会津町クマ被害防止緊急対策会議を開催し、その中でクマ出没警報を発令し、町民への注意喚起を行ってまいりました。その後、野沢町内などの住宅地にクマが出没したことから、10月28日には西会津町クマ出没時対策会議を開催し、新たに作成した出没時の対応マニュアルを基本として関係機関との連携をとりながら、有害鳥獣捕獲と併せて被害防止対策に取り組んできたところであります。

次年度以降の対策としては、現在、クマの生態に詳しい県の関係機関にお願いし、今年のクマの出没状況を調査していただいておりますので、進入や移動ルートを解明し、今後の侵入防止対策を検討していく考えであります。実施にあたっては、荒廃している里山の整備や集落点検など各自治区のかたがたにも協力をお願いしながら適切な対策を進めてまいる考えでありますのでご理解願います。

○議長 7番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 まず米農家の支援についてお伺いいたします。

今年は夏の高温が延長し、平地を中心に品質の低下が見られ、大幅な米価下落につながったと思いますが、今後の米農家の支援については、だいたい今の答弁で分かりましたが、そのうち支援農家は、町では何件くらいかわかったらお答えください。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今年の等級下落による予想減収額として、対象者を547名といたしました。それで対象面積が445.6ヘクタールということでございまして、先ほど申し上げましたように、1等米と2等米の比率の中においてこの差が800円、実は22年度でございまして、現在西会津町の基準反収というのが、反当り522キロで、8.7俵なんですね。したがって、その、先ほど言いました45%かける今ほど申しましたように対象面積を換算いたしますと、今年の減収額というのが1,395万6,192円という数字になってございます。こういった対応で進めてまいりたいと思います。

○議長 7番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 その中で、町内における山間地といいますけれども、山間地は高目とか、奥川地区は1等米、そういう話を聞いておりますので、平坦地のほうはやっぱり悪かったと思いますけれども、その辺の調査はしていますか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 J A あいづいいでの地区ごとの1等米、2等米比率は出ておりますが、集落ごとまでの比率は今のところはっきりしておりません。ただ、高温による障害については、高い地域では被害が少なかったこと、あとは刈り入れ前の雨の被害については、野沢、尾野本地区は大きく影響しましたが、その被害がなかった地域もあります。あと倒伏については、ほとんどの地域が該当しております。

○議長 7番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 質問を変えます。

また、町では米価下落の対策を探るための認定農業者や、または農家の代表者やJ Aの担当者と意見の交換をしたか、その辺をお伺いいたします。

- 議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。
- 農林振興課長 情報収集が一番大切であると考えておりましたので、町の専門員を通じて農協への出荷状況を確認しましたし、あと認定農家の代表のかたから、今年の米の状況、それから来年度以降の稲作栽培に対する意向なども聞かせていただきました。それらをもとにして、今回の稲作に対する支援策を補正予算に計上したところであります。
- 議長 7番、五十嵐忠比古君。
- 五十嵐忠比古 だいたい理解できました。
- 次に、広葉樹と病害虫の対策についてお伺いいたします。
- まず、今年は各地でクマの出没が多く、クマが凶暴であり多大な被害を受けたときあります。また、10月18日午後には、野沢の住宅地で木の上にクマが3頭いると目撃され、町の防災無線等でクマへの警戒を呼びかけていますが、その中で、10月23日には住宅街にクマが出没し、町内で2頭が射殺されておりますが、それに対して町に抗議やら苦情があったと思いますけれども、何件くらいあったかお聞かせください。
- 議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。
- 農林振興課長 クマの対策については、町外の皆さんからいろんなご意見をいただきましたが、件数については具体的には電話であったり、ファックスであったり、メールであったり、いろいろな方面から寄せられましたので、課としては集約はしておりません。ただ、いろんなかたからいろんなご意見をいただいたということであります。
- 議長 7番、五十嵐忠比古君。
- 五十嵐忠比古 まず町の森林は、国有林と民有林を合わせると全体で2万5,000ヘクタールあまりと聞き及んでおりますが、その範囲でクマの頭数は何頭くらいいるか確認は、ちょっと無理だと思いますけれども、分かったら教えてください。
- 議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。
- 農林振興課長 クマの被害対策をするにあたっては、生息数の確定が一番大切だとは思いますが、県としてクマの保護管理計画を作っておりますが、その計画においても800頭から1,600頭ということで、大まかな数字で表されておりますので、町としてのはっきりした生態数はつかんでおりません。ただ、今年の出没状況をみますと、全町的に出ておりますので、相当数の数が生息しているということが予想されます。
- 議長 7番、五十嵐忠比古君。
- 五十嵐忠比古 また、クマの性質と、人間もそうですけれども、いろんな長所短所あると思いますけれども、クマはどのような性格をしていますか。分かったら教えてください。
- 議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。
- 農林振興課長 性格というのはちょっと、習性ですかね。基本的に今年が異常であって、今までも西会津にはクマは生息しておりましたし、里山という地域を境界にしてクマは山で生息をして、人間に危害を加えないというような、住み分けがされておりました。今年については、先ほどから説明していますように、餌不足による、そういう境界線がなくなって、クマが人間の生息している住宅街に出没しているという状況であります。基本的には、それが今までどおり住み分けができるような環境になれば、今年のような事態は起こらないと思いますが、そのクマの専門家によりますと、今年、里地に降りてきて、おいし

い餌を経験したクマは、来年度以降も住宅地に出没する可能性は大きいということでありました。

○議長 7番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 ただいまの答弁、理解できました。

なお、今後の対策としてどういう対策を考えておりますか。また詳しく答弁をお願いします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 先ほど答弁の中でも申し上げましたように、今年の異常出没の原因と状況を、現在、県の関係機関の皆さんに調査をしていただいております。それは、地形的なもの、それから要因といいますか、人の動き、それに合わせた原因、あとは出没ルートから推測されるいろんな要因等、原因を今現在調査しております。データを地図上に表した資料はできあがりしましたので、それに基づいて、先日その実態を現地調査ということで、町内を歩っていただきました。その結果を、再度改めて町のほうにお示しをしていただくことになっていきますので、それらにそって来年度以降は里山の整備とか、あとは地域内での原因となるようなものは、地域の皆さんに撤去していただくような、いろんな取り組みが考えられると思います。その結果に沿って、来年度以降、具体的な計画を検討していきたいと思います。

○議長 7番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 以上で質問を終わります。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(15時40分)

平成22年第9回西会津町議会定例会会議録

平成22年12月14日(火)

開 議 10時00分

出席議員

1番	目 黒 一	6番	渡 部 昌	12番	長谷川 徳 喜
2番	多 賀 剛	7番	五十嵐 忠比古	14番	清 野 興 一
3番	青 木 照 夫	9番	武 藤 道 廣		
4番	荒 海 清 隆	10番	大 沼 洋 平		
5番	清 野 佐 一	11番	長谷沼 清 吉		

欠席議員

13番 清 野 邦 夫

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	農林振興課長	佐 藤 美恵子
副 町 長	和 田 正 孝	建設水道課長	酒 井 誠 明
総 務 課 長	伊 藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	高 橋 謙 一
企画情報課長	杉 原 徳 夫	教育委員長	伊 藤 てる子
町民税務課長	成 田 信 幸	教 育 長	佐 藤 晃
健康福祉課長	藤 田 潤 一	教 育 課 長	大 竹 享
商工観光課長	新 田 新 也		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐 藤 健 一

議会事務局主査 齋 藤 正 利

第9回議会定例会議事日程（第5号）

平成22年12月14日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 清野 佐一 | 2. 武藤 道廣 | 3. 長谷川徳喜 |
| 4. 長谷沼清吉 | 5. 清野 興一 | |

○議長 平成 22 年第 9 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち諸報告をいたします。

13 番、清野邦夫君から欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

3 番、青木照夫君から遅れる旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

日程第 1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

5 番、清野佐一君。

○清野佐一 皆さん、おはようございます。5 番、清野佐一でございます。私は今定例会に農政について 2 点ほど通告をしておりますので、順次質問をいたします。なお、質問に重複するところがございますが、通告通り質問をさせていただきます。

まず、環太平洋戦略的経済連携協定、通称 T P P の問題について質問いたします。

これは菅首相が突然に交渉への参加を表明し、今や国論を二分する議論となり、日本中を揺るがしております。政府はアメリカやオーストラリアなど、9 カ国が交渉中の T P P に参加した場合の影響試算を公表しています。それによると、実質 G D P 国内総生産の押し上げ効果は 2 兆 4,000 億円から 3 兆 2,000 億円、0.48 から 0.65% アップにとどまり、一方で農業生産額は 4 兆 1,000 億円の減少、さらに 50% に上げようとしている食料自給率が、現在の 40% から 14% に低下をし、水田や畑が半分に減ることから、農業の多面的機能にあっては、評価額 8 兆円のうち 3 兆 7,000 億円分が失われてしまうとされています。農業の関連産業など地域経済への影響を踏まえると、340 万人の就業機会の減少により、国内総生産 G D P は 7 兆 9,000 億円減るといわれています。

また、品目別の試算によれば、主な作物として米が 90% が輸入となり、小麦が 99% が輸入、こんにゃくが 90% 輸入、加工トマトにあっては品物の品質格差がなく、100% が輸入されるとしています。このようなことが現実として起こるとするならば、日本の農業の未来はなく、まさに国家存亡の危機といわざるを得ません。今でさえ農業従事者の高齢化や担い手不足の問題、米価下落の問題と、多くの課題を抱える農業に、さらに追い討ちをかけることになります。

現在、J A など農業関連団体や農業会議所、消費者団体など、数多くの組織、団体による反対の運動が広がっています。本町議会でも T P P の参加反対の請願書や、陳情書が提出されてきたところでもあります。農業を基幹産業とする本町においても、T P P 交渉参加を容認すべきではないと思いますが、町長のご所見をお伺いするものであります。

次に、今年は春における大雪、そして低温と長雨、加えて猛暑など、異常気象の連続でありました。豊作といわれながらも、実際には大幅な減収、そして品質の低下、さらに米価の下落が追い討ちをかけて、農家経済に大きな打撃を与えています。J A などでは無利子の貸付など行っていますが、本町におもいても支援策など考えているか否かをお伺いします。

以上で私の一般質問といたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 おはようございます。5番 清野佐一議員のご質問のうち、まず、環太平洋連携協定、TPPの参加についてお答えをいたします。

今年は農家にとって、米価の下落と品質の低下等により戸別所得補償を考慮しても農業所得減収となり、収穫の喜びを迎えることができない極めて憂慮すべき事態となっております。

このような状況のなか政府は、関税の原則撤廃を前提とする環太平洋経済連携協定TPP交渉への参加検討を表明しておりますが、工業製品と同等に農産物の関税が撤廃され自由化された場合、農業・農村に壊滅的な打撃を与えることは必至であります。

また、今年3月に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画においては、食料・農業・農村政策を国家戦略の一つとして位置付け、食料自給率目標50%を目指しておりますが、この実現はおろか、自給率はさらに低下し農業の崩壊につながるだけでなく、雇用の地域経済全体に大きな影響を及ぼすことは明らかであります。

このようなことから私は、TPP交渉への参加は基本的に反対であります。政府は広く国民の意見を聞くことが大切でありまして、日本農業の現状を無視した慎重さを欠いた拙速な対応は、国民の理解を得られるものではないと考えております。

さらに農業は、健全な国土環境と国民の心身を守り育むという、大きな社会的使命を担っていることを踏まえ、国内農業の将来展望を明らかにする政策を確立することこそが重要であると考えております。

また、今月初めに東京で開催されました全国町村長大会でもTPP反対決議が採択されたところでありますのでご理解を願いたいと思います。

次に異常気象による農家経営の打撃に対する支援策についてのおたがしがございました。本年産米の品質低下、価格下落による収入減少により、町内水田農家の経営は大変厳しい状況となっております。この状況に対しまして、県とJAでは、水田農家の米からの収入減少により不足する営農資金を対象に、個人では300万円、法人、団体では500万円を上限に無利子の融資制度に取り組んでいるところであります。

町では、このことを踏まえ、品質低下による収入減少分の直接的な緊急支援事業を実施することとしておりますので、このたびのこの融資制度については、現在のところ取り組む考えはございませんので、ご了解をいただきたいと思います。

なお、詳細につきましておたがしがございましたら、担当課長より答弁をいたさせます。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 今、町長からご答弁ありまして、基本的には反対だというようなことであります。そして、先般、県が国に対して要望書を提出しているというようなこともあります。それで、町としてそのような意思表示といいますか、町村大会で採択されたから、あといいんだというようなことではなくて、西会津町としてこうなんだというようなお考えはおありでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今のところ町として具体的なアクションをとるといふことには、現在行っておりませんが、これからの状況をみながら、近隣の市町村長とのいろんな意見交換

の中で、こうした課題について必要だということであれば、お互いに連携をしながら取り組んでまいりたいというふうに思っているところであります。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 質問を変えまして、米価下落や異常気象に関することではありますが、今年の特徴といたしましては、やはり高温による障害、これは生理的な障害で、どうにも防ぎようがなかったのかなど。それは、多少、水のかげ引きの中で、普通の年であればなんとかクリアできるのであったらうけれども、今年の場合はあまりにも異常な高温であったというようなことで、難しい部分がありました。

しかしながら、雨、ゲリラ豪雨等による倒伏についての、いろいろ米の品質低下については、やはりそれを機械的に選別することによって、さらなる品質の向上が図られるというようなこともございますので、今回は価格を、減収だと、等級が下がったために減収だというものに対しての助成というような形で、すぐ対応されたというようなことで、それは大変評価できることではありますが、今後に向けまして、やはり現在、牛尾のライスセンターなどで使っております色による識別をする機械等がございます。これは今年かなり効果があったのかなというようには思いますけれども、やはりこれから奥川地域のライスセンターとか、あるいは相当数受託作業等をやっている耕作者ですか、そういう農家に対しても、何らかの助成の形でそういう機械が購入しやすくなればいいのかというふうに思います。

このTPPの話と絡むわけですが、米が90%輸入になると、そういう中で、あとの残る、生き残れる米というのは、新潟県産米と有機米という部分が残されております。ここの本町西会津においても、新潟産米に勝るとも劣らない食味のよい米が取れるというようなことから、そのような政策もあって、さらにここのイメージアップ、またはブランド化につながるような、そういう補助というのも必要ではないかと思いますが、今回の価格の問題だけではなくて、その辺に拡大をして考えをお伺いしたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず一つは、これから機械化がどんどん進んでおりまして、今回、牛尾地区に入りました識別センサーによって、非常に厳選された米が、粳摺りの段階で出てまいりまして、非常にこの機械の効果というものが表れているなというふうに感じたところであります。現在、ケーブルテレビですか、牛尾地区の集落の中で、これが実践された模様が出ておりますけれども、これからこういう機械の導入というものが必要不可欠になってくるのかなというふうに思っているところであります。

ただ、これが個人的に導入するということになって、これを町としてすべて補助をするということについては、非常に難しいかなというふうに思いますが、共同で行うライスセンターのようなやり方で行うという場合については、町としても一つの補助制度があってもいいのかなと考えているところでありますので、今後、十分検討させていただきたいというふうに思っております。

したがって、品質ということと、もう一つは米を単に作ればいいのかではなくて、やっぱり米の中でも産地化形成を図り、差別化を図っていくことによって、西会津町元気米という一つのブランドを確立していくということは、これは米のこれからの生き残りの

一つの大きな要素でもあるなというふうに思っているところでもありますので、そうした農家の皆さんと共同しながら、町としても支援体制をつくっていくことが必要だと思っているところでもあります。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 あとは、今年のこういう被害があって、本当に農家、やっていられないなというような、将来に不安を感じて、あとは縮小しようかと、辞めようかというような声もちょっと聞くことがあります。これらについても、やはり今回の緊急のこの支援というか、その辺の少しの歯止めにはなればと期待するわけですが、今後やはり、だんだん高齢化が進む中で、ますます後継者の問題、担い手の問題というのが大きくクローズアップされると思いますので、早め早めの対応で、そういういろんな、やる気のある人に援助といいますか、そして必要な部分は応援していくというようなことでお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 確かに清野議員に言われているとおりでありまして、これから本当に米づくり一本で、これから農業を後継者として若い人が担っていくというのは、大変厳しい環境におかれているということだと思っております。

したがって、これからいろんなかたがたのお話を聞く中で、確かにいわれていることは、現在持っている機械が満足なうちは、このまま対応していくけれども、しかしこれが買い替えなければならぬという時点で、果たしてこれ、農家の機械の大きな物といえば五つございしますが、トラクター、コンバイン、あるいは田植え機、乾燥機、こういうさまざまなものを一つ一つ買い換えて、個人的でやっていくというのは非常にコストが高い農業生産になってしまうであろうというふうに思っているところでもありますので、今後、町の一つの大きな農業政策の転換期を迎えているのではないかなというふうに思っておりますので、これから町と農業認定者、あるいは農業委員会、あるいはJA、こうした中で、一つの西会津町の新しい農業体系というものを本気で考えていかなければならないと、来年からそういう意味においては、真剣に一つの会議といいますか、あるいはそれを目指すべく、一つの大きな、つまり検討会議というものを立ち上げながら、真剣にこれから共同体制、あるいは法人体制、こういうことを真剣に考えていくような、そういう体制づくりというものをしっかり考えていく、あるいは方針を立てていくことを目指していきたいというふうに思っております。

そのために、ただ文言だけではなくて、実践できるようなところから、やっぱり共同で行えるような、そういう対応を一つ一つ取っていくことが必要ではないかというふうに思っておりますので、できれば牛尾地区、あるいは奥川地区と、いわゆるライスセンターが大きな地区別単位で、これがみんなで確立されていくというようなことであれば、町としても真剣にそれに助成をすとか、あるいは新しい方法でそれに対する対応の仕方というものを考えていく、そういうことをしてみたいなと考えているところでもあります。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 昨年の9月ですか、町長が就任されたのち、所信表明をされました。そのときに、その中に残念ながら農業政策というのがなかったわけです。でも、こんにちに至っ

ては積極的な取り組みをされるというお話も承りましたので、今後、さらに、やはり基幹産業ということを念頭において、この西会津、農業を中心としたさまざまな地域活性化ができればというふうに思います。

今後の町長のいろいろ取り組みに期待を申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 皆さん、おはようございます。9番、武藤でございます。私は、23年度予算編成の考え方と事業全般について質問するものであります。明確で前向きな答弁を求めます。

不景気が続き、町経済においても不況や雇用問題等、町民生活に依然として大きな影響を及ぼしている現況にあります。

まず予算編成の基本的な考え方と重点施策として、どのような事業の促進を図るのか、現況を踏まえた政策等を伺うものであります。

次に、財政について、地方交付税の配分額の増加や、事業選択等により、健全財政を目指した取り組みと推移、加えて各種事業の推進の考え方をお聞きします。また、事業の再評価や見直し等による重点施策として、どのようなものを考えておられるのでしょうか。

長引く景気低迷が続く中、景気改善や地域雇用促進を図る上で、公共事業等の予算の増額を求めるものであります。生活に密着するライフラインの、あるいはインフラの整備や、長い間手付かずの道路等の補修、改修等、また施設の改善整備等の予算を増額し、水・土・里事業や集落で対応できない箇所の整備を促す。それとともに建設業者等に活力を与える考えはありませんか。

次に、雇用の問題と課題について伺います。昨年12月と今年の3月定例会においても質問および提言をいたしました。具体的に再度質問するものであります。

まず仮称であります。雇用拡大奨励金制度の創設の考えについて伺います。町内在住の新規高卒者の町内就職は、大変厳しいものとなっております。雇用情勢の改善のため、町内事業所に対して、継続的に雇用する環境強化のため、国県の制度に上乗せする形や、町独自の条件緩和をした利用しやすい支援策が必要であると考えますが、いかがでしょうか。また、新規高卒者雇用以外の雇用促進を図る上で、雇用奨励金制度を設け、町内事業所に対して雇用の促進支援をすべきと考えますが、町長の見解を伺うものであります。

次に、雇用情勢の改善策として緊急雇用対策が県の事業を活用し、16名の雇用と町道等の美化事業がなされたということでもあります。23年度は県の3年計画の最後の1年でもあります。より効果を上げるため、県事業に町単独事業を加えた、そういった事業を強化する考えはございませんか。

次に、国保税と国保関連事業について質問します。

まず、国保税の1人当りの負担額の推移をみると、ここ数年増加しております。また、以前は近隣市町村と比較して安いといわれたものが高くなり、増高傾向にあります。その要因をどのようにとらえ、その対策、検討はどのようになされておりますか。

また、就農率低下と国保税滞納も一つの要因と考えることができますが、そういったものの対策と、あるいは負担軽減策をどのようになさるおつもりでしょうか。

長い間取り組んできたトータルケア事業、保健、医療、福祉の推進や、さまざまな検診

事業は、健康のまちづくりを目標に、予防と早期発見により医療費の抑制に努められてきております。ここにきて、そういった事業、あるいは目標に対するトーンダウン化していることと感じております。町民意識にそれらの影響はありませんか。事業の進捗度と国保税の動向の関係をどのようにとらえておられるのでしょうか。

また、国保事業、あるいは国保税に関して、国県は広域化支援方針を打ち出しておりますが、それらに対する町の考えと対応を伺うものであります。

次に、医師の安定化確保と増員計画の取り組みの経過と併せて、医薬分離の考えの取り組みをお伺いします。

次に、ケーブル高度化事業と地デジ対応についてお伺いします。光ファイバー通信施設改修事業も進み、今後のそれらを利用したビジョンと利用計画を伺うものであります。

また、地デジ化対策とケーブルテレビ加入促進の取り組みについて、地デジ化によりS T Bがなければ、現在行われている放送サービスが低下することになります。政策的事業であることや、受益者負担の面からも、ケーブルテレビ使用料や新たなリース料の軽減を図ることにより、サービスを受けやすくすべきと考えますが、町長の見解を伺うものであります。

以上で私の質問とします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 9番、武藤道廣議員のご質問のうち、国保広域化等支援方針についてお答えをいたします。

国保広域化等支援方針については、本年5月の国民健康保険法の改正より、市町村が保険者である国民健康保険について、財政の安定化の観点から、事業の運営の広域化や財政運営の広域化をして都道府県内の標準設定などを推進するための指針として、市町村の意見を聞いたうえで県が策定できることとされたものであります。

平成22年12月末まで広域化等支援方針を策定した都道府県には、普通調整交付金の国保税の収納率に応じた減額措置は行わないとする国の方針が示されているため、本県でも12月中の策定を目指し作業を進めております。このたびその素案が示されました。現在、県内各市町村に対して意見照会がされているところであります。

町といたしましては、予防医療を目的とした健康づくりの取り組みを進めることが、医療費の抑制に効果があると考えておりますことから、広域化により、このような取り組みが活かされるような制度の創設を求めることを提案をしたいということで考えております。

また、国民健康保険制度については、財政面を含めたさらなる対応を県および国などに求めてまいりたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

その他のご質問については、担当課長に答弁いたさせます。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 9番、武藤道廣議員のご質問のうち、予算編成にあたっての基本的考え方と重点施策について、お答えをいたします。

本町では、本年3月の町議会定例会において、ご議決をいただきました西会津町総合計画に基づき、まちづくりの基本的な考え方として、「みんなの声が響くまち にしあいづ」を掲げ、「こころ豊かな人を育むまちづくり」、「豊かで魅力あるまちづくり」、「人と自然に

やさしいまちづくり」を3本の柱として、各種施策を推進しているところであります。

平成23年度の予算編成においても、この考え方にに基づき、作業を進めることしておりますが、国では本年6月に閣議決定した新成長戦略の実施に向け、無駄使いの根絶や不要不急な事務事業の大胆な見直しにより、予算の構造改革を積極的に推し進めようとしております。今後は、事業仕分けの反映や地域主権戦略大綱にのっとり一括交付金化などにより、地方交付税や国庫支出金など地方に関連する予算の仕組みが、大きく変わることが予想されているところであります。

このような状況を踏まえ、本町におきましては、歳入にあっては過大見積りとならないように、また歳出にあっては町民の皆さんの視点に立って、総合計画に定める町の将来像の実現に向け、効率的で効果的な予算編成に努めていくこととしております。

また、しっかりとした予算編成を行うためには、財政の健全性にも、十分配慮しなければなりません。このため、町では県の市町村財政計画策定要領に基づき、平成21年度から5年間の財政計画を策定するとともに、公債費負担適正化計画を自主的に策定し、中長期的な視点に立って、計画的な財政運営を行っているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、事業の再評価や見直し等による重点施策についてお答えをいたします。

議員もご承知のように、本年9月に、現下の厳しい社会情勢や先行き不透明な国の動向の中にあって、町民の皆さんが夢と希望を持ちながら、安心して暮らせるまちづくりの実現のため、従来にも増して安定・持続可能な行財政運営の構築を図るため、「西会津町行財政改革大綱（第15次）」を策定したところであります。

おただしの、事業の再評価や見直しにつきましては、限られた財源をより効果的な事業に重点的に配分するために大切な作業であり、この大綱においても重点的に取り組むこととしております。

現在、各課等により所管するすべての事業について調査票を作成し、取りまとめを行ったところであり、今後、ヒアリング等を行いながら、本格的な評価・見直しの作業を進めていくこととしておりますが、すべての事業評価を終えるためには、まだ多くの時間を要するところであります。

したがって、事業の評価・見直しを新年度予算へ端的に反映することはできませんが、見直しの中で反映できるものについては、できうる限り反映していきたいと考えております。なお、予算編成の前提となります実施計画の調整につきましては、その重点施策といたしまして、統合小学校開校に向けた関連事業、地域活性化や地域間交流にかかる事業、地域産業・雇用の確保につながる事業、地域医療の充実と住民生活に直結する事業などを計上しているところであり、具体的な内容につきましては、現在、各課等においてその作業を行っているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 9番、武藤道廣議員のご質問のうち、景気対策と雇用促進についてのご質問にお答えいたします。

厳しい経済状況が続くなか、町内において新たな仕事をつくり出すことは、地域経済にとって大変重要なことと考えております。そうした考えのもと、本年2月に決定を受けま

した地域活性化交付金事業においては、地元業者に配慮した多くの修繕工事を計画に取り入れたところであります。その多くを 22 年度に繰越をして事業を執行してきたところでありますが、総体で 35 件の工事のうちの 25 件、工事費にして約 6,400 万円が町内業者によって受注されております。

次に今後の取り組みであります。町長の提案理由の説明で申し上げましたように、町では生活環境づくり支援事業を立ち上げる予定であります。この事業を実施することにより、町民の皆さまの安全安心な生活環境づくりが図られるとともに、景気対策の一環として建築関連事業者等の業務量増加により景気対策が図られ、雇用の増加が見込まれると考えられます。

また、今次の国の景気対策としての補正予算で地域活性化交付金が創設され、その配分について県から連絡を受けたところであります。現在、その具体的な事業について検討しているところでありますが、道路関連の修繕工事についても計画していきたいと考えております。今後県とのヒアリング等を経て内容が固まりましたら、臨時議会等に予算計上したいと考えていますので、ご理解願います。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 9 番、武藤道廣議員の雇用の問題と課題についてのご質問にお答えいたします。

まずはじめに、新規高卒者の町内事業所への雇用促進を図るため、国の制度に上乘せして支援する仮称雇用拡大奨励金制度の創設と職を求めている町民のかたの雇用促進を図るための仮称雇用奨励金制度の創設についてのご質問にお答えいたします。

世界的な金融危機に端を発した景気の低迷が現在も続く中、町では昨年度から今年度にかけて町内 16 の企業訪問を実施し、町長が直接各企業の現状や町への要望を伺うとともに、意見交換、さらには雇用の維持確保の要請を行ってまいりました。この企業訪問では、長引く景気低迷による受注量の減少など厳しい現状の中において、企業の人材の育成や除雪経費への支援などの要望が出されたところであります。現在、各企業から出されました要望を基に、企業の維持存続や雇用の創出を図るための各種支援策について、早急に実施すべく検討しているところでありますので、ご理解を願います。

次に、緊急雇用対策の実績と継続についてのご質問についてお答えいたします。

本町では景気の低迷に伴う雇用情勢の悪化に対処するため、国のふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出基金事業を活用し、雇用の創出に努めてまいりました。今年度の実績見込みであります。町道等の美化事業など 8 事業で事業費 3,567 万 7 千円、20 名の雇用を図ったところであります。来年度につきましても、ツキノワグマ出没対策事業などの新たな事業を追加し、8 事業で事業費 4,180 万 7 千円、20 名の雇用を県に要望しているところであります。

また、今年度開設いたしました無料職業紹介所につきましても、現在まで、求人登録 5 社、求職登録 16 名であり、この内 5 名のかたが就職をされておりますが、今後、ハローワークとの連携や企業への働きかけの強化などにより、厳しい雇用情勢の改善を図ってまいる考えでありますので、ご理解を願います。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 9番、武藤道廣議員のご質問のうち、国民健康保険税についてお答えをいたします。

はじめに、国民健康保険税の推移は、本町の1人当たり保険税額が、平成18年度で6万6,867円、平成19年度は5万6,988円となっており、前年度より9,879円、17.8%の減となっています。一方、平成20年度は8万4,831円となり、前年度より2万7,843円、48.9%の伸びとなったところであります。

議員もご承知のとおり、国民健康保険税は、歳出の年間見込額から、国や県などからルールに基づき算定された金額を差し引き、不足額を税として徴収するものであります。平成20年度は新たに後期高齢者医療への支援など国保制度の改正があり、大幅な伸びとなっています。なお、本町と県内平均とを比較いたしますと、3カ年度とも本町の税額が下回っております。平成21年度の1人当たり税額は、8万6,109円であり、前年度と比較し1,278円、1.5%の伸びとなりました。

国保税が伸びた要因としては、医療費の増嵩があり、平成20年度は一般被保険者1人当たり医療費が28万9,035円、県内平均が26万4,797円でございますので、それよりも高くなっております。近年、医療の高度化に伴いまして1件あたりの医療費が高額となるケースも多く、大きな要因となっております。

次に、負担軽減策と、滞納を減らす方策については、6月定例会での国保税率算定の際にも説明申し上げましたように、町独自に第4次国保財政3カ年計画により、支払準備基金から2,000万円を繰り入れております。また、加入者の所得が減少したことを配慮し、前年度繰越金から2,000万円、合計4,000万円を減税財源とし、国保加入者の負担軽減をいたしました。これにより、平成22年度の国保の減税額は、1人当たりで1万7,710円、1世帯あたり3万2,628円となったところでございます。

近年になり、一部の市町村では一般会計から法定外の繰り入れによりまして、国保税の負担軽減を行っているところもあります。これについては、他の保険に加入しているかたとの均衡もあることから、慎重に対応すべきものと考えております。いずれにいたしましても、当面は、第4次国保財政3カ年計画に基づき、定額減税により加入者の負担軽減に努めてまいります。

次に、滞納を減らす方策につきましては、西会津町税等徴収対策本部会議を設置いたしまして、町長を本部長として全庁一体となり、税負担の公平性に向け進めておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 9番、武藤議員のご質問のうち、トータルケアや諸検診事業との関係についてお答えいたします。

ご承知のとおり、町では医療費の抑制が国民健康保険税の軽減につながるということから、予防医療を重点に保健・医療・福祉を連携した総合的な健康づくりを進めてきたところであります。

そのうち、保健事業につきましては、現在もこれまでと変わらず、健康をキーワードに乳幼児から高齢者までの総合的な保健活動を通して、食生活改善や運動の習慣化などを進めるとともに、在宅健康管理システムの活用による生活習慣病対策や各種予防接種事業に

よる感染症などの疾病予防対策、さらには健診率向上対策による町民の健康づくりに努めております。

健診事業につきましては、町民のかたがたが受診しやすいよう自己負担を無料にするとともに、日曜日に行う働きざかり健診や、町内各地区を会場にした総合健診を実施し、町民のかたがたの疾病の早期発見、早期対策に努めているところであります。その結果、平成20年度から医療保険者が被保険者を対象に実施することとなった特定健診の受診率が、平成21年度は65.7%で福島県の平均38.1%を大きく上回っているところでございます。

今後も受診啓発や意向調査の実施により受診率向上に努め、予防医療の推進を図り医療費の適正化に努めてまいりますのでご理解をいただきたいと思っております。

次に、医師の安定確保と増員計画の経過と取り組みについてのご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、町直営国保診療所は本町唯一の医療機関として、地域医療の中核的な役割を担っており、そのうち西会津診療所では、常勤医師2名で診察しているところでございますが、近年患者数が増加していることから、医師1名を増員し3名体制にすることで、本町の医療体制の強化を図り、安心・安全に住めるまちづくりを進めていきたいと考えております。

そのための医師確保対策として、これまで県や全国自治体病院協議会に緊急性を説明し、地域医療への勤務を希望する医師があった場合は、本町へ一番に紹介いただける体制をとっているところであります。また、インターネット等を活用し、医師の募集を行っているところでもあり、これまで現地視察や数件の電話照会がありましたが、今のところ新たな医師確保には至っていないのが現状であります。なお、これからも確保に向け精力的に取り組むを進めてまいります。

また、県では国の地域医療再生特例交付金を活用し、会津および南会津を医療圏とした地域医療再生計画を策定し、医師確保対策やへき地医療支援のための事業を実施する計画でございまして、安定した医師確保に期待しているところであります。町といたしましても、関係機関の協力をさらにいただけるよう働きかけや、各種メディアを活用するなど、継続的に医師確保に努めてまいりたいと考えております。

なお、通告にはありませんでしたが、医薬分業についてご質問がありましたのでお答えいたします。

現在、町の診療所では、診察と一緒に薬の処方も行っておりますが、患者さんについて、薬の正しい服用をしていただく、また診療所側としては、薬の管理をなくし、効率的な経営を図るため、医薬分業について、これまで医師を含め数年間、鋭意検討をしてまいりました。

このたび実施の方向で計画がまとまり、できれば来年度中に医薬分業を実施していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 9番、武藤道廣議員のご質問のうち、ケーブル高度化事業と地デジ対応についてのご質問にお答えをいたします。

はじめに、ケーブルテレビの伝送路の整備の計画についてであります。現在、町では、

ケーブルテレビ高度化事業第2期整備工事に着手しており、平成23年度中には工事が完成し、町内全域の光ファイバー網が整備されることとなります。

今後のビジョンについてありますが、これまで実施してまいりましたインターネットサービスと在宅健康管理システムについては、一層の充実を図って継続利用するほか、光ファイバー網を活用して、小規模集落への携帯電話のエリア拡大事業、町水道施設の集中管理システムの運用などにも活用して行きたいと考えています。

また、町内全戸を対象とした防災用音声告知システムや、携帯情報端末と連携した双方向サービスなど、幅広い用途への活用が可能となりますが、いずれもおのこの目的に応じた機器の導入が必要となりますことから、費用対効果を含め十分検討して行く必要があると考えております。

次に、地デジ化対策とケーブルテレビ加入促進についてであります。昨日も申し上げましたように、地上デジタルテレビ放送の移行に係る受信環境の整備につきましては、国および放送事業者の責務と考えてはおりますが、町としましても、地デジ放送開始によりテレビが見られなくなる世帯が生じないように、十分な周知活動などを行ってまいりたいと考えております。

次に、ケーブルテレビ使用料の軽減についてであります。第5次西会津町行財政改革大綱が策定され、事務事業の見直し作業が本年度よりスタートしました。この中に、使用料・手数料等の全般的な見直し作業が予定されております。ケーブルテレビの使用料のあり方についても全庁的な見直し作業の中で検討してまいりたいと考えておりますのでご理解願いたいと思います。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 何点か質問したいと思います。

まずはじめに雇用の問題であります。仮称雇用拡大奨励金制度ならびに雇用奨励金制度ですが、これは今の答弁によりますと、企業訪問等によって、その中で要望等が出され、それに対応しながら考えていくというような報告を受けたわけですが、私の考え方とちょっとその辺が違う、といいますのは、私は高校生、あるいは職のない人、そういった側の目線での創設を望んでいるわけですが、企業訪問等の要望というのは、企業側の経営とか、そういった形での目線になるかと思いますが、その辺からして、こういった同じ企業支援という形にはなりませんけれども、その辺でもう一度答弁をいただきたいと思います。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 お答えいたします。

先ほどご答弁でお答えしました部分では、企業支援、町長が企業訪問をして、さまざまな要望等が出された部分で、今現在検討しております。それで、雇用、今、議員がおっしゃった新規高卒者でありますとか、あと今、職を求めているかたの支援策としての制度ということでございますけれども、現在、議員のご質問にもありましたとおり、県、さらには国、ハローワーク等でそういった奨励金制度ございます。例えば、今、職を求めて、高卒、大卒されてから3年以内、3年間経っていないかたが職を求めている場合、企業がハローワークに登録して、テスト的な雇用、3カ月間で10万が企業に行く制度ですとか、

さらに雇用に結びつけば 50 万ですとか、さらにテスト期間を経ないで直接雇用する場合には、100 万の支援制度、そういった国の制度がございます。そこら辺、国の制度、県の制度ございますけれども、今現在その議員さんがおっしゃられました町内の新規高卒、職を求めているかたにつきましても、先ほど答弁でお答えしたとおり、その無料職業紹介所の活動はもちろんでございますけれども、そこら辺についても総合的に判断しながら、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長 9 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 今説明をいただきました。西高における今年度、12 月 1 日現在の就職関係の調査したところ、就職希望者は 43 人、そのうち内定は 27 人ということでありました。そして、県内で 7 人ですが、それで町内は今のところ 1 人だけが内定していると。それで求人希望はどのようですかとお伺いしたところ、会津では 22 事業所からきていると、そして町内はというと、町内は毎年 3 から 5 程度の求人はありますよということであります。

今ほど国の制度等について説明がありましたけれども、国の制度を町内事業者、あるいは企業が使用した例というのはありますか。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 国の制度を町内の企業が採用したケースがあるのかというご質問でございますが、大変申し訳ございませんが、今現在その把握はできておりません。なお、今、今年の西会津高校の卒業生のうち、町内に就職されたかたは 1 名ということでございますが、去年は 3 名でございました、町内企業への就職は。町内企業に地元の高校生が勤めて住んでいただくということは、大変町の人口の流出の食い止めにもつながりますし、また結婚されて家族ができればまた人口も増えると、大変有意義なことであると考えておりますので、積極的に企業等に町のほうからも働きかけまして、極力採用していただくような、また制度についても企業等でよくご存知ない企業もあるかもしれませんので、そこら辺も町として企業に積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

○議長 9 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 今、大変いい答弁をもらったんですが、私は国県の制度というのは、大変条件が厳しくて、町内ではなかなか使い勝手が悪い面もあるのではないかと、その辺が心配されるわけでありまして。ですから、町としてもっとその条件を緩和した上での上乗せ的部分、そういったものを創設してはどうですかと聞いているわけなんです、そういった考えはございませんか。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 今ご提案の部分につきましては、十分検討させていただきたいと思えます。

○議長 9 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 私は以前答弁をもらいました。そして、これに対して大変期待感を持って再度質問したわけでありまして。今の答弁をもって、より期待感を強くしたわけでありまして、実現するよう強く要望するものであります。この新卒者を含めた、町内に雇用を促進し、定住化を図るということは、町の諸施策にとってもいろんな面で生きてくると思えますので、ぜひ前向きに検討をお願いいたします。

質問を変えます。もう一つは、先ほどの緊急雇用対策であります。県の制度を利用するというのですが、町単独ではそういった考えはありませんか。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 緊急雇用対策についてのご質問にお答えいたします。

先ほど答弁の中でもお話ししましたとおり、来年度、平成 23 年度におきます緊急雇用対策事業の県要望を先ほど出したところでございます。来年度につきましては、今年度の実績見込み、3,560 万ほどでございますが、来年度につきましては、600 万上回る 4,180 万を要望したところでございます。緊急雇用の事業につきましては、なかなかその制限がございまして、どんな事業でもいいということではございません。町としましても、極力その事業に合致するような中身の事業をピックアップ、極力いたしまして、昨年を上回る、600 万上回る要望をしたところございまして、今後の雇用情勢を踏まえまして、追加要望も今年あったとおりにあると思いますので、そこら辺、極力要望して雇用の確保を図ってまいりて考えてございます。その情勢をみながら町単独についても、必要があれば検討してまいりてということでございます。

○議長 9 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 予算および基本的な考え方について伺います。今現在の町の町債残高および債務負担総額はどの程度ありますか、それに対する償還計画はどのようになっていますでしょうか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 まず起債の残高の状況でございますけれども、21 年度末現在で一般会計をはじめ、特別会計全部含めると 116 億ほどでございます。これは計画的に順次減らしていくと考えてございますので、平成 25 年度の見込みといたしましては 109 億ほどに減少するという計画を持って現在進めております。

それから債務負担でございますけれども、21 年度末の残高としましては、7,800 万ほどでございます。これもケーブルテレビ等の工事の請負の関係の部分はここに含まれておりませんが、従来の基盤整備等の部分についても計画的に償還が終ってございますので、これも平成 28 年には全部解消する予定でございます。

○議長 9 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 町の基金の総額と、その内訳、だいたいいいです。大きいものだけでいいです。それと、その額の程度は適正かどうか、どのような判断をされておられますか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 各基金の残高の明細については、ちょっと手元にはございませんので、財政調整基金に限定してお答えをさせていただきたいと思っております。

22 年度の一般会計第 7 次の補正を本定例会にお願いしているところでございますけれども、その補正後における残高で 7 億 4,000 万ほどになる予定でございます。

財政調整基金につきましては、標準財政規模の約 1 割、10%程度が適正規模といわれております。本町においては、約 35 億くらいが標準財政規模ということでございますので、適正規模は 3 億 5,000 万程度、その約倍近くございますけれども、これについては他の市町村も、かなり財政調整基金、いろんな事業、その後のいろんな計画のために積み立てを

しております。本町にとって現在7億4,000万ほどになりますけれども、このうちの6,000万は補正予算の債務負担をお願いしておりますので、実質はそこから6,000万減ることになります。今後、小学校の統合関係の事業も控えておりますので、できるだけ計画的に財政調整基金の管理をしていきたいというふうに考えております。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 ただいま国において財務省案ではありますけれども、地方交付税の別枠加算の廃止等が取りざたされております。まだ決定しないうちの心配なんです。これが通った場合、23年度の予算、あるいは財政計画にどのような影響を及ぼすと考えておられますか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 地方交付税につきましては、ここ3年間ほど右肩上がりということで、かつて地方よりも都市に重点を置いた時期がございました。そのときには、非常に交付税が減って減額となってきたわけですが、その後、政権の交代等もございまして、交付税が若干伸びつつあるということもございますけれども、本年度につきましても補正予算の中で若干の上積みがなされました。しかし、今、議員もおただしのように、その交付税の見直しがなされますと、本町にとっては新年度予算編成する中で、大きな影響があるというふうに考えております。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 生活環境づくり支援事業に関しておただしします。これが新しく、そういったもので、大変すばらしいと私は評価しております。ただ、町民の目線、あるいは町民の使い勝手のいいような制度にしていきたいというふうに考えております。他町村の例をみますと、いろんな事例もあります。その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 生活支援事業に関するご質問でございますので、私のほうから答弁させていただきます。

この間の全員協議会の中で皆さんがたに説明をさせていただきました。そのときにご意見賜ったことを参考にしながら、債務負担行為というような形で予算化を図りながら、もう少し長期にわたって使用できるような見直し作業をさせていただきました。そんな形で事業実施をしたいということでございます。

あと、今回の素案を作るに、この政策の素案を作るにあたっては、前年度先行実施しました南会津町、それから会津美里町、いろんな結果を参考にしながら、どのくらいの支援策にしていけばいいのか、さらにはどのくらいの補助対象にしていっていいのかというようなことを念頭に置きながら、いろんな形で検討をさせていただきまして、西会津独自のやり方というのを確立して計画を立てたということでございます。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 国保等の補助、あるいはいろんなことについてでありますけれども、軽減措置というのは、今までもなされてきたわけであり。ですが、今後、介護保険料の値上げ、あるいは後期高齢者制度の改革による負担増というものも考えられております。ということは、町民にとってますます厳しい状態になるわけであり。今まで以上のそう

いった町の対応というものをどのように考えられておられますか。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 国保税の軽減についてということでご質問いただきましたので、お答え申し上げたいと思います。

基本的には、先ほど答弁の中で申し上げましたように、第4次国保財政3カ年計画を策定申し上げまして、その中で減税を行っていくというふうを考えております。議員もご存知のように、今、国保を含め後期高齢者、介護保険、さまざまな保険がございますが、制度について検討がなされております。そういった動向を踏まえながら、基本的にはこの3カ年計画に基づいて減税というふうに行っておりますが、それらを注視しながら臨機に対応していきたいというふう考えております。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 質問を変えます。トータルケア等の検診事業でありますけれども、県平均を大きく上回って町内の検診は行われているということでありますけれども、ここ2、3年の町の検診率の推移はどのようになっておりますでしょうか。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 特定検診が始まりまして、20、21、今年が3年目です。先ほど申し上げました数字は去年の数字ですね、65.7。初年度は若干良くて66.4です。今年度まだ出ていませんけれども、だいたい同じような数値になるというふう考えております。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 検診等に関してはそれなりに町民の意識が高まって、それだけ持続しているとそういうふうに理解してよろしいと思います。

それでは、その医師の問題は時間がありませんので、医師の問題ですけれども、照会があっても確保にいたらなかったということで、この要因というか原因はどちら側にあるとお考えでしょうか。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 医師の確保についてであります。先ほど現地視察あるいは電話での紹介がございました。現地においでになったときは、私はお二人とお会いしていろいろ、あの当時副町長も一緒にいろいろお話を申し上げました。そこには、医師と同時に家族も一緒に来たんですね。それで非常にいい感触で、お二人とも、大丈夫かなという感じで帰っていかれたわけですが、数日後、ちょっと家族の事情があってということで、医師本人というよりも、例えば奥様の関係とか、そういう関係でどうしても今回は来れませんというようにお二人は確保に至らなかったと。

それから一つは、電話等、あるいは全国自治体病院協議会から推薦がくるんですが、非常に関係機関、それから本人の電話もそうなんですが、非常に慎重な対応なんですね。つまり、名前も名乗っていただけない、今どこに勤めているのか、これも本当に時間をかけながら、慎重に慎重にこう探りながら、相手と交渉するわけですが、例えば電話がきた場合、今、実は九州のほうの大学病院の先生をやっているけれども、どうですかねと。ぜひわれわれもお願いしたいと言って電話を切って、もうそれで終わりなんですね。ですから非常にこの辺は、タイミングよく、そして速効性、情報の確保、これをやっていかないと

難しいのかなということ、もっとわれわれも精力的に足を運んで、これからやるべきだなというふうを考えております。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 最後の質問になりますけれども、ケーブルテレビ関係で、先ほどいろんなビジョン、あるいは今後の計画をお聞きしました。特に防災関係の音声告知、これはやはり加入率を100%にもっていきべきだと思います。町としてもそれに対応、強く推進をすべきだと思います。

それと、あともう一つは、STBがなければ見られないサービスチャンネル、せめてそういうものが導入できなければ気象番組がありまよね、気象番組を買いながら放送していると思うんですが、あれをさゆりチャンネルの中に組み入れることができないかどうか。その1点をお伺いします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 ただいまの質問お答えいたします。

STBの話ではなくて、現在のテレビチャンネルの中に入れられないのかというようなおたがでございませぬ。今現在、新しいテレビを購入しますと、地デジ対応のテレビを買いますと、地上波6チャンネルについてはそのまま視聴できると、そこに町のケーブルテレビに加入しているかたは、自主放送をプラスしたような形で放送できるような形になっているということでもあります。

空きチャンネルがあるんだから、今まで放送して。

○武藤道廣 そうじゃなくて、空きチャンネルに入れられないというのは分かったから、その気象関係だけでも、そのさゆりチャンネルの番組の中に組み込むような、そういった番組構成とか、そういった考えはないかと。

○企画情報課長 気象情報につきましては、今、地デジ放送の中で、西会津の気象も検索できるようなシステムにはなっているわけではありますが、そういった検討は特に現時点ではしておりませんので、ただいまご意見ございましたようなことにつきましても、ちょっと検討してみたいと考えております。現時点では、どのような回答できるような状況にありません。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 以上で私の質問を終わります。

○議長 暫時休議にします。(11時25分)

○議長 再開します。(13時00分)

12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 それでは、通告に従って12番、長谷川が一般質問をいたします。

まず最初に、伊藤町長の町政執行の姿勢についてを尋ねます。山口前町長の長期町政から伊藤町政に変わり、早1年以上経過したわけだが、前町政と比較してあまり変革されていないと私は思うんでありますが、今後の伊藤町長の町政について、どのようなことに重点を置かれるのか、また取り組む考えなのかを具体的に示してください。

次に、昨日から何人かの同僚議員から質問がありましたが、今なんと云っても、西会津の町民の皆さんが注目しているのは、統合小学校の問題だとも思います。したがって私

もここに質問させていただきたいと思って通告しました。

西会津町の小学校5校を1校に統合する計画は、生徒の減少からみてもやむを得ないことだと私は思います。5校を1校にすることは理解されても、統合小学校の新築については多くの町民が疑問を持っております。その理由は、膨大な借金をして新築するよりも、2億2,000万を投入して耐震工事をした野沢小学校を使うべきだという声が多くあるにもかかわらず、当局は新築をしたいと言っている関係者の、関係当局からの今までの経過を町民に、こうこうこういうわけでこうなったんだという、町民の皆さんはわからないんですから、広報を通してなんていってもですね。やはり説明すべきだところと思いますので、教育長から説明をお願いします。

3点目なんですけれども、これはタイトルも的確とは思えないんですけれども、越冬対策についてをお尋ねします。西会津町も本格的な降雪期に入り、来春3月までの間、暖房も容易でないという関係から、支援をすべきと思われる、その支援というのはお金がかかるんですけれども、それはやはり財政調整基金を取り崩して、低所得者や高齢者の支援をすべきと考えられるが、町当局の取り組みについてを伺います。

以上です。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 12番、長谷川徳喜議員のご質問のうち、私の政治姿勢に対する、ご質問にお答えをいたします。

私が町長に就任し、早いもので1年4カ月が経過いたしました。この間、就任時に掲げた基本理念である、「町民の皆さんとの対話」「地域経済の均衡あるまちづくり」「みんなの声を聞く町政」を常に念頭におきながら、「西会津の新しい時代を創る」ことを目指して、町政運営に努めてまいりました。

町政の改革を目指して、町長選において掲げたマニフェストについては、「保育料2人目無料化」「結婚祝金の創設」「町民バス未運行地区の解消」「町政懇談会の開催」「住民提案制度の創設」などの実現を図ってまいったほか、効率的な行政運営を図るための、第15次行財政改革にも着手し、「町役場のわかり易い組織改革」にも取り組んでまいりました。

また、地域活性化や地域間交流等を図るためのグリーンツーリズム事業や、町中心部の活性化を図るための野沢まちなか再生事業など、新たな取り組みにも着手したほか、長年の懸案事項でありました小学校統合事業についても、地域も含めての合意形成に至るなど大きな進展が図られたところであります。

今後も、町総合計画に基づき「みんなの声が響く町 にしあいづ」を基本としながら、基幹産業である農林業の活性化、商工業や観光の振興、地域雇用の創出を図るための事業、高齢化集落対策事業など本町の抱える喫緊の課題解決に向けて、初心を忘れることなく取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

その他のご質問につきましては、担当課長が答弁をいたします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 12番、長谷川議員の小学校の統合にかかるご質問にお答えいたします。教育長にとのお話ではありますが、ご質問の内容が学校整備についてでありますので、町サイドで答弁させていただきます。

町では小学校適正配置審議会の答申を尊重し、小学校統合に向けた町の基本方針を定め、これに基づき具体的作業を進めているところであります。小学校統合に向けた町の基本方針では、統合小学校の校舎は中学校の隣接地とすることを明確に定めているところであり、これら資料に基づいて統合のための地区説明会を実施したところであります。したがって町としましては、このことは統合の合意形成の条件であるにとらえているところであり、この方針に沿った形で小学校の新築計画を進めていく考えであります。

なお、小学校適正配置審議会の審議の経過や答申の内容、町の小学校統合に向けた町の基本方針につきましては、随時、町広報に掲載し町民の皆さんにお知らせをしております。町民の皆さまには、町の方針を十分ご理解いただいているものと考えているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 12番、長谷川徳喜議員のご質問のうち、越冬対策についてのご質問にお答えいたします。

福島県では平成19年度、20年度の2カ年にわたり、急激な灯油価格の高騰による低所得世帯等の暖房用灯油の購入の支援のため、会津地域を中心とした市町村を対象に事業経費の2分の1を県が補助する福祉灯油緊急補助事業を実施したところであります。これを受け本町でも県の補助金を活用した支援事業を平成19、20年度に実施いたしました。

この事業は住民税非課税世帯で65歳以上の高齢者世帯や障がい者世帯、ひとり親世帯等を対象に、灯油購入費助成として一世帯あたり額面5,000円の灯油給付券を配布し、灯油価格の急激な値上がりによる生活への影響を緩和したところであります。

現在の灯油価格は事業を実施した当時と比較しますと安定した価格を維持しており、急激に値上がりするような状況にはございませんことから、議員ご質問の暖房費に係る支援につきましては、今のところ実施する考えはございませんのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 それでは、今、答弁をされたわけですが、私は、その前に、これから一問一答になるわけですが、私は質問の仕方が下手だと申しますか、荒っぽいと申しますか、結局皆さんにとっても、またケーブルテレビを見ておられます町民のかたがたから見ても、何かその執行者に突っかかっているんじゃないかというような印象も与えることじゃなかろうかと、私もこう思っているんですけども、これやはり生まれ性分というか、決してそういう意味で言っているのではなくて、私が日ごろ議員活動の中で、町民の皆さまからの声、そして要望等を、やはりこの年4回しかないこの場で、土俵でもって執行部の皆さんに質問するわけですから、その誤解のないようにひとつお願いいたします。

それと、私は明確に質問の中に、西会津町の小学校の統合についての質問であります、はっきりと教育長に伺いますとこう通告しているにもかかわらず、杉原まちづくり室長だか何だかわからないけれども、出る幕が違うんじゃないの、この辺から狂っていくんだよ。素直に私は教育長にお伺いしますというだったら、教育長の、教育長というのは、やはりその執行部と違った教育、独立しているんですから、そういった立場で、じゃ今までの小学校建設についての審議会とか、そして推進委員会とか、そういうことをはかってこうだ

という、そういう説明を私は求めているんですよ。教育長に伺いますと明白に言っているんですから、あなたがた、その答弁する打ち合わせもあるでしょう、その中でもそういうこと、あれがなかったのかどうか。私はどこまでも教育長に対しての質問なんですから、田舎の神楽芝居じゃないだから、出る幕というのがあるんですよ。何で聞いてもいない者が何で答弁しなくちゃならないの、その辺からおかしくなっていくんですから、十分その辺は間違いのないように答弁者は的確な答弁をしてもらいたいと。私はあなたに対する質問なんて書いてないんだから、教育長に尋ねるわけなんですから。

先ほどの担当課長の話では、今までの経緯を若干話されて、そして統合小学校を建設するような旨のお答えというか、申し合わせがあったようでございますが、現に昨日から、やはり何人かの議員が町民の10人に8人は、野沢小学校を使うべきだということを申された議員もおりますが、私はそのようなことは言いません。がしかし、確かに2億2,000万もかけて耐震措置をしたあの野沢小学校は立派です。中は私は見てはおりませんが、外観から見ても新築に劣ることは一つもない。ああいうのをなぜ使わないのか、その辺からひとつ教育長にお尋ねしたわけなんですから、今までの経緯、そしてここに至ったまでの説明をしていただきたいと思います。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 せっかくご指名をいただきまして、ご答弁申し上げなかったわけでありまして、その理由につきまして、まずご説明させていただきます。

私どもは議員がおっしゃいますように行政委員会でございます。教育委員会といたしまして、学校を建築する、それを執行する責任はございません。児童生徒の教育に責任を持つという部署でございまして、私どもは、いってみれば校舎につきましては建てていただく、お願いをする立場でございます。したがって、校舎建築はしなくてもよろしいのではないかというご質問の内容でございましたので、そのことについて所管をしておられます企画情報のほうで答弁を申し上げたという次第でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 教育委員会は行政執行部じゃないから、私は避けたんだと、こうあなたは申されておりますが、この前、統合小学校推進委員会というものがございまして、私も2回ほど参加しましたが、その推進委員ですからね、私もちょっと辞書を引いてみたんですよ。決定とか、実行とか、そういったもの一つも辞書にもうたってない。推進というのは、推し進める、そういうその意味だそうでございますので、私もそういう認識で参加したわけです。がしかし、その中で教育長の説明によれば、理想の学校建築はこうだと、例えば、今流行りのバリアフリーというの、手すり、そういったものを設置すべきだと。なおかつエレベーター等もその視野に入れているんだと、こう申されておりましたので、「えっ」と私は思ったんですよ。学校は教育の場であって、なぜそのバリアフリーはさもあらず、エレベーターまで考えるというのはこれおかしいと、端的に言いますれば、病院とか百貨店だとエレベーターも必要かわからないけれども、小学校の建築に対してエレベーターが出てきた、私はぎょっとしましたよ、あのとき。初めて私は聞いたんでありまして、すでに汽車だったら走っているんですから。例えば、その候補地としましては、現在ある西会津

中学校の東側と申しますか、あその位置に 2,600 平米とかとって、私は 2,600 平米なんて今の言葉は分からない、反米にすると、2 町歩くらいだそうでありますから、それが予定地だと。それで第 2 予定地は旧西会津中学校の跡地だと、こういうことを言っておられまして、既に小学校の統合の検討委員会、これは私も理解していますよ。今年の場合は奥川小学校では 1 人、新郷では 2 人、そしてなお、ちょっと私は調べてみたんですけども、1 年間の出生数は 38 名ですよ。この 38 名が、今 6 年から 7 年か後には小学校 1 年になるわけなんですから、この人数からみても十分野沢の小学校で私は対応できると思うんですよ。町民もそう思っているかたがいらっしゃるんですよ。それであなたがたのそっちの説明を聞くと、十分協議して、そのご理解を得たものと思われるなんて、あなたそれ、30 人、推進委員とかそういったかたがたを私は軽率に思っているわけではございませんが、何十億とかけて、小学校建築に対してのあれが、あなたがその財政面ではどうなんだと、その返済はどうなんだとか、5 年後、10 年後の生徒の数はどうなんだとか、そういう基本的なことを調査して、なおかつ私はいいたいのは、その 30 人の人を軽視しているわけじゃないけれども、西会津の町民の中にはかなり借金財政の中で、「また借金するのかよ」と、そういう考えがあるんですよ。

そういうことから考えれば、統合小学校はこれはやむを得ない。平成 24 年開校もこれは私も異議ない。がしかし、小学校の新築工事につきましては、時期尚早、開校式が終ってからでも、十分その検討期間をおいてでも私はいいと思うんですよ。今から現中学校の隣接したところにそれを造るんだとか、ましてやさっきの課長の話では、この前も聞いたけれども、日大工学部のなにになに教授をなににして、理想とする学校のなにをすると聞くんだとか、そういう段階まで入るのはちょっとおかしいと私は思うんですよ。もっと冷静になって、そして今後の対応、借金の返済、そして子どもの推移、それら十分把握して、それからでも私はいいと思うんですよ。

さっき私は申し上げましたけれども、新築工事一色に向かって進んでいるんですから、この辺に私は問題があると思いますがいかがですか。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 建築うんぬんの問題につきましては、担当の課長に答弁していただきたいと思いますが、経緯をご理解いただくためにちょっとご説明をさせていただきます。

第 1 回目の統合の推進委員会におきまして、確かに私のほうから建築事業にあたっての基本的な方針ということで説明をさせていただきました。それで、先ほど申し上げましたように、私どもは行政委員会でございますので、方向性について、町長部局と関係課と逐次相談をさせていただいているところではありますが、町の基本方針の中に、平成 24 年度に基本設計というお話がございまして、それに向けて、まず教育委員会のほうで統合小学校が建築されたときの施設、教室はいくつくらいいるのか、そういうことについて児童生徒の教育に責任を持つ教育委員会ですら案を示してくれという、その会議の中でのご支持がありまして、そしてご提示を申し上げた次第であります。それを関係課と協議をしながら、町としてご提示申し上げたのが第 1 回の推進委員会の中身でございます。

それから、エレベーターのお話もございましたが、これは校舎の中すべてをエレベーターで子どもが移動するうんぬんの話ではございません。バリアフリーとの関係でございま

す。現に町内のある小学校には車椅子で学校生活を送っているお子さんがおります。そういう、これからもでてくるかもしれないそういうお子さまのために、間に合わなくては困りますので、そういうお子さまがたが2階、あるいは何階になるかわかりませんが、3階と、容易に校舎内を動けるような、そういう配慮が必要だろうということで申し上げたのがエレベーターの件でございます。

シャワーについても、あのときご説明を申し上げたかと存じますが、非難所という性格もでございます。また遠方から通学してくるお子さまが途中でもよおしたりして粗相をする、そういうことも考えられる。そういうことの対応のためにも、きめ細かにしていきたいなと、そういうことでご説明を申し上げたかと存じますので、ご理解のほうよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 今ほど教育長よりるる説明がありました。申し遅れましたが、私ここに来る前に、同僚議員からエンジン100%まわすなど、80%ぐらいでやめておくと、そういうご指摘もありましたが、私は、やはりこの真剣な今後の西会津を担う、そういう子どもの問題なんだから、いい加減な考えはございません。できれば、やはり理想のそういう小学校を私も造るような、そういう考えもでございます。がしかし、やはりそのエレベーターもよし、現代教育もいいんではあります、これはお金のかかる問題ですよ、はっきり言って。何十億とかかる工事ですよ。そうじゃなくたって、あなたに、執行部じゃないからしょうがないけれどもね。さっき答弁したこっちに言ったほうが適切かと思うんだけど、いいですか、これは西会津では、やはり相当の借入金があるんですよ、これ11億、特会とか、例えば健康保険とそういうものも含めてなんだけれども、財政を話した場合には、必ずその統合小学校につけても何十億というそのお金がかかるんだから、その財政わかっているの。いくらあんなんだかあなた財政状況を話してみなさい。西会津の借入金というか、起債の返済額とか、一般会計でどのくらい、そして特会でどのくらい、こういった数字わかるんですか。それを聞いておきます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 起債残高の質問でよろしいですか、21年度末現在の一般会計の起債残高は67億8,900万円でございます。特会を合わせますと116億9,394万円というようなことでございます。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 これほどの借り入れがあるんだよ。1億、10億じゃないんだよ。110何億ね。それでついでに私は大事なことを申し上げますが、わが町の年間の町税収入額なんて5億1,000何がししかないんだよ。それで今実際返している金はいくらかといいますと、これは特会と一般会計合わせて11億9,000何がしを返しているんだよ。それで足りない分は、不足分はこれそうでしょう。6億1,000万しかないのに、11億返しているんだから、5億8,000万何がしこれ足りないわけなんだよ。これはどうしているんだと私は聞いたら、国からの交付税で返済しているんだと、私聞いた、首曲げたってあなたの関係に聞いたんだから、それ間違い、違っていますか。

何だ、笑っている、人が真剣に話しているのに何で鼻で笑っている。そんな人を侮辱し

たことはないよ。

いずれにしても、これ大変な借金を背負っているんですよ。それ今、11億何がしを返済しているんだから、なおかつここで小学校の建築にあたって、何十億だかわからないけれども、それ起債といっても有利な起債を使っているとあなたがたは言ういかもわからないけれども、借金ですから、国でいくら貸しても、100%のあれはないんですよ。例えば7割、8割、残りの3割か4割か分からないけれども、それは西会津の中で返済しなければならないんです何十年か分からないけれども、そういう状況の中で、私はこの財政面で十分検討をされたのかと、人口にしても年々減るんでしょう。これから人口が多くなるっていうのはないんですよ、はっきり言って。今、総人口は7,775人ですよ。これがその中で65歳以上のかたは3,116人もいます。これが5年、10年経ったらどうなります。労働人口というか、お金を働いて稼いで、町に税金を払う人口はわずかでしょう。その中で返済していくというのはどうなるんですか。交付税だって今年あったからって来年ある保証はない。国もこの前テレビか何かで報道しておったけれども、相当の国債を発行してまかなっているわけだ。今年は地方交付税、西会津にはこれだけしか銭つかなかったとこういうあれがあるかわからない、来年どうなるか分からない。そういう見通しも立てないで、ただ漠然としてそんなことを計画を立てることは無謀ですよ。どうですか、まちづくり室長。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 それでは、まちづくり政策室ではありませんで、企画情報課長より答弁させていただきます。

まずスタートからちょっとお話したいと思うんですが、このことに関しましては何度か議会の全員協議会なども通じまして、ご説明をしまいたったところでございますが、適正配置審議会を組織しまして、小学校統合のあり方につきまして、ずっと検討していただいたわけでありまして、その答申が出されまして、町の小学校統合に向けた基本方針というような形で策定をしたわけでございます。そこに至る経過の中では、やはり少子化に伴って、とにかく1校にしなければならない。さらにはできるだけ早くその統合をしなければならないというようなことで、20年4月開校はするというようなことではございますが、その適正配置審議会の議論の中でも、あくまでも小学校は新築ということが大前提としてあるということではございます。それで、町としましてもその答申を受けまして、町の基本方針というような形で作らせていただいたところでございます。

それで、先ほど教育長からも話がありましたように、新築に向けた基本構想の策定業務は、22年度、今年度中にその作業を、策定業務を行うんだ、23年度には基本設計業務を行うというようなことにつきましても、その基本方針の中に定めておりまして、これにつきましては議会でもご説明をさせていただいたわけではございます。その方針に基づいて、今、作業が進められているということではございます。

先ほども申し上げましたように、この基本方針をもって、各地区の統合に向けた地区説明会を行いました。その中で皆さんからいろんな意見をいただいたものを参考にしながら、今現在、作業を進めているわけではございますが、その説明会の中で、新しい野沢小学校の校舎でいいんじゃないのという意見、これ野沢地区の説明会の中で1件ほど、そういった意見が出されましたが、そのほかの地区の皆さんは、この町の基本方針に基づいて進め

るといふことに関しまして、異議と申しますか、意見が出された経緯はございません。したがって、この基本方針というのは、小学校整備を進める方針というのは、これは全体の中でこれが町の基本方針というのは、その中で理解をしていただいているというふうに思っているところであります、これに向かって町は整備を進めていくべきだろうというふうに考えているところでございます。

それで、財政の問題、いろいろ話としては出されておりますが、統合中学校はだいたい30億ほどかかりました。ただし、今までも申し上げてまいりましたように、たまたまその補正予算に、国の補正予算にのっかったがために、町の本当に一般財源というのは1億ちょっとのお金でできましたし、起債につきましても、補正予算債を活用することができました。したがって、町としましては、本当に最終的な持ち出しも少ない状況でそういった30億の学校整備が図られたというような事実がございます。

したがって、小学校につきましても、基本設計までは準備をして、そういった有利なものが出てきた場合にはすぐのっかれるように、すぐに取り組めるように準備を進めておきたいということをごさいます、そういった作業までは来年度、行っておきたいということでございます。また新築のスケジュール等について、いついつから実施するというようなことを明確に決めたわけではございません。ただし、今準備を進めても、新たな用地を取得したりして整備をしなければならぬということになりますと、事業着手するまでは、少なくとも4年、そのくらいな歳月を要してしまうということでもありますので、逐次準備を進めながら対応を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 いくら言っても、私は町民の皆さんの声をここで申し上げても、とにかく食い違いがあってこれ以上話しても無駄だ。ただ一言いっておくのは、町の基本設計とか町のどうのこうのと、あなたがたが基本設計をなにしてもですね、町民の合意のないままにやるというのは、これは無謀と私は思うんですよ。少なくとも、先ほど申し上げたと思うんですけれども、この小学校の新築工事につきましても、町民の皆さんいかがですかといったそのアンケートでも、調査でもして、50%がじゃいいですよと、新築工事をしてもいいですよと、そういうあれがあれば私はこれやむを得ない。がしかし、町の方針だからと、町の基本設計だと、そういうことでああなたがた原案として出したことは、今まで私は振り返ってみますと、27年議員をさせてもらっておりますけれども、原案通りが99%いくんですよ、だから、111億も、現在その借入金があるにもかかわらず、安易にそういう計画を立ててもらっては私は困る。平行線だからあなたの答弁はならない。

ただまだ時間もあと20分ほどありますけれども、この教育問題の最後に教育長にお尋ねしますが、あなたなら教育委員会の教育長として、教育のいわゆる理念とはどこにあなたはおかれていますか。教育の理念。新しい学校を造るのが理念ですか。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 昨日もちょっと話題になりましたけれども、教育は建物がすべてではございません。学校教育の目標、これはもう議員も十分ご承知かと存じますけれども、次代を担う子どもたち、小中学生、児童生徒に確かに学力を身に付けさせて、そして豊かな心、あるいは健やかな体、これを学校だけではなくて、教育の原点は家庭にありといわれるわけで

ありますけれども、家庭、学校、地域が一体となって育てていく、そこに学校教育の大きな意義があるというふうに考えております。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 今、教育長がおっしゃったのは私聞いておりました。がしかし、私から申し上げれば、今の統合小学校と同じに、何の根拠だかわからない、ただ新しいものを新築するんだと、そういうことの一点張りであって、教育の根幹に全然触れていない。したがって、あなたに質問するわけなんです、あなたは理想の教育とかうんぬんかんぬん言いましたけれども、私は新しい物を造るとか、物を豊富に与えるという、あなたがたの教育の、いわゆる思想が間違っている。それよりもむしろ精神面で、例えば人に対する思いやりとか、親兄弟に対する考え方とか、そういうことを基本にして考えないで、ただ物を与えればいい、新しくすればいいと、豊かにすればいいと、それがそもそも今のいじめにつながって、平気で友達をいじめたり、自殺に追い込んだりしているんですよ。私のころはそういうことはなかった。だからその考えを置き換えてもらいたい、最高の教育者として、教育委員長として、それを申し上げて議題を変えます。

次に、順序不同になりましたが、町長。

○議長 12番議員に申し上げますけれども、あなたの質問は、全然最初の趣旨とはずれてきていますからね。

○長谷川徳喜 関連しているの。

○議長 それはあなたが個人の考え方は考え方で結構ですけれども、あくまでも推進委員会の答申を受けて、町はこういう姿勢で進めていますよという答弁されているわけです。

○長谷川徳喜 ついでにこういう機会じゃないと聞けないから、ついでにあなたの教育に関しての。

○議長 それから考えが飛躍して、教育の根幹はうんぬんになってくると、ちょっと難しくなってきますので、何時間かかったってこれ。

○長谷川徳喜 だから最後にそう申し上げますと言っているんだから、答弁しなくてもいいよ。この際だから、あなたの教育の根幹はどこにあるんですかと、そういうことを申し上げただけなんです、あと議題を変えますと言っているんですから、いいじゃないですか。

○議長 議題を変えますと言っているんだから、答弁は求めてないんだよ。

答弁したい。

教育長、佐藤晃君。

○教育長 議員が今おっしゃられましたいじめだとか、それから親孝行の問題だとか、いろんな問題をおっしゃられましたけれども、私が先ほどまとめて申し上げました学校教育の目標、端的に言いましたけれども、人間性や社会性豊かな心と、あの部分に全部入っておりますので、どうぞご理解を賜りたいと思います。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 そのとおりにっていないから私は聞いただけであって、議題を変えます。

順序は異なりますが、伊藤町長の町執行の姿勢についてであります、先ほどあなた、それ相当もろもろのことを答弁されましたが、それ確か、あなたになってから1年と4カ

月と申されましたが、その中で100歳の敬老祝金は100万から30万にしたとか、町の運行バスは一部変更したと、例えば縄沢の場合だと、国道を通過して不便だと、村の中を通してくれと言えどそのとおりになると、そういうことも、そして雪国まつり、あの底冷えのする極寒の冬の間に花火なんかなんでやるんだと、しかも商店、また事業所か、いわゆる協賛を得てまでやらなくてもいいだろうと、それも取り止めになったと、それは私は評価しますよ。

だけれども、まだまだ総体的にみて、医療バスの運行もしましたよね、まだまだ総体的にみて無駄だと思われるところ、無駄というか、ちょっとおかしいところ感じる点がまだいっぱいございます。例えば振興公社の委託金とか、そしていろんな団体、そしていろんな会の、いわゆる支援金というか、助成とか、そういうのを、やはりこれ相当にあるんですよ。政府の行政刷新会議じゃないけれども、あなた一人でいくらほえたってこれはやむを得ない。こういうところに、やはり行政の見直す、行政委員とか、そういうのを立ち上げて、その中で検討して、やっぱりこの部分は切るべきだと、この部分は残そうというのも私は必要かと思って申し上げたわけでございますので、その考えはありませんか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 話題を変えていろいろと話をずっと聞いておまして、基本的なことは私のほうからお話したほうがよろしかったのかなと、こう思っておったわけでありませうけれども、まず端的に申し上げまして、スタートいたしまして、新年度予算を初めて組んだわけがあります。したがって、これから西会津町の総合計画ということについて、具体的に進めているわけがありますので、まず、個々この問題については申し上げませんが、やはり行政というものは継続性もあるし、また新たなスタートに立っては、新たな課題を担っていかなければならないものでもありますので、それは急激にそう変わるというようなことは、私はないと思います。

しかし、その時点になって、やっぱり見直していくべきものもありますし、また、新しく取り入れていかなければならない事業もあるわけがあります。それが近代的な、いわゆる行政の中身でありますから、そうしたことについては十分ご理解の上でご発言をされていると思いますので、そうした見直しを含めながら、無駄の問題についてはそれは具体的にご指摘をいただければ、十分町としてもそうした考え方に耳を傾けながら、対処をしてみたいというふうに思います。

そこで、具体的な行政の執行の中にあたっては、見直しをすべき検討委員会がございますので、こういったことも逐次、町としては毎年これにそって対応してみたいというふうに思っているところであります。参考までに財政問題も議員、触れられておりました。西会津町の長期財政計画ということについては、単年度においてもそうありますが、財政健全化比率がございます。これはいくつかございますけれども、公債費比率においてもそうありますが、すべてにわたって決算の中でも申し上げまして、町民にご提示をいたしましたけれども、西会津町は長期にわたって健全であるという指標をいただいているわけがありますから、この点、心配なさらないで対応していただきたいと思っておりますし、またわれわれとしても、そうした考え方に基づいて財政計画を立てて運営しているところでございますので、今後ともよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 今、伊藤町長の答弁を聞いて、ある程度理解はいたしました。がしかし、これはやはり、長い間の借金にしても、111億、急にできたわけではないんだと、これは何十年でこうなった結果なんですけれども、あなたはそういうことを踏まえて、行政改革をしなければならぬと、無駄を省いて、町民のための施策をするんだということで立ち上がったんですから、その初心を忘れずに、しっかりした町政に取り組んでもらいたいと、こういうことを申し上げて、時間もあと10分しかございませんので、最後に議題を変えさせていただきます。答弁らない。時間もったいないから、あと10分しかない。

そういうことで、最後、これは適切かどうかわからないけれども、越冬支援がどうかと私申し上げた。ざっくばらんに申し上げますと、先ほど私は総務課長あたりの答弁かなと思ったけれども、健康福祉課長あたりからうんぬんかんぬんありましたけれども、5,000円を出したのは、それはあれの評価は大変良くありますよ、聞こえますよ。助かったという声もありますし、それに甘んじたわけじゃないけれども、昨今の経済情勢、そして西会津の町民生活、それらを総合的に考えれば、決して町民生活は楽ではない、不況だ、就職がない、米は足りない、ないないづくし。またここで、果たして正当な質問かどうかちょっと疑問視されるかたもおられると思うんですけれども、最近になっては、売家の売買の1,580万なんていう、そういうその看板もいたるところにもかかっておりますし、そういうことを考えた場合には、この冬どうして過ごすかという町民も大勢いらっしゃる。

その中で、先ほど誰かが言ったとおり、老人対策、仕事はない、年金は僅かでもって、灯油代にもこと欠く人もいますよ。片や百何十億と借金があっても、幸いわが町には5億いくらという財政調整基金というのがございますよ。私は記憶しているところでは5億以上の財政調整基金なんて初めてですよ。それを例えば、あなたさっき5,000円と言ったけれども、1戸1万にしたって3,000世帯割っているんですから、たかがしれているでしょう。1万円ずつ支給したって3,000万で済むんですよ。5億から、調整基金から3,000万出したって4億7,000万残るんじゃないですか。今この大変なときに、町民に思いやりのある伊藤町政だったら、あなたがたはそうでしょう、決して裕福な生活していないんだら、町民のかたがたは。どうやってこの冬を越すかと、先ほどはなはだ言いにくいこと言ったけれども、金の返済もできないで自分の家屋敷を放す人もいますよ。そういうことを考えた場合には、思いやりとして、5億以上の財政町政基金を今ここで、そういう本当に生活に困っている人に1万ずつ与えたって何ら不思議はないでしょう。それをなんですか、簡単にその考えはありませんなんて。とんでもないよ。もっと思いやりのある答弁を下さい。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 灯油の給付券等の話でございますが、先ほど町長が申し上げましたけれども、行政はそのときどきの課題に対して、いろいろ町民の福祉向上のためのいろんな事業を実施しているということでございました。平成19年、20年、これはまさしく石油業界のいろんな条件によりまして、当時、リッター5、60円だった灯油が一気に倍の120円に上がってしまったと、こういう課題があったことから、県も福祉灯油緊急補助事業というものをもって支援しようということで、町もそれにのっかって灯油券を配布したとい

うことです。

なお、こういう高齢者等の非課税世帯には、例えば昨年の場合、灯油ではありませんけれども、消防法の改正によって火災警報器を付けろということでございましたので、昨年540世帯に無料で火災報知機を付けたというような、これもそのときどきの課題を行政は支援したということでございますので、今回は灯油については価格も安定しているということから、今年には実施しないということを行ったこととさせていただきます。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 あと5分ですから切り上げたいと思います。

今の課長の説明だと、いろんな消防施設もよくなっているし、うんぬんかんぬんと答弁ございましたが、私は、いわんとするのは、納税滞納者はすでに一般会計、特会を合わせて9,500何万という莫大な滞納金があるんですよ。中には本当に税金を納めたいんだけど、どうすることもできないんだと、冠婚葬祭は切るわけにいかないし、そういう家庭が、そのために弱者救済をする考えはないのかと、灯油に私は限ったわけではない。思いやりの町政だったら、すべてにやさしいまちづくりだったら、そのぐらいのね、5億もある基金崩して、一部崩してね、そういうその弱い町民、そして生活能力のない家庭に支援をしてはいかがかと、こういうことを申し上げているんですから、最後そのことについて町長、一言。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 いわゆる政策でもって町政は運営されているわけでありまして。したがって、その政策の課題については福祉もあるであろうし、あるいはハード的にこの建築、あるいは農林、いろんな課題別ごとに対応しているわけでありまして。したがって、当初予算でそれらに対する主なる事業計画というのをきちっと定めて年間行っているわけでありまして。特に今ほど申されましたような、福祉的な事業枠については、それなりにきちっと対応しているつもりでありまして、特にそうした課題の中で経済的に非常に大きな激動があったとか、あるいは災害があったとか、そうした緊急避難的な状況にあった場合については、町としてはそれにきちっと対応していかなければならないというふうに思っているところであります。したがって、今回、自然災害と位置付けました米の下落については、まさにそうした対応をとったわけでありまして。

しかしながら、弱者といわれるということについては、それは自然的な災害とかうんぬんとは別な課題の中で、きちっと対応すべきところには対応していかなければならないと思っておりますので、それは議員おっしゃられる灯油の内容については、一つの課題だと思っておりますけれども、今回については、これは自然的、あるいは緊急的なものではないかと、一般的な行政の中で、そこまで対応するまでには至らなかったということでありましたので、ご了解をいただきたいと思っておりますし、また、それを基金で取り崩してやれっていうこととありますけれども、そういう状況ではないということは、先ほど総務課長から申し上げたとおりでありまして、現在の基金高については5億以上7億でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 それでは、これ以上は申し上げても、食い違いというか、意見のそれはいい

たちごっこみたいな形になりますので、私はこれで質問を終わりたいと思いますが、やはり伊藤町長に一言申し上げておきますことは、そういう現状を、住宅ローンも払えないので、今この古いうちを売りに出す、そういう町民生活をなさるかたも、そして老人で収入のないかたも相当いらっしゃるんだから、そういった立場の人を支援しなさいというだけのことであって、したくなかったらそういうふうにするしかないという結論を私はそう受けたんだけど、予算化していなんだから、これからでもいいんだよ、来年度でも、そういう、どういうふうな形で町民の生活支援、援助をするかということの一つのテーマとして、十分取り組んでくれることを申し上げて、一般質問を終わります。

以上です。

○議長　議長を交代します。

○副議長　議長を交代しました。

11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　11番、長谷沼であります。通告に基づきまして一般質問をしてみたいです。

その前に、先月お亡くなりになられました佐野議員と、私も14年間議会活動をしてまいりました。これからは佐野さんのことも念頭において議員活動をしていくことをお誓い申し上げ、佐野議員のご冥福をお祈り申し上げて一般質問に入ります。

まず、町長の政治姿勢についてであります。町長は圧倒的な票数で当選なされました。それだけ町民の期待も大きいわけでありまして、4年間、伊藤町政が続くわけでありまして、われわれも期待をしておりますし、町民の先頭に立ってがんばってほしいなと思っておりますが、どうも空回りしているところもあるのではないかなということでもあります。

まず町長の政治姿勢についてであります。9月の議会は、いわゆる決算議会といわれております。21年度の決算はすべて認定されましたが、その議論を通じまして私に疑問が生じたので、改めて町長の見解を、まずお伺いしたいのであります。

その一つは、国保会計への一般会計から約6,000万円の支出についてであります。このことに関しては、3月の議会では議員の質問、国保の会計処理には不自然なものがあると、その問いただしに対し、医薬品については2月、3月分の支出は4月に入って行った旨の課長答弁があり、また、町長は、「なぜ発覚しなかったのか」と疑問視する発言もありました。また9月議会ではこの件に関し、課長からは不適切な処理であった旨の答弁があったのに対し、町長は、「私からとれば粉飾ともとれるような実は内容でございました」との答弁がなされました。粉飾とは穏やかな発言ではありません。この粉飾という言葉はどうしてお使いになったのか、その真意をお聞かせいただきたいのであります。

国保税の課税誤りはあってはならないことでもあります。あってはならないことが起きました。このような事故といいますか、仕事ぶりに対して、今の6,000万円もそうですが、誰に責任があると思いますか。また誰がその責任をお取りになりましたか。ここをはっきりしないと職員の仕事にもいろいろな、私は不都合が出るのではないかと思いますので、この件についてお伺いをいたすわけでありまして。

二元代表制についてお伺いをいたします。新型、季節性インフルエンザ接種にかかわる予算を、実は専決処分でなされようと町側はしました。なぜですかと聞くわけでありまして。専決処分については、地方自治法に何項目か定められております。その一つに、緊急を要

するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときと規定をしております。インフルエンザの予防接種については、何も特別なことではありません。一般的な普通の仕事といたしますか、事務であります。それにもかかわらず専決処分では処理をなされようとしていました。これは議会の議決権に関わる問題でありますのでお答えをいただきたいのであります。

町長も議員も立場こそ違え選挙で選ばれます。それぞれの立場で町民の負託、信頼に応えるべく活動しているわけでありまして。それぞれ自分の信念、信条によって議論を行い、賛否は自己の責任において行っております。今までの議会の議論を通して、町長は常に議員、議会を尊重し、その意見には誠意を持って対処する旨の発言をなされておられます。今言った専決処分の件や、3月の議会中に議員の議決権を否定するような発言もありましたので、どうしても議会の議決権について町長の見解、どう臨んでいるのか、どう対応するのかをまずお尋ねをしたいのであります。

農業問題に移ります。農業を取り巻く情勢は大きな変わり目にあるのかなと思っております。そんな中であって、農林振興課の皆さんは、よく仕事に取り組んでいただいていると私なりに評価をしております。いろいろな可能性に向かって取り組まなければなりませんし、また、的を絞って重点的に進めることも大事あります。そのような観点に立ってお尋ねをいたします。

まず最初に、耕作放棄地についてお伺いします。農業委員会、あるいは農林振興課で調査をなさったそうではありますが、その実態の結果が出たのかどうか、実態、どのような傾向があるのかをまずお聞かせいただきたいのであります。その放棄地対策であります、私は実情に応じて考えるべきだと思います。そう考えたときに、次の二つに分けられるのではないかなと思っております。

一つは基盤整備をした、ほ場整備をした農地と、それ以外の農地とに分けて考えるべきであると思っております。なぜなら、基盤整備に入らなかった農地は、明治の地租改正時のままであります。地目変更をしなければそのままの田や畑がもとになっておるからであります。ですから、ある字によっては、すべての農地が長らく耕作されずに荒れ果てている土地がかなりあります。私のほうにいけばかなりの字名が、もう何十年も田や畑になっておりません。ですから基盤整備した農地としなかった農地に分けて考えるべきだというわけでありまして。

もう1点は、耕作をしていない農地を二つに分けて、区分けして考えるべきではないかなと思っております。それは、これは私の見方ですが、耕作放棄地とは復元が不可能な土地、すぐには復元ができない土地と私はみたほうがいいのではないかなと。もう一方、遊休農地という言葉もあります。遊休農地とは、すぐに耕作が可能な土地、そういう土地と規定をして、分けて対応をすべきではないのかなと。

ですから、町としては、耕作放棄地を復元するという点を重点にしないで、新たな遊休農地が出ることを防ぐこと、出さないことが大事だと思います。また、農地の復元は重点的に遊休農地を対象とすることが大事だと思いますが、町のお考えをお尋ねするわけでありまして。

次に、第3期の中山間直接支払制度についてであります。第3期は転作未達成のペナル

ティー等がなくなりましたので、実は増えるのではないかなと注目しておりました。43の協定で取り組まれると聞いておりますが、私にはもっと参加する集落があってもいいのではないかと、増えてもいいのではないかなと思っていますので、これからより多くの参加を得るためにも、その原因と対策とについてお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

一般野菜に移ります。まずは5名のかたがたで「よりっせ」での販売を実施するとうかがっておりますが、販売農家数と実績については、どの程度取り組まれておりますか、進んでおるのかということをお尋ねをします。実績についてお伺いをいたします。

また、農産物の加工施設についてであります。これは昨日の4番の議員と質疑の中で私も理解できましたが、私の言いたいのは、決して急いで取り組むべきではないなという思いがあるのであります。たくさん課題があると思っております。誰がどのように、どのような加工製品を作るのか、グループがやるのか、個人でやるのか、何を加工したいのか、採算は取れるのか、どう売するのか、誰に売するのか、その投資はどのようにして、誰がどういうふうにするんだと、そういう採算の面もあります。また町がどうして、どういう関わり合いをもっていくのか、こういう問題があると思っておりますので、私は急がずにじっくりと取り組むべきと思っておりますが、この件に関してお答えがあればお願いをしたいと思います。

当面の課題についてであります。今年の災害発生では、町道の災害はなかったのでしょうか。農業、農業施設、それから林道の補正予算が組まれておりますが、町道は組まれておりませんのでお尋ねをします。

また、過年災の実態をどうつかんでおられますか、その過年災で被害にあった件はどのように復旧に取り組んでいかれるのか、今までですと次の災害時に当てはめて工事をしますとおっしゃっておりましたが、今次の災害が発生しても町道等はやらないわけでありますから、その復旧の取り組みについてお伺いをいたします。

次に、喜多方警察署西会津交番の勤務実態についてどう把握しておりますか、ということをお尋ねしますが、なぜこのようなことを聞くかといえ、町民の安全安心を守るのに、実は不安を感じたからであります。その一例を申し上げますと、私もその現場にぶつかったわけでありました。9月28日、国道49号の車峠トンネル、下野尻側の付近で交通事故が発生しました。救急業務をはじめ、消防署の隊員が12名出動し、その処理にあたったと聞いております。問題なのは、警察官の現場到着に1時間くらいかかったと、正確に把握してはおりませんが、1時間はかかっていると。何かあったとき、交通事故等であるのに1時間は普通かかっているということでありました。それを聞いたからであります。その間は、警察官が来るまでには消防署の隊員が交通整理をなさっておるわけでありました。この時間に同じような事故や火災などが起きたときには、そのことを考えると警察だけでなく、消防にも不安を感じるわけでありました。これでいいとはいえないので、関係機関とよくご相談をして、しかるべきところに西会津交番での警察力の充実を働きかけるべきと思っておりますが、その考えをお尋ねします。

最後になりますが、テレビ放送のデジタル化であります。昨日今日の議論を通じていても考えながらお尋ねしますが、確かにデジタル波の放送の責任は国と放送事業者にあります。ケーブルテレビへの加入は、何も国や放送事業者の責任ではありません。町の責任でありますよ。そこを間違えて、区分けして考えなければならないのではないかと。2番

のお尋ねでありますと、ケーブルテレビの加入の4万2千円は放送事業者が負担してもいいですよと言っている。であるならば、素直にケーブルテレビに入ってくださいということが町にとっては大事なことはないのか、町民が、皆さんが、すべてケーブルテレビに入ってください、これは理想の姿であります。放送事業者が電波塔を建ててデジタルを映るようにしても、ケーブルテレビはそれには映らないわけですよ。町の責任はどこにある。それはこの際、早急に100%ケーブルテレビに加入を促進していくのが、私は町の責務だと思います。

なお申し上げておきますが、この4万2千円であります、このケーブル化を町で事業をしたときには、一定の期間は4万2千円は町が負担しますということで加入者の皆さんがたには負担をしていただいております。そのときに入らなかった人が、あとで入るときには4万2千円はいただいております。今回の4万2千円は町のお金で入っていただくわけではありませぬので、何も負担の平等不平等という問題は起こらないと思います。この件をお尋ね申し上げまして。

それと、今ほども議論で聞いておりましたが、いろんな光ファイバーを通して、町の事業、利活用を図っていくんだとおっしゃっております。その利活用は光ファイバーがその家庭に入らなければ、いわゆるケーブルテレビが入らなければ活用できないわけでありませぬから、そこら辺も含めてお答えをいただきたいと思います。

以上、質問を申し上げるのが、私の今回の一般質問であります。

○副議長 町長、伊藤勝君。

○町長 11番、長谷沼清吉議員のご質問にお答えいたします。町長の政治姿勢のご質問のうち、はじめに一般会計から国保会計への支出についてお答えをいたしたいと思っております。

ご承知のとおり、町の会計は国保会計にかかわらず全ての会計について、その内容を明らかにして議会に提出し議決していただいているところであります。また、国保会計の予算の内容については、事前に国保運営協議会に町長から諮問し、答申をいただき議会に提案しているところでございます。

平成21年度中に、国保特別会計の診療施設勘定で、数年間の蓄積による前年度の医薬品未払金について、それまで国保運営協議会や議会にその内容を説明してこなかったことは健全な運営とは言い難いことであって、不適切なことであったと考えております。また、粉飾という言葉については、決算を赤字としないために医薬品代の一部を次年度で支払う会計処理のことを言ったものであります。なお、医薬品代については平成21年度において、一般会計から繰り入れ処理をいたしました。

次に、国保税の課税誤りについてであります。9月議会定例会および主要事項報告の中で申し上げましたとおり、後期高齢者医療制度の創設に伴う軽減措置について誤りがあり、該当する世帯には直接に各世帯を訪問しお詫びと説明を行い、手続を完了したところであります。今後は、職員の指導を徹底するとともに、適正で透明性のある運営と会計処理に努めてまいりますのでご理解願いたいと思っております。

次に、町長も議員も選挙によって選ばれていると、いわゆる二元代表制についてのご質問がございましたのでお答えをいたします。

はじめに、二元代表制についての認識であります。日本国憲法第93条では、地方公

共同体に議事機関としての議会の設置と、その議会の議員及び地方公共団体の首長は、住民が直接、選挙で選ぶことが定められております。これがいわゆる二元代表制の定義とされているところであります。

私といたしましては、ともに住民を代表する議会議員と首長は、相互の均衡と抑制によって、緊張感を保ちながら、またお互いの立場を尊重しながら、その役割と責任を果たしていくことが、二元代表制の本来のあり方であると考えております。

したがって、本町においては、議会議員と首長がまちづくり基本条例の意を体し、新しい西会津町総合計画に基づき、議会の本会議や全員協議会などの場において、互いに十分な議論を尽くし、課題解決に真に町民主体の行政運営を行うことが必要であると考えているところであります。

次に、議会の議決権と首長の専決処分についてのご質問がありましたので、改めてお答えをしたいと思います。

議会の議決権につきましては、いうまでもなく、議会制民主主義において、議会の意思決定を示すものであることから、何よりも優先すべきものであると認識しております。したがって、執行機関である首長は、各種施策を推進する上で、最も尊重しなければならないものであると考えているところであります。

一方、首長の専決処分につきましては、町民生活に欠かすことのできない即応性が求められる事案につき、緊急かつやむを得ない場合についてのみ、地方自治法の規定を遵守し、運用すべきものであると考えております。

おただしのありました、インフルエンザワクチン接種事業にかかる専決処分ではありますが、本事業は本年 10 月 1 日から開始するために必要な予算を計上するため、お願いしたものであります。本来であれば、9 月議会定例会において、ご審議をいただくべきところでありましたが、改正予防接種法の成立の目途が立たず、接種方法の決定が定例会後にずれ込んだところでありますから、このような対応といたしたところでありますが、このため、10 月 1 日から町民の皆さんが安心して接種を受けることができるようにするには、議会を開催していただくいとまがないものと判断し、やむを得ず専決処分のお願いをしたところであったわけであります。

しかしながら実際には、後日、議会臨時会を開催していただき、ご議決をいただいたところではありますが、先ほども申し上げましたように、専決処分は緊急やむを得ない場合についてのみ、厳正に運用すべきものであると考えており、大前提は議会にお諮りして議決をいただくことが重要であると認識しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○副議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 11 番、長谷沼清吉議員のご質問のうち、農業問題についてのご質問にお答えいたします。

はじめに耕作放棄地の調査と対策についてであります。国では食料自給率向上のための農地確保や有効利用に係る取り組みの一環として、平成 20 年度から毎年度、耕作放棄地全体調査することとしており、町でもこの実施要領に基づき、農業委員会との連携による現地調査の実施と耕作放棄地解消に向けた計画の策定事務を行っております。これまで

の調査では、2005年の農林業センサスにおける本町の耕作放棄地427ヘクタールうち、まず基盤整備地など農振農用地内の調査を優先して進め、中山間等直接支払制度や農地・水・環境保全向上対策事業の協定農地に含むことができない耕作放棄地99ヘクタールを確定させました。

さらに昨年度からは農振農用地以外の山間部の未整備田畑の調査を進めるため、調査モデルとして新郷地区の1集落を対象に現地調査を行うとともに、町内の農地所有者約2,000戸、5万筆への農地状況調査を行い、現在、その結果の集計・分析を進めているところであります。

今後、町といたしましては、基盤整備地など優良農地を守っていくことを最優先し、農業委員会による農地パトロールと連携し、これ以上の耕作放棄地の発生を防止するとともに、放棄地管理などを呼びかけていくこととしています。また、最近、奥川や新郷地区においては、農地・水事業を活用した解消活動や民間団体の皆さんによる耕作放棄地を有効活用する事業が実施されており、町としましても、これらの取り組みがさらに拡大されるよう、また町内全体へ波及するよう積極的に支援してまいりたいと考えております。

次に、中山間地域等直接支払制度についてのご質問にお答えいたします。

本年度より第3期対策が始まり、町が認定した集落協定は、2期と比較して3協定増え43協定で、対象面積は35ヘクタール増の461ヘクタールとなりました。交付金額は464万円の増で6,281万円となり、個別協定を含めた全体としても、協定数、対象面積は増えております。

しかし、その内訳は2期対策で活動していた協定のうち5集落が取り止め、逆に新たに8集落で協定を締結したものであり、本年度からの第3期対策による要件緩和の効果がある一方で、高齢化進行や事務を担える人材の不足など、課題のある集落が増えてきております。

町といたしましては、その対策として今回の制度改正のメリットや小規模・高齢化集落を近隣の集落協定がサポートした場合の加算単価などを強調しながら、来年度以降の協定面積の拡大と協定未締結集落への取り組み促進等を図っていく考えであります。

次に交流物産館「よりっせ」における一般野菜の販売実績についてお答えいたします。

「よりっせ」での一般野菜の出荷販売については、昨年12月の説明会で出荷を希望されたかた5名が新鮮野菜出荷の会を組織し、勉強会を開催しながら基準に沿った栽培を実践し、今年6月より出荷販売を開始しております。販売の実績としましては、6月から11月までの6カ月間で78万3千円の販売額となっており、実際に出荷されたかたは4名でありました。

次に農作物の加工施設に関するご質問についてありますが、現在実施している農林産物等加工研修会を進める中で、さまざまな課題について検討しながら、加工施設の方向性や加工組合組織の立ち上げを検討し、加工施設整備を実現させたい考えでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○副議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 11番、長谷沼清吉議員のご質問のうち、過年災についてのご質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり災害復旧事業については、異常なる天然現象により生じた災害であることが前提となっております。異常なる天然現象とは、最大 24 時間雨量が 80 ミリ以上であること、1 時間雨量が 20 ミリ程度以上であること、また河川のあっては、河岸高の 5 割以上の出水があること等であります。このような異常な天然現象により災害が発生し、合わせて事業費で町道および河川の災害については 60 万円以上、林道、農地・農業用施設災害については 40 万円以上、小災害については 20 万円以上となった箇所が災害事業対象となるものであります。近年、そのような該当する天然現象が発生いたしませんでしたので、過年災はございません。

本年の 6 月及び 9 月における豪雨により発生いたしました災害につきましては、公共土木災害につきましては、事業費や被害状況等を勘案して調査をいたしました。該当する箇所はございませんでした。林道災害では 5 カ所、農地災害で 22 カ所、農業用施設災害で 16 カ所、起債事業であります農地農業用施設小災害事業で 9 カ所申請をし、査定決定を受けまして計画的に災害復旧に努めてまいる考えであります。

また、このような異常なる天然現象によらず、崩落等が起きた場合は、町が管理しています町道、林道、河川につきましては工法や緊急度を検討し、町の修繕計画の中での修繕費による修繕工事を実施し、整備をしているところであります。また農業用施設につきましては、材料の支給や重機等の機械を集落に貸し出しまして、施設の復旧を図っているところであります。ただし田につきましては個人の所有でありますことから、自力による復旧をお願いしておりますのでご理解願います。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 11 番、長谷沼清吉議員のご質問のうち、喜多方警察署西会津交番の勤務実態についてお答えをいたします。

現在西会津交番では、所長を含め 4 名の警察官が勤務をしています。朝 8 時半から翌日の午前 8 時半までの 24 時間勤務体制により、夜間については原則 1 人以上の警察官が交番に勤務し、本署と連携を取りながら町民の安全・安心を守るため、活動をしているとのことです。警察官と身近に接する機会が多いことや、警察活動で迅速な対応がなされること、夜間でも警察官が近くの交番に常駐していることは、町民にとっての安心感につながります。

町といたしましても、町民の安全・安心に配慮した警察業務の遂行を、今後もお願いするものであります。町民の安全・安心の確保、事件対応などに支障が生じるような場合があれば、必要な措置について申し入れを行うなど、対応していく考えでありますのでご理解いただきたいと思います。

○副議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 11 番、長谷沼議員のご質問のうち、ケーブルテレビに関するご質問にお答えします。

繰り返しの答弁になりますが、町としましては、地上デジタルテレビ放送の移行に係る受信環境の整備につきましては、国及び放送事業者の責務であるとした基本的な考えのもと、このことについては対処しております。

しかしながら、地デジ放送への移行によってテレビが見られない世帯が生じないよう、

町としましても十分な周知活動に努めてまいります。現在、放送事業者によりまして、ケーブルテレビ未加入世帯に加入を促す作業が進められております。その内容を聞きますと、加入金相当額を放送事業者が補助する形で加入を促しているということでございます。

ただし、これはあくまでも本年 10 月 1 日以降加入された皆さんのみの助成でございます。それ以前に加入されたかたへの助成はないわけでありまして。そうした意味もありますので、町はこういった今回の加入促進には関わるべきではないというふうと考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○副議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 町長からは大変力強く熱のこもった答弁をいただきました。それぞれの立場がありますから、それはそれぞれの立場を尊重していかなければならないであろうと思っております。ただ、議員も役場の職員も、現在も、今までも、これからも、厳しい町民の目で見られておるわけでありまして。あってはならないような仕事をしたときに、誰も責任を取らない、そういうことでは町民の信頼を得ることはできないであろうと、そういう仕事をしておるからインフルエンザの注射、専決処分をなされようとしたのではないかなど、仕事に厳しさがあるならば、決して専決処分なんてお願いはしないはずですよ。くどいようではありますが、専決処分の時間的いとまがないというのは、大災害だとか大地震だとか、予測のしないことを指しているんですよ。毎日の仕事をなぜ専決処分でしなければならないのか、そういうところに仕事の厳しさがないのではないかなど、そういう点では、県から副町長をおいで願っているわけですから、町の行政のレベルアップに最大限の副町長には努力をお願いをしておきます。

なお、この二代表制、議会の議決権、これは私は昭和 18 年生まれですから、戦争のことよくわかりませんが、戦前、戦後、そういう中での民主主義の教育を受けたわけですよ。明治憲法から昭和の憲法、地方自治法、この新しい理念で日本の国をつくっていくんだというために、どれほどの犠牲を払ったんですか、そのために地方自治を獲得したんですよ。それいとも簡単に破るようなことがあってはならないから私が申し上げたのであります。

それで、あと 15 分くらいしかありませんので、当面の課題から再質問をいたします。

そうすると、ケーブルテレビですが、町では 100% 加入に対する努力は何をするんですか。まずそれをお伺いします。

○副議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 町としてのケーブルテレビ加入に対してであります。昨日も答弁しましたように、これまでもケーブルテレビ加入につきましては、加入者の皆さんに、ケーブルテレビ放送事業者としては呼びかけ作業をしてまいりました。ただし今回の加入促進は、先ほども申し上げましたように、放送事業者が通信、中継基地を造らないがためにやっている作業でございます。したがって、今まで、今年も加入、10 月 1 日まで、もうすでに 60 件近く加入申し込みがございました。そういったかたがたは、地デジへの移行がされるということで、自主的に加入いただいたかたでございます。

それが 10 月 1 日から、そういったケーブルテレビの最終的な加入促進の活動が始まりまして、その辺につきましては、今度、加入負担金分の補助を出しているというようなこともございます。そういったことに、町と一緒に関わっていくといことは、加入者にとつ

てすごく不公平感を与えるというようなことをごさいますて、町としては今回のこの加入に関しましては関わらないほうがいいのかというふうなことであります。

ただ、こういったことをしていますよというふうな周知作業につきましては、町としても積極的に取り組んでいきたいというふうな考えているところでございます。

○副議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 それは昨日からの議論で分かっているんですよ。だから私がこうやってまた聞いているわけです。じゃ町の責任はどこにあるんですか、まず考えなければならないのは、やはり全世帯がみな同じような町の情報を見ることができる、聞くことができる。そのためにはケーブルテレビに入らないとできないんですよ。じゃあなたが今言っているような放送事業者で電波塔を造らせたって、それで受信できるようになった地デジのテレビに、ケーブルテレビが見られるんですか、見られないでしょう。町の仕事としては、まず全家庭、全世帯にケーブルテレビが入る、そういう基本原則にのっとってものを進めていかなければ、加入料の4万2千円の問題ではないんですよ。どのように全世帯に同じような情報をできるように、キャッチできるようにしていくかと、それが最大の仕事ですよ。そこら辺をよくわきまえて仕事をしていただきたいと思います。時間がありませんから次にいきます。

災害復旧であります、間違ったら訂正してください。平成17年の災害が、いわゆる災害が当てはまっている。それ以降の災害、町道等が路肩が崩れております。そのとき、ぜひ町にお願いをしたら、災害に当てはまったらやります、来年に災害があればそれに該当します。そう言いながら今年までできているわけです。その工事は災害で当てはまらないとはっきりした時点で、きちっと復旧するのが町の責任でしょう。そういう箇所が何カ所あるんですかと。1級町道、2級町道、その他とかありますが、私はすぐにでも1級、2級の町道はすぐにも復旧すべきだと思いますよ、災害で復旧できなければ当然だと思いますけれども、いかがですか。

○副議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 町道等の災害についてのご質問にお答えいたします。

確かに平成17年に異常なる天然現象によりましての災害が発生しております。18年以降、本年の6月までは異常なる天然現象がございませんでしたので、災害復旧に該当するような崩落箇所につきましてはありませんでした。その箇所、災害に該当しない崩落箇所については、現在うちのほうで把握しておりますのは5カ所ございます。それにつきまして、今回、災害の修繕費を取りまして、今対応しているところでございますが、いろいろな工法とか、交通量等それを勘案いたしまして、まだ未着手のところはございますが、それにつきましても早急に対処してまいりたいと、そのように考えておりますのでご理解願いたいと思います。

○副議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 この件も、地域の住民の信頼を失っているんですよ。来年ころ、おらほうの道路直してもらえると、災害がなかった、じゃどうするんだ、また待つのか。待っているわけです。先ほどからありますように、財源的にはそれなりの余裕が、余裕といますか、いつときからみれば余裕があるわけですから、やはりこれは来年度、すべて

復旧しますと、そのくらいの決意をいうことできませんか。

○副議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 来年度、できるだけ早急に復旧するようなふうを考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○副議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 農業問題に入るわけではありますが、中山間地の第3期対策であります、それなりに皆さんのお考えを聞いておりますと、いわゆる歳がとってきたというのが一つあります。それから事務手続き的に面倒だというようなことがあります。しかし、第3期転作のペナルティーがないわけですから、やはり加入するには条件が整っていると。なら、そのような不安を解消してやるのが町としての一つの手助けではないのかなと、私のほうの中山間地でいえば、書類の提出には加入者全員が集まっていたいただいて、役場なり農協に提出書類を書いております。農協の職員もおりますから、その人のご指導といたしますか、援助を得ながら、そのあった書類を提出するようにしております。

町ではボランティアの推進をしておりますね。ですからこの際、この中山間地だけではなくて、前にお座りの皆さんがたもボランティアで、そういうような自分の集落、まわりの集落のお手伝いをすると、そういう取り組みのときにはどうのこうの、まず率先して農林課長あたりからボランティア、課長の皆さんがたに働きかけてやっていかないと、本当に高齢者だけでこういう手続きをしろというのが無理でありますから、そこら辺、いろいろとアイデアもお持ちでしょうからお聞かせいただきたいと思います。

○副議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 再質問にお答えいたします。

ただいま事務的に困難な集落の支援ということで一つの提案をいただきました。担当課としまして、今年度新たに集落協定に取り組んだ集落から、ほかの集落でどんな取り組みをしているのか、見本となるような取り組みを教えてほしいというような話もありましたので、次年度、事務的な指導会と併せて、いい取り組みをされている集落の実際の事業などについて、お互いが情報交換する場を設けたいと考えておりますので、今回ご提案いただきました内容と併せて、集落の皆さんがスムーズに事務事業に取り組めるような体制を整えていきたいと思っておりますので、ご了承をいただきたいと思っております。

○副議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 職員のボランティアについては、機会があれば総務課長あたりに聞いてみたいと思っておりますので、よろしく。

耕作しなくなった土地、私の見方として放棄地か、それと遊休農地と分けて考えたほうがいいのではないのかと、放棄地はもう復元ができない、ほぼできないような田んぼであると。それ三つあると私は思っているんですよ。まず何でかということ、まずなぜ作らなくなったかということ、まかだが悪いということです、私たちの言葉で。価格が安い、労働してもそれなりの成果がない、そういうことでまかだ合わない、間に合わないといわれるんです。これは価格は、今は米の値段2万円したのが、今は1万円ですから。それから、なんぼは場整備をしても形が悪くて、深くてトラクターがおんのめって毎年引っ張ってもらっていると、そういうようなところから耕作しなくなっております、高齢化のためにも。そ

ういうところも復元したいという人がおれば、それは復元してもらっても結構でしょうが、それよりも、遊休農地化を防ぐこと。今、農業委員会で、役場ですか、利用増進法で、来年契約解除になる人に通知をしておりますが、そういう中で、おれ来年やめたい、まかだ
が合わない、人の土地借りて米1万円しかないなら、この次の契約時点では返します
という人が実際おられるんですよ。ですから、それのないようにしていただきたい。実際、
動きとしては株式会社の土建業者ですか、農業参入もあります、西会津での実績はそう
芳しくない聞いておりますし、農協でつくっておりますアグリサポート株式会社ですか、
これも西会津では実績はないということでもあります。

そうするならば、遊休農地を出さないために、それをまた耕作していくためには、集積
を図ることが、やっぱり最大のことかなと、あるいは畑に関しては、田では集積、畑に関
していえば、全部耕作するというよりも、もう町の主力は園芸野菜で、そういうところに
重点化してやっていくと、的をやはり絞る必要もあるのではないかなと。例えば粗放栽培
でいえばそばですか、ところが農協さんにはそばコンバインが1台、それも古くなって、
とても農家の皆さんの需要に応えるような代物ではなくなってしまっている。これは前に
町が補助して農協で買いました。例えば、畑を全部、全部といいますか、それ相応に耕作
を望むならば、やはりそばのコンバイン等もこれから導入も必要でありますので、先ほど
も言いましたが、すべて可能性は追求してほしいのであります、やっぱり重点的にすべ
きところはしていかないと、なかなか目に見える効果は現れないのではないかなというふ
うに思っていますので、この件に関してお尋ねをいたします。

○副議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 昨年、モデル的に新郷地区の1集落の農振農用地以外の現地調査を行
いましたが、20町歩のうち2割程度しか耕作していないという現況でありました。これは、
ほぼ全町的にもこのような割合で土地の利用がなされているのかなと思ったところであり
ます。

農地の集積というお話がありましたので、今年、町の担い手協議会が主体となりまして、
担い手に農地を集積する事業に取り組みました。9月の補正予算でご議決をいただきました
ので、このあと農家の皆さんに周知をするわけですが、農業を続けられなかった、それ
から続けられないけれども、誰かにやっていただきたいというような思いのかたを、担い
手のかた、農地の増やして農業を拡大したいというようなかたに貸し借りのお手伝いをす
る事業を、現在進めておりまして、来週には町民の皆さんにチラシが配布されることだ
と思います。それらの事業を使って、その農地集積を進めていきたいと考えている点が1点
です。

あとは今おっしゃいましたように、今回データを分析しておりますので、その結果によ
って具体的に営農を再開する農地、それから保全管理にする農地、あとは非農地化する農
地ということで、具体的にそれぞれの農地に対して計画を立てていきたいと思っております
ので、それに沿って、その中で営農を再開する場合には、そういうそばの作付けについては、来
年度以降、戸別所得補償モデルの本格実施に向けて、畑作でのそばの補償も考えられてい
ますので、それらの制度と組み合わせながら取り組まれる農家に推進を図っていきたく
と考えております。

また、そばの刈り取り機械については、町内全体の今後の方向性をみながら、検討していく必要があるのかなとは考えております。

○副議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 大変ご丁寧にご答弁をいただきましてありがとうございます。今後とも前向きで積極的に皆さんがたがお仕事をなされるようにご要望申し上げて、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長 暫時休議します。(15時00分)

○副議長 再開します。(15時15分)

議長を交代します。

○議長 議長を交代しました。

14番、清野興一君。

○清野興一 日本共産党の町議会議員の清野興一でございます。昨日から始まりました一般質問も、すでに9名の議員が当面する町政の諸課題などについてそれぞれ質問され、答弁者は真摯に答弁をされておられたことに対して敬意を表するものであります。

私も今回、3項目の質問を通告しております。双方、大変お疲れのこととお察しいたしますが、できるだけ簡潔に質問するように努めますので、簡潔な答弁が得られるように期待し、さっそく質問いたします。

質問の第1は、町長の目指す西会津町の将来像についてであります。町民の評価、あるいは声としては、地区懇談会などで出したそれぞれの要望など、すぐに解決してくれることはありがたい。しかし、町長選挙では、町政をリセットする、そして新たな自分なりの町政を執行していく、これが町長選挙での公約ではなかったのかと。だとすれば、すでに就任して1年半近くもなるんだ、それなのに今だ町の方向性が示されていない、新しい町の方向性を早く打ち出してほしいという声を最近耳にします。

私は、この声は至極当然な意見だと思い、今回このような質問をすることにいたしました。私も多くの町民も、町の将来像というのは明確に示されていないものと理解していますが、町や町長は、いや明確に示しているという認識なのでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

私は、このずっと町議会の議員をやってきて、西会津町で一番弱いなと思っていたことは、産業政策ではないかというふうに思っております。人間誰しも、今の貨幣経済であれば、収入を得なければそこに住むことができない。この西会津町に住み続けるそのためには、この町で収入を得られる、そういう仕事があること。私は、地域産業政策なんていうことを仮称、言いましたけれども、いわゆる平たくいえば、どうして生活に必要なそのお金を得ていくか、これをどういうふうに求めるのか、そういうことを聞きたいのであります。

農林業は基幹産業だというようなことはずっといわれ続けてきましたが、しかし、その基幹産業だといわれながら、なかなか今、農林業に携わる人たちの年齢が大変高くなって、このまま推移すれば、あと5、6年もすれば、農林業に従事されるかたは健康的な面から、肉体的な面からだめになっていくんじゃないかという危惧さえおぼえるのであります。今日の午前中に5番、清野佐一議員の質問に対して町長は、集団的な機械の共有とか、そ

ういう方向性を一応出されました。私が望むのは、西会津町でずっと生きていける、そういう政策をどういうふうに思っているんだ。そういうことがもし決まっているのであれば、ここで明らかにしてもらいたいし、もし、まだそこまで成文化したものはないのであれば、町長の思いなど、あまり時間を取らずにご披露いただきたいと思うのであります。

地域資源の活用ということも重要になってくるでありましょうし、また、地域の歴史や文化、これを大事にしたまちづくり、こういうのも加味されなければならないと思います。とりあえずは今、他の、福島県全体をみましても、西会津の所得というのは県平均の8割程度、いずれの統計をみても県平均にはるかに及ばない、こういう状況をどう打開していくのか、こういうような観点からお答えをいただきたいのであります。

地域資源の中でも、人材をどう活用していくかということは非常に大きな問題であります。この人材の活用についても、町長は各種審議会や委員会の委員の選定にあたりましたは、身近な人を登用するような傾向にあるというふうに町民はみられます。こういうことで、もしお考えがどういうふうな考えで各種委員会や審議会、あるいはいろんな国がやっている人権擁護委員にしる、民生委員にしる、推薦する立場にあります。どのような基準でどう推薦をしたり、委嘱をしたりされているのか、その基準なるものをお持ちであればお示しを願いたいのであります。

将来像の3点目として、町の振興公社、これは平成3年に設立したものだ記憶しておりますが、この1番の設立の大きな目的は、地域資源、いわゆるここで生産した農産物、これに付加価値を付けるんだということで作られたものであります。その主題のほうは少し弱くなってしまっている。管理施設の管理運営という業務が主たる今の業務になっているように思いますが、平成20年から指定管理者制度において管理をされております。多分これは3年間の契約だというふうに記憶しておりますが、この指定管理者制度を23年度も続けるのか、そしてまた指定管理業務以外に委託業務も行っておられますが、23年度も本年度と同じように委託業務を委託される考えなのかお尋ねするのが1番目の質問であります。

次に、教育問題をお尋ねいたします。この件に関しては、12番、長谷川徳喜議員から質問がありましたが、私は、今、教育委員会が目指そうとしておられる小中連携校、あるいは小中一貫校について、その中身についてお尋ねするものであり、併せて連携校や一貫校であれば、同一敷地内で隣接した学校でなければ、その目的は達せられないのかと、こういうことをお尋ねするものであります。

私ども義務教育といえ、6・3制、これがずっと長らく歴史がありまして、頭の中に入っておりますが、最近、連携校とか一貫校教育とか、こういうことが多く耳にしますし、現実に実施されておりますが、じゃ今までの6・3制の教育とどこがどう違うのか、もっと分かりやすくいえば、小中連携校教育というのはどういう目的で、どういう内容で教育することが連携校教育なのか。それと、一貫校教育というのは、同じく目的と内容、こういうのが分からないと、隣接校では駄目だとか良いとか、こうなってくると思うので、その教育の中身について少しお尋ねしたいのであります。

当町では、小中連携校教育を実施していきたいというようなことではあります。なぜ連

携校を選ばれるのか、私なりの希薄なというか、知識では、連携校教育では必ずしもそれぞれの校舎が隣接していなくても、その教育の目的は達成できるのではないかというのが、そういう思いなんですね。例えば中学校から教師が小学校の児童生徒を教えるとき、教師が異動すればいいのであって、それもお互い近い距離にあります。私どもが今年研修をいたしました八潮市では、離れていても一貫校教育だということで実施されておられました。そういうことはできないものかどうか、それをお尋ねするのが2点目であります。

次に3点目は、町生活環境づくり支援事業の中身についてお尋ねをいたします。本当にこのわずか50億から55億程度の一般会計予算にあって、その1%を超える6,000万、この予算化をしたということに対しては、大変敬意を表しますし、大変な作業であっただろうということで、その英断に対して敬意を表するものであります。しかしその実際の運用にあたって、今期定例会の提案理由の説明の中にも町長はおっしゃっていただきましたけれども、補助金のうち50%は町独自で使える商品券で支給すると。二つ目には、滞納のないかた。三つ目には、受付期間を3月上旬の5日間程度。しかしこの3番目の受付期間については、今回の提案理由の説明の中には除かれておりました。多分これは改善するのかなというような感触を受けたわけですが、商品券で、50%を商品券で支給するんだということは、どういうところから、工業者だけではなくて、商店もその恩恵によくしたいと、そういうことからの発想なのか。また、商工会あたりから、その強い要望で商品券も発行してくれと、こういうような要望があったのか。私はこの生活環境づくり支援事業というのは、まさに生活環境をよくしながら経済を、町の経済の起爆剤にしていこうということが主目的でありますので、100%現金支給が当然だと考えますが、改めるおつもりはありませんか。

それと、世帯員全員が滞納がない人、ない家庭、こういうことでありますが、使用料や税金、これの滞納というのは、まったく許されないと云ったら語弊ですけれども、ないほうが当たり前であります。しかし、今所得がなくても、固定資産税なんていうのは所得のあるなしにかかわらず賦課される税金なんですね、家を持っていたというだけで。年寄りが細々と年金で暮らしていようがなんであろうが、もう否応なしにかかってくる税金であります。それを食うものも食わずに納めろというのか、中にはそういう人もいっているのではないかと。それで、たまたまものごとがあつて、せめて床の抜け落ちそうになった程度は直したいというようなときも、滞納だからだめだというふうなことにするのか。もしそういうことにすれば、理由のいかんにかかわらず、滞納している人というのは一切町のサービスは受けられない突破口を築くのではないかと、これを危惧するわけでありまして。これは、申請、あるいは許可の条件にすべきではないと思うんですが、町長のお考えをお尋ね申し上げます。

受付期間、これは今回の提案理由説明からも抜けていますので、多分、3月上旬の5日間程度、ここで一つお尋ねしたいんですが、これは業者にどのくらいかかるか見積書を付けて提出するものなのか、私は、例えば屋根の塗装を希望するというだけでいいのか、その辺の申請時の必要書類、添付書類、そこらについてもお考えがあればお知らせしたいと思います。

予算はだいたい6,000万と決まっているんですから、今のエコポイントみたいに、もう

予算がなくなればその時点で終わりですよというようなやり方もあるだろうし、これは一考すべきではないかと、こういうふうに思うんですが、ご答弁を求めて一般質問の概略質問を終らせていただきます。ありがとうございました。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 14番、清野興一議員の質問のうち、西会津町の将来像についてのるるご質問がございましたので、お答えをしたいと思います。

はじめに、町長就任して1年余になって、その町の方向性を打ち出すべきだということで、非常に分かりづらいというようなことがございましたので、端的に分かりやすく自分が何を成すべきなのか、こういった観点で改めて申し上げたいと思います。

まず一つは、議員との重複するものがあるかと思いますが、町の経済の活性化、これに私は強い意欲を持って取り組みたいというふうに思います。すべて、やはり町民がここで生活する、そして後継者が育つ、そしてこの町で暮らせる、この条件をかなえるには、何としても厳しい環境の中にあっても、町の経済を活性化しなければならないという基本認識に立っているところであります。

二つ目は、やっぱり人材の育成と活用、これは西会津町における一つの貴重な財産でありますので、まず人材を育てると、これはやっぱり若い人を育てていくということと同時に、これをやはり活用していく、活用するということは、これは西会津町にそれぞれの知識を持って、今、団塊の世代といわれるかたが、いろいろと定年を迎え、あるいはふるさとに帰ってくる、さらには一旦職を離れるというようなことがあって、今度は町のために何かをしたいというかたについては、大いに参画していただきながら、そうした人材活用なども図ることが、町の発展につながるのではないのかなと、こんなふうに思っているところでございまして、そうした幅広い意味から、身近で、そして町のために一生懸命がんばりたいという人を大いに活用してみたいなというふうに思っているところであります。

三つ目は、町民の健康と、それから教育の向上であります。私はそういう視点に立って、何よりも健康でなければならない、そのためにこれまで西会津町が行ってきた健康、それから福祉、あるいは医療、こうしたことについての必要性については継続していかなければならないと思いますし、同時に、人を育てるまず教育ということ、絶対に忘れてはならない。いずれそうしたかたがたがこの町から出て行っても、必ずや西会津町に帰って来る。そうした人材を育てるためにも、教育というものに十分力を注いでいかなければならないというふうに思っておりますので、そうした三つの視点に立って、明確に町民の皆さんに、改めて自分の姿勢を訴えながら、これからそうした視点を、これからの私の教育の理念として打ち出しながら進めていきたいと思っております。

さて、おただしの中で、まず具体的に申し上げたいと思いますが、町の地域産業政策についてのご質問でございまして、長引く景気の低迷や国の産業構造が変化している中で、本町における、いわゆる企業誘致につきましては非常に厳しい状況であると認識しているところであります。

このような状況下において、町では長期総合計画の基本構想に掲げる「豊かで魅力あるまちづくり」を実現するためには、本町が有する地域資源や歴史、文化を活かすとともに、地域に根ざした産業の活性化や創出が必要不可欠であると考えております。また、本町が

有する豊かな地域資源を活かし、地域産業の活性化を図るために、最も重要であることは、町民の皆さんや行政が一体となって、地域の資源を大切に、その資源が素晴らしい資源であると認識することであるというふうに確信しております。

このことから現在、多くの町民の皆さんとの関わりを持ちながら、グリーンツーリズムをはじめ、観光振興や、西会津米、あるいは菌床シイタケなどをはじめとして農林産物の産地化、あるいはブランド化の推進、農・商・工連携による新たな産業の創出など、さまざまな角度からこれらを取り組んで、現在行っているところであります。

これらの施策を総合的に実施することによって、雇用の場を確保すること、町の活性化を推進するとともに、さらには若者が定着できるまちづくりを進めてまいる考えであります。

次に、地域資源の中で人材の活用についてのご質問がありましたが、本町に限らず他の市町村におきましても、人材の育成や活用はぜひとも必要なことであると認識しております。今月、地域の活性化に向けた新たな取り組みとして、若者まちづくりプロジェクト会議が活動を開始いたしました。このプロジェクト会議は、地域の活性化が大きな目標ではありますが、本町の将来を担う若者のネットワークづくり、さらにはまちづくりに関することによって人材育成といった面におきましても大いに期待をしているところであります。地域の活性化を図るためには、多く町民がまちづくりに関わる、そしてさまざまな分野において活躍していただくということが重要でございます。

このことから、若者をはじめ、事業主体となり得る地域の人材育成については、今後ともそうした面で取り組んでまいりたいと思います。

次に、振興公社への委託事業であります。平成 23 年度も同様かのご質問でしたが、町が株式会社西会津町振興公社に委託している業務は、町有施設の管理運営業務とケーブルテレビ業務、町活性化のための業務の三つの業務がございまして、平成 23 年度の委託内容につきましても、今年度と基本的に変更なく委託する考えでございまして、指定管理の問題もございしますが、これまで同様にしてまいりたいと思います。

このほかのご質問につきましては、教育長ならびに担当課長より答弁をいたさせます。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 14 番、清野興一議員のご質問のうち、小中連携についてのご質問にお答えいたします。

まず、「今なぜ連携校や一貫校教育なのか。現行の小学校教育や中学校教育とはどう違うのか。」のご質問についてでございます。議員におかれましては、十分ご承知でいらっしゃると思いますので、申し上げるまでもないことではありますが、学校教育の目標につきましては児童生徒の学力向上と人間性・社会性の育成および健やかな体の育成を図ることでございます。しかしながら、今日の少子化や高度情報化など、変化の激しい現代社会におきまして、子どもたちが小学校から中学校へ進学する際の心理的な不安、教科担任制、部活動など学校生活が大きく変わることによりよく適応することができず、学習意欲の低下や問題行動、不登校が生じるなど、いわゆる中 1 ギャップと呼ばれる現象が社会的に大きな課題となっているところでございます。

こうしたことから、義務教育 9 年間で連続した期間ととらえ、児童生徒の発達段階に応

じた一貫性のある学習指導、生活指導や、教職員や児童生徒の連携、交流など、これまで、小学校と中学校がそれぞれ独自で教育活動を実施していたのとは異なり、小中が協働して系統的、継続的に教育活動を行う新たな教育システム、小中連携教育あるいは小中一貫教育が近年導入されてきているところでございます。

次に、小中連携教育及び小中一貫教育の目的および内容についてでございますが、法制上の明確な定義はございませんが、各自治体で実施されております事例などを参考にいたしますと、以下のように分類することができると思います。

まず、連携教育であります。小中間の円滑な接続を目的とし、6・3制のままで計画的に児童生徒の交流を行い、教職員についてもそれぞれの学校に籍を置いたまま、互いに連携、協力して、児童、生徒の教育を行うものでございます。

また、一貫教育は、小中の連続性のある教育活動のもと、9年制にわたる一貫した教育課程を作成し、児童生徒は学校生活を共にし、教職員は一つの学校の一員として、児童・生徒の教育にあたるものであります。

町といたしましては、中1ギャップを解消し、小学校から中学校への接続を容易にして、義務教育9年間を通して順調に確かな学力を身に付けさせ、豊かな人間性・社会性を育成するため、施設一体型小中連携教育を推進していくこととしております。

次に、「連携教育では校舎が隣接していなくてもよいのではないか」とのご質問でございますが、確かに施設分離型でも小中連携、一貫教育を推進している自治体もあり、地域の事情によりさまざまでございますが、町といたしましては、まず学習指導要領に即した、施設一体型小中連携、一貫教育を推進できる施設。二つ目といたしまして、中学校のお兄さん、お姉さんの諸活動がよく見える施設。3番目といたしまして、小学校において、一部教科担任制を実施できる施設。4番目といたしまして、技能教科を中心に、教室等を小中学校が共用できる施設などの考えのもとに、西会津中学校に隣接した場所に校舎を設置することが、最も教育効果を高めることができると判断したところでございます。ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 14番、清野興一議員の生活環境づくり支援事業についてのご質問にお答えをいたします。

本事業につきましては、町長が、主要事項報告の中で申し上げましたとおり、町民が行う住宅改修等の工事費用に対しまして、町が財政支援することにより町民の安全・安心な生活環境づくりの促進を図るとともに、景気の低迷で大幅に仕事量が減少している建築関連事業者の皆さんの受注量増加を図り、町全体を活性化させることを目的に実施するものであります。住宅の増改築や給排水設備の改善、外構工事などで、町内業者に発注する個人住宅に関する工事を補助対象事業とし、工事費用の2分の1以内の額で、15万円を補助の上限に補助するもので、補助金の半分は町内のみで使用可能な商品券で支給することとしております。

まずはじめに、経済的支援であれば、50%を商品券ではなく、全てを現金支給にすべきではないかのご質問でございますが、本事業は、町民の生活環境づくりを経済的に支援することだけでなく、町内の業者の受注量の増加と、商品券を支給することで町内での消

費活動を促し、低迷している地域経済活動の活性化を図ることも目的にしていますことから、50%を商品券による支給としたところであります。

次に、滞納を許可の条件とすべきではないとのお話でございました。今回の事業の財源につきましても、国・県からの補助金や交付金ではなく、一般財源で実施するまったくの町単独事業であることから、町税等を滞納していない世帯という制限を付けさせていただきました。なお、滞納整理計画等に基づき計画的に納税されているかたや、申請前に一括納付されたかたについては、補助対象者とするなどの柔軟な対応策も盛り込んでおりますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、募集期間を大幅に延長すべきであるとのご質問でありますが、本議会において債務負担行為の承認がされれば、来月上旬から事業の周知作業を開始していきたいと考えております。募集受付までは約2カ月間の準備期間がありますことから、募集受付期間は、5日間程度の短期間で可能と考えているところであります。

なお、事業申請の添付書類についてのおたがしでございました。添付書類であります、業者の見積書、簡易な図面、写真、そういったものを添付していただくことを考えております。なお、応募状況によっては期間の延長や再募集なども実施してまいりたいと考えておりますのでご理解を願いたいと思っております。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 それぞれご答弁をちょうだいいたしました。町長には1点だけお尋ねしますが、この将来像とって適当なのかどうか、この言葉には語弊がありますが、そういうことできちっと町民に周知徹底されているというふうに町長は考えておられるのか、いやまだそこまでいっていないというふうに考えておられるのか、もし后者であるとすれば、いつごろまでに町民に周知徹底されるのか、その点をお伺いいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず、今ほど申し上げましたのは、言葉で分かりやすくすれば、そういうことでご理解をいただきたいなということでもあります。

もう一つは、じゃあ具体的に、今、西会津町が将来展望として何をどうするのかというのは、いわゆるまちづくり計画を各家々に実はこれ長期計画としてお渡ししているわけでありまして、そういう中で十分町の、町民の皆さんについてもご理解をいただいているのではないのかなというふうに思いますけれども、これから、例えば町政懇談会が各地で開催をされるとか、あるいはそういったところにおいては、もっとわかりやすい方法で話したほうが良いということであれば、そういうかみ砕きながら、私の目指す方向性について、今後お話をしていきたいなという考えでおります。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 そうすると、あくまで口頭なり懇談の場で明らかにしていくというお考えですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 それは、手法がいろいろあるかと思っておりますけれども、そういったことで行っていくことがいいのではないのかと、最善の方法なのかなというふうに思っているところであります。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 教育長に再度お尋ねしますが、西会津町の義務教育は、連携教育でやっていくという方針は固まったんだと理解していいんですね。

その上に立ってお尋ねしますが、平成24年に5校が1校になるわけですが、今までの説明であれば、財源の見通しがついたら中学校に隣接したところに学校を建てると。それで、その連携教育というのは、23年度から始められるのか、それとも24年の1校になってから始められるのか、あるいは、隣接したところに校舎が建設されてから始められるのか、その点はどうですか。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 お答え申し上げます。

私ども教育委員会といたしましては、お与えいただいた条件のもとで、最大の教育効果を発揮するのが私どもの務めでございます。したがって、現在は統合に向けて小規模工のお子さんや、すべてのお子さんが対等の立場で、すぐ仲良くスタートできるように、いじめだとか不登校などが発生しないようにということで、交流活動を昨年もやっておりますし、本年も来年も、統合1年前でございますから、盛んにして24年を迎えて、24年の統合と同時にできる範囲での連携は始めていくと、こういうふうに考えております。

そして、やがて建てていただけるところまで最大限伸ばして、最も教育効果が期待できる施設一体型、現在、八潮市さんのお話をおうかがいしましたけれども、東京の品川区あたりは、今、全国の最先端をいっております。毎年1校、ないし2校ずつ施設一体型につくりあげていっているような状況もございます。

そんなことでありますので、本当に最高の効果を発揮できる、そういう状況であることを願っているわけでございますが、それまでの間、手をこまねいているのではなくて、最大限の効果を発揮できるようにがんばってまいりたいと思っております。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 これは町側にお尋ねしますが、学校建築、小学校建築というのは、もうすでに既成の事実として方針を決定されていることなのか、その決定に当たっては教育委員会からの要望なのかどうか、その点も含めてお答えをいただきたいと思っております。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この学校統合問題というのは、教育委員会か町かということではなくて、それぞれ業務の教育委員会が果たす分野と、町が果たす分野を連携にしながら、まさに統一した考えのもとに現在進めているところであります。

したがって、はっきり申し上げますと、学校を、これからの連携教育としての必要な学校を中学校の隣接地に建てるということについては、町の方針でございますので、そうした方針に基づいてこれから進めていくということは、私はそのように理解をしているところでありますので、今後そうした方針に基づいて、粛々と取り組んでまいりたいと思っております。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 次、3点目の再質問に移りますが、この町生活環境づくり支援事業、今の企画情報課長の答弁では、あくまでも商品券は半分発行するんだということのご答弁でした

が、一つお答えいただいているのは、商工会からの強い要望があったのかどうか、それも含めて、あっちもこっちも恩恵にあずからそうというやり方は、むしろ本来的な業務を損なう、目的を損なうきらいはあるのではないかと私は懸念するんですが、その点はどうですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まずこの点については、一担当課で決定したものではありません。つまり、この新事業につきましては、まず町長みずからもこうした事業にあり方についての方向性や、あるいは町の幹部職員にある政策調整会議の中でも、大いに議論したところであります。特に今ほど議員が指摘をされました、この商品券ということについては、鋭意いろいろな角度から協議をされました。私もそのことについていろいろと意見や、あるいは具体的な内容について、それぞれ参画して話し合いを進めてきたところであります。

つまり、例えば最高額 15 万の中で、半分は 7 万 5 千円であります。これを実は、ざっくばらんに申し上げまして、これを使うという場合にどういう使い方があるかということ、例えば、その前にこれ誤解なさらぬようにはっきり申し上げたいと思いますが、商工会から申し入れられたということには、まったくございません。したがって、逆にこちらからこういう商品券を発行するというところに対する商工会の手続き上の中で、現在、商工会といろいろ話し合いをしているところがございます。したがって、これから詰めた話をしていかなければならないということでもあります。

さて、戻りますけれども、具体的に 7 万 5 千円が実際に日常生活的な生活の場、食料品として、あるいは例えばの話ですけれども、油代、ガソリン代等々にも使える。さらには自分が少しまとまった 2、3 万のものを買いたい、こういったところについても、店でお互い共有して買えるということであれば、それはほぼ日常生活の中で、これを消化するのにそんなに時間がかかるような、あるいはそういう難しい内容ではないんじゃないかというふうに思ったところであります。

したがって、日常生活的な生活用品、あるいは食料品で、1 回買うのにだいたいどのくらいかかるのかなということ、いろいろやり取りしましたけれども、だいたいそれだけで日用品に使っても 1 カ月くらいでほぼ使い切るのではないのかなというふうに、実は思っているところであります。あるいは物を買うという場合については、2、3 万の場合でありますと、すぐさまそれも西会津町の中で消化ができるのではないかと。つまりそういうことによつて、これが西会津町の商工会の少しでも活性化につながることによつて、有効的な働きができれば、これが西会津町の方式として、今回、試行的にやってみるのもいいのではないかと。ということで決断をしたところでございます。

○議長 14 番、清野興一君。

○清野興一 商工会の感触としては、商工会のほうから申し入れして商品券にしてもらったものではない。発行は、商品券を発行してもらうことはありがたく受け止めます。しかし、その商品券にプレミアムを付けないかと、5%プレミアムを付けて、ですから 6,000 万の事業でありますから 3,000 万、その 5%でありますから 150 万、これを商工会が持ってくれないかという相談にきておられると。商品券発行するまでには印刷やいろいろあると思うんですが、その事務費も商工会が持ってくれと、こういうようなことが商工会の

ほうから聞いておりますが、その事実には間違いはございませんか。

○議長 副町長、和田正孝君。

○副町長 先般、商工会の事務局、あるいは会長のほうに、そのようなお願いをいたしました。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 町が発行するのに、なぜ商工会が150万、そして印刷費やら、そういうものを負担しなければならないのか、商工会では、今度何かまた出たときにこれを例にとられて、またプレミアム代を負担してくれ、あるいは印刷賃を負担してくれと、こういうことが起きるのではないかという危惧を持っておりますので、それは、もしプレミアム付けるのであれば、町が負担すればいいことであるし、そして印刷も、もしこれが100%この方針でいくということが決まれば、町が全部負担すべきだと思いますが、私はそもそも商品券なんていうのを発行しないで、現金でやるべきだということで、再度お尋ねしますが、お考えは変わりませんか。

○議長 副町長、和田正孝君。

○副町長 まず、商店街の活性化ということにつきましては、一重に町だけでやるものではないというふうに基本的に思っております。やはり地域の団体であります、しかも最大の団体であります商工会、こちらのほうのご理解とご協力もいただきながら進めてまいりたいという趣旨で申し入れを行っているところでありますので、結果についてはまだ商工会のほうからうかがっておりますが、こちらのほうではそのような考え方でお願いしていくという状況にあるということでございます。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 私は、少なくとも商工会に負担をかぶせるということだけはやめるべきだし、商品券の発行そのものもやめるべきだということを申し述べて終わりますが、何かお答えがあればお聞きいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 そもそもこの発想にいたったというのは、いわゆる今、商工会、あるいは農家、さらには町民全体が非常に経済的に疲弊しているという現状というものを、どういうふうにしてこれを改善していこうかという、一つの案の中から実は出てきたところであります。今、るるその議員との考えの差がありましても、いわゆるこれは町も痛みを出す、そして皆さんもどうかこういったことで極力経済的に何かみんなが出し合って、相互にそれを、経済を底上げを図っていこうじゃないかということの一端を、商工会の皆さんにも同じような立場に立って、そして全体が一つの目標に向かって対応していこうとする案の中から生み出てきたものでありまして、一方的に商工会にこれをかぶせて、それがイコール、商工会が重荷になるというようなことであれば、これは私はやめるべきだというふうに思いますけれども、私はそうではないんじゃないかというふうな意味合いの中から、これから商工会の役員の皆さんといろいろお話をして、これは絶対商工会のためにならないということであれば、それは町としてやるべきではないなというふうに思っていますが、今、商工会の話では、そのプレミアムうんぬんということについての考えが統一していないと、しかし券の発行については、非常にいいことではないかという見解もいただいております。

ので、そうしたことでの詰めの話はこれからしていきたいなというふうに思っているところでもあります。

○清野興一　　まだまだお聞きしたいことありますが、時間になりましたので終わります。
ありがとうございました。

○議長　　以上をもって一般質問を終結いたします。

　　以上で本日の日程は全部終了しました。

　　本日はこれで散会します。(16時16分)

平成22年第9回西会津町議会定例会会議録

平成22年12月15日(水)

開 議 10時00分

出席議員

1番	目黒	一	6番	渡部	昌	12番	長谷川	徳喜
2番	多賀	剛	7番	五十嵐	忠比古	13番	清野	邦夫
3番	青木	照夫	9番	武藤	道廣	14番	清野	興一
4番	荒海	清隆	10番	大沼	洋平			
5番	清野	佐一	11番	長谷沼	清吉			

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤 勝	農林振興課長	佐藤 美恵子
副町長	和田 正孝	建設水道課長	酒井 誠明
総務課長	伊藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	高橋 謙一
企画情報課長	杉原 徳夫	教育委員長	伊藤 てる子
町民税務課長	成田 信幸	教 育 長	佐藤 晃
健康福祉課長	藤田 潤一	教 育 課 長	大竹 享
商工観光課長	新田 新也		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤 健一	議会事務局主査	齋藤 正利
--------	-------	---------	-------

第9回議会定例会議事日程（第6号）

平成22年12月15日 午前10時開議

開 議

日程第1 議案第1号 西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第2 議案第2号 平成22年度西会津町一般会計補正予算（第7次）

散 会

（全員協議会）

○議長 平成 22 年第 9 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 1 号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 議案第 1 号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由で説明申し上げましたとおり、今次の改正は、国民健康保険税の普通徴収に係る納期を変更するため、条例の改正を行うものであります。国民健康保険税の普通徴収の納期は、これまで、前年度の税額を基にした暫定での税額を第 1 期といたしまして、5 月に納税いただいたのち、本算定し、新たな税額に基づき第 2 期以降を納めていただいております。

この第 1 期を暫定税額で行うこれまでの方法は、年度の早い時期から財源が確保できるというメリットはございますが、その一方、納税者からは、第 1 期で納めた額と第 2 期以降の額が変わることで、税額が分かりにくいといったことがありました。暫定による賦課を廃止しますと、納める額が一定となることでこのようなことがなくなり、また、事務的な面でも納税通知書での経費の節減や事務処理ミスを少なくするメリットがございます。

県内での国保税納期の状況をみますと、暫定による賦課を廃止している市町村が多くなっております。県内 59 市町村のうち約 85%に当たる 50 市町村は廃止しており、近隣の市町村では、喜多方広域圏内の喜多方市、北塩原村も暫定賦課はしてございません。

来年度からは、本算定後に確定しました税額により国保税を納めていただくとともに、納期の回数も、納税のしやすさを配慮いたしまして、6 期を 8 期に増やし、1 回当たりの納める額を少なくする改正も併せて行うものでございます。

それでは、改正条文を説明いたします。参考資料といたしまして新旧対照表も併せてご覧いただきたいと思っております。

改正いたします条文は第 12 条第 1 項でありまして、ここに納期に関する規定が明記されてございます。納期は、これまで 5 月から翌年 2 月までの 6 期といたしておりましたが、改正後は、ご覧のように本算定後となります 7 月の第 1 期から翌年 2 月までの第 8 期とするものでございます。

次に、附則でございますが、第 1 項が施行の期日でありまして、来年度とからとなります平成 23 年 4 月 1 日からとするものでございます。第 2 項は、適用でありまして、来年度以降の国保税に適用いたしまして、本年度分につきましてはこれまでの方法によることとしております。

以上で説明を終了させていただきますが、本条例の一部改正につきましては、去る 12 月 2 日開催の国民健康保険運営協議会に諮問いたしまして、適当である旨の答申をいただいたところであります。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　固定資産税の場合ですと、お亡くなりになった場合には、相続されなくてもその財産を管理するといえますか、必ず固定資産税は町ではかけておるわけですが、この国保の場合は、1人で国保加入していれば、7月までの間に不幸にしてお亡くなりになった場合には、固定資産税のようなかけかたはできないはずだと私はみておりますが、それに間違いがあるかないか。

それで、そのとおりとするならば、その数を、数といえますか、1人で国保世帯に、1人でしか国保に加入していない世帯数はどれだけあるのかと。

それともう一つは、6期から8期まで2期が増えます。確か、納税貯蓄組合を通してですと、切符1枚100円の報奨金といえますか、それがあらずでありますので、そうすると2期増えれば200円の今までよりも報奨金が余計になるわけですが、そののどだい総額はどの程度見込んでおるのか、説明ですといいい面だけを説明いたしましたが、メリットだけではないわけでありまして、こういうこともありますと、やっぱりそれは素直に説明をしていただきたいからお尋ねをするわけであります。

○議長　町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長　今、国保税の関係につきまして、何点かご質問いただきました。

まず1点目でございますが、今回、改正いたしまして、7月から1回目を納めていただくということになります。国保で1人しかいなかったという場合でございますが、それ以前に不幸にもお亡くなりになった場合どうするのかという、まず1点目の質問でございますが、国民健康保険税は、ご存知とおりの人間に対しての税ということでございまして、固定資産のようにずっと残るものではございません。したがって、その以前にお亡くなりになった場合には、月割りという形で最終的には納めていただくように考えてございます。

1人しかいない、その国保に加入しているかたということでございますが、ちょっと今手持ちに資料がございませんので、あとでお答え申し上げたいなというふうに思います。

3点目、今度納期がこれまで6回であったわけでございますが、それが今度は8回ということで2回ほど増えます。納税貯蓄組合ございまして、そちらに加入しているかたについては、奨励金ということで1回100円ですか、切符につきましてお出ししてございます。したがって、今度6回が8回になるわけでございますので、基本的には2回分多くなるということでございます。そういう点では、納税貯蓄組合に加入されているかたについては、そういうメリットがあるということでございます。

4点目、メリットはあるけれども、デメリットもあるんじゃないかということでございますが、先ほど説明の中でもちょっとご説明申し上げたんですが、今回、納税がこれまで5月が1回目であったわけですが、今度1回目が7月ということで、それまでの間、税という形で国保の会計のほうには2カ月ほど入ってこなくなるというようなことが、一つのデメリットということでございますが、基本的には国保の会計、国県からの金も入った形で運営をしておりますので、特に運営上は支障はございませんが、ただ、税として入ってくるのが2カ月遅くなるという点だけがございます。

以上でございます。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 私のお尋ねの仕方がまずかったせいもあると思いますが、お1人の世帯では、その世帯に7月にならないと課税できないわけですから、その4月から、4、5、6、3カ月間、お亡くなりになってしまえば、国保税を納めなくてよいわけでしょうと。固定資産税ですとその承継者といいますか、に納めていただくことができるわけですが、国保税はそういう仕組みではないでしょうと聞いているわけです。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 ご質問にお答え申し上げたいと思います。

今回、納期について第1期が5月であったものを7月以降というふうに変えるわけでございます。ただその課税の時期ということでございますが、課税が5月時点から7月が変わったということではございませんで、当然、年度は4月から3月まで1年間でございます。その中で、基本的には4月から、いつの時点までいられて何月にお亡くなりになるかによりますけれども、例えば5月か6月にお亡くなりになったりする場合、4月から当然その分の期間がなっておりますので、その間については納めていただいて、それ以降についてはないというような形でございます。

したがって、7月から納めていただくわけではありますが、それ以前にお亡くなりになった場合でも、存命している期間があれば、その分についてはお願いしたいというふうに考えております。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 だから、亡くなってしまった人がなぜ国保税を納められるの。そのことを私は聞いているわけです。固定資産税はできますが、国民健康保険税はそういうわけにはいかないでしょうと、それに該当するような人がどの程度おられますかということも、やはりつかんでおく必要があるのではないかなと。もらえるんだったらいいですよ、私はもらえないでしょうと。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 お答えをしたいと思います。

先ほど申しましたように、4月から国民健康保険税、当然サービスが始まっておりますので、7月の前、5月、6月でお亡くなりになった場合、その場合でもその期間については基本的には納めていただくというのがルールでございます。

それで、基本的に債権債務の関係ですので、相続というものがそれ以後発生いたしますので、相続人となられるかたに基本にお支払いをいただくというふうに考えております。

○議長 14 番、清野興一君。

○清野興一 これは債権と債務の関係だと思うので、きちっとお答えいただきたいんですが、保険者である町は、納税切符を発行して初めて債権が発生するんじゃないんですか。そして、被保険者は、その納税切符を受け取って初めて債務が発生するんでしょう。そうじゃないんですか。であれば、債権が発生しないのに請求権が、保険者として発生するんですか。

それともう一つ、11 番の質問で答弁漏れは、納税貯蓄組合に加入している人、2回増え

ることによって総額いくらの出費が増えるのかということに対しては答えがなかったようですので、併せてその点もお答えください。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長

まず1点目についてお答え申し上げたいなというふうに思います。

今回、納期ということで7月以降に分けて納めていただくということでございまして、基本的には4月から発生するという考えでございまして、したがって、7月より前に亡くなられた場合、それまでの月割りという形で納めていただくという形になります。

これまでも5月ということで、第1期が設定されておったわけですが、その際についても同じような形でやっているところがございます。債権は4月から発生するというところがございます。

2点目の金額の関係については、ただいま調査をしておりますので、あとでお答え申し上げたいと思います。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 納税者にとっては細かく分割されたほうが確かに払いやすくなるであろうということは想定できますけれども、4月1日から債権が発生することは、通説なりそういう事例があるんですか、法的に、一般的に解釈。じゃあ被保険者としては債務が発生しているんだから、月割りであれなんであれ支払いしなければならないという義務が発生しているんですね、4月の1日から。それがこの法解釈上間違いないということではないんですか。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 お答え申し上げます。

先ほどから再三申し上げておりますが、債権債務につきましては、4月1日から発生をするというような考えでございます。ただ、納付の手続きについて、今回7月、それ以降に納めていただくという形になるというだけで、債権債務については4月1日から発生しているというふうに考えております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第1号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第2号、平成22年度西会津町一般会計補正予算(第7次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第2号、平成22年度西会津町一般会計補正予算（第7次）の調製についてご説明を申し上げます。

今次補正の主な内容であります。農地及び農業用施設災害復旧事業や県営林道大山美坂高原線開設事業負担金、参議院議員通常選挙費など、事業全般にわたる事業費確定や精査に伴う過不足の調整を行うとともに、新たな事業といたしまして、この夏の異常高温により水稻の1等米比率が大幅に下落したことから、その減収額の2分の1相当分を緊急助成する水田農業緊急支援事業を計上したほか、地域経済の活性化と雇用の創出を目的として、生活環境づくり支援事業を実施するため、平成22年度から平成24年度までの3年間の期間といたしまして、限度額6,000万円の債務負担行為の設定を追加したところであります。

これらの財源といたしましては、分担金・負担金、国・県支出金、町債等を計上したところであります。なお、本年4月に施行されました改正過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎対策事業債のソフト事業分について、今次補正において、既存の子育て支援事業と国民健康保険特別会計・診療施設勘定の運営費の一部に充当することといたしましたので、その見合いの額について一般財源に振替を行ったところであります。これら歳入歳出の財源調整を行った結果、5,332万9千円の剰余金が生じたので、全額財政調整基金に積み立てることといたしました。

それでは予算書をご覧いただきたいと思っております。

平成22年度西会津町の一般会計補正予算（第7次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億631万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億6,655万2千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の補正は、「第2表債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の補正は、「第3表地方債補正」による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。8ページをご覧いただきたいと思っております。

まず歳入であります。11款分担金及び負担金、1項3目災害復旧費分担金376万7千円の増であります。これは、本年度発生いたしました農地農業用施設災害復旧事業にかかる分担金であります。2項1目総務費負担金175万5千円ありますが、ケーブルテレビとインターネットの加入負担金増であります。

次に、12款使用料及び手数料、1項1目総務使用料19万2千円の増ありますが、ケーブルテレビとインターネットの使用料増であります。

次に、13款国庫支出金、2項1目民生費国庫補助金45万5千円の増ありますが、障

がい者地域生活支援事業の増であります。5目教育費国庫補助金 16万3千円の減であります。理科教育設備整備費などの減であります。

次に、14款県支出金であります。まず2項1目総務費補助金では、電源立地地域対策交付金で103万9千円の減。2目民生費県補助金では、障害者地域生活支援事業で27万7千円の増。4目労働費県補助金では、緊急雇用創出事業・ふるさと雇用再生特別交付金事業で57万3千円の増。5目農林水産業費県補助金では、中山間地域等直接支払事業で増になったものの、林道整備事業などの減によりまして24万5千円の減。8目災害復旧費県補助金では、農地農業用施設災害復旧事業で2,541万7千円の増であります。3項1目総務費委託金71万8千円の減は、参議院議員通常選挙にかかる経費でございます。

次に、19款諸収入、5項4目雑入39万4千円の増であります。収集資源売却代金などが増えた一方で、水力発電施設等立地地域振興支援事業助成費が減額となるものであります。

次に、20款町債、1項1目辺地対策事業債350万円の増であります。林道開設事業であります。2目過疎対策事業債5,020万円の増であります。バス交通体系整備事業などで減となる一方で、本年施行されました改正過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎対策事業債のソフト事業分について、新たに既存事業に充当するため計上するものであります。4目災害復旧事業債2,200万円の増であります。農業施設にかかる補助災害および小災害分であります。

次に、11ページをご覧くださいと思います。

歳出であります。2款総務費、1項1目一般管理費102万5千円の追加であります。産休および病気休暇等にかかる臨時職員賃金41万4千円、町の全図修正業務委託料47万2千円などあります。2目文書広報費327万4千円の追加であります。町例規集追録にかかる消耗品費170万円及び郵便料145万円などの追加。そして、総合行政情報システム機器等にかかる保守業務委託料と借上料の組み替えであります。5目財産管理費5,332万9千円の追加であります。財政調整基金への積立金であります。この結果、補正後の財政調整基金の積立残高見込みでございますが、7億4,106万8千円となる見込であります。

次に、10目ふるさと振興費121万8千円の追加であります。さゆり公園施設にかかる修繕料等あります。11目ケーブルテレビ運営事業費140万円の追加であります。ケーブルテレビ引込手数料であります。12目生活バス運行事業費227万2千円の追加であります。バス運行にかかる燃料費、修繕料及び運行業務委託料などあります。13目インターネット運営事業費66万6千円の減であります。テレワークセンター運営にかかる講師・アドバイザー謝礼等の減などあります。

次に、4項3目参議院議員通常選挙費71万8千円の減であります。執行の結果不用額を減額するものであります。5項2目各種統計調査費あります。国勢調査にかかる事業費の組み替えであります。6項1目監査委員費2万円の追加であります。委員報酬であります。

次に、3款民生費、1項1目社会福祉総務費2,000万円の減であります。国民健康保険特別会計・診療施設勘定繰出金であります。当該繰出金につきましては、当初予算にお

きまして同会計の運営費として計上したところでありましたが、今次の過疎地域自立促進特別措置法の改正によりまして、診療施設勘定のソフト事業分に過疎対策事業債の充当が可能となったことから、直接同会計で受け入れるために、繰出金を減額するものであります。

5目障がい者福祉費 85 万円の追加であります。障がい者支援等にかかる追加であります。2項1目児童総務費 157 万8千円の追加であります。子育て医療費サポート事業助成費であります。2項2目児童措置費につきましては、委託事業費の組み替えであります。

4款衛生費、1項1目保健衛生総務費 349 万6千円の減であります。簡易水道等事業特別会計繰出金の減であります。4目健康推進費 61 万8千円の減は、各種検診委託料の確定による減などであり。2項1目清掃総務費 98 万7千円の減であります。喜多方地方広域市町村圏組合への粗大ごみ処理費負担金であります。2目塵芥処理費 17 万5千円の追加であります。資源ごみ処理委託料の追加、3目し尿処理費 61 万5千円の減は、個別排水処理事業特別会計への繰出金減であります。

次に、5款労働費、1項1目労働諸費 57 万4千円の追加であります。緊急雇用創出基金事業であります。

6款農林水産業費、1項1目農業委員会費は、財源の移動であります。3目農業振興費 792 万9千円の追加であります。冒頭申し上げましたように、夏の高温障害による減収分の一部を補てんする水田農業緊急支援事業交付金の新規計上と、中山間地域等直接支払事業交付金の追加などであり。5目農地費 96 万円の追加であります。農業集落排水処理事業特別会計繰出金であります。2項1目林業総務費 69 万9千円の減であります。有害鳥獣駆除委託料の減などであり。2目林業振興費 350 万円の追加であります。県営林道大山美坂高原線開設工事負担金の増であります。

次に、8款土木費、1項4目橋りょう維持費 7 万8千円の追加であります。橋りょう長寿命化修繕計画策定に伴う委託料であります。3項2目公共下水道費 55 万2千円の追加であります。下水道施設事業特別会計への繰出金であります。4項1目住宅管理費 31 万円の追加であります。施設修繕料であります。4目生活環境づくり支援費 16 万8千円の新規計上であります。今次補正におきまして、債務負担行為の設定をお願いしております生活環境づくり支援事業に取り組むための臨時職員雇用にかかる経費でございます。

次に、9款消防費、1項2目非常備消防費 34 万円の追加であります。消防団員の研修にかかる費用弁償であります。3目消防施設費 21 万円の追加であります。施設等の修繕料であります。4目防災費 20 万円の追加であります。移動系防災無線にかかる再免許申請手数料であります。

次に、10款教育費、1項1目委員会費 3 千円の追加であります。教育委員報酬であります。2目事務局費 11 万3千円の追加であります。学力向上推進事業に伴う消耗品費および自動車にかかる修繕料の追加などであり。3目学校給食費 55 万3千円の追加であります。施設設備にかかる修繕料等であります。4目スクールバス運行費 370 万1千円の追加であります。運行にかかります燃料費、修繕料、運行業務委託料であります。2項1目小学校の学校管理費 35 万1千円の減であります。緊急地震速報システム購入費確定による減などであり。2目小学校の教育振興費 66 万円の追加であります。複式学級緩和にかかる臨時職員賃金と就学援助にかかる経費の追加などであり。3項

1 目中学校の学校管理費 1 万 9 千円の減であります、施設警備委託料であります。2 目中学校の教育振興費 215 万 4 千円の減であります、特別支援事業にかかる臨時講師の経費が県費で支出されることになりましたことから減にするものであります。4 項 1 目社会教育総務費につきましては、森林環境交付金事業の事業費組み替えであります。2 目公民館費 6 万 9 千円の追加であります、公民館の施設修繕料の追加であります。5 項 1 目保健体育総務費 5 千円の追加であります、所属団体への負担金でございます。

11 款災害復旧費、1 項 1 目農業施設災害復旧費 5,157 万 2 千円の追加であります、本年度に発生いたしました農地農業施設災害の復旧事業費でございます。

次に、5 ページに戻っていただきたいと思えます。

5 ページでございますが、第 2 表債務負担行為補正の追加であります。新たに生活環境づくり支援事業といたしまして、期間を平成 22 年度から 24 年度までの 3 年間、限度額を 6,000 万円とするものであります。

次に、第 3 表地方債補正の変更であります。まず、辺地対策事業費であります、林道開設事業で 350 万円増額し、限度額 3,550 万円を 3,900 万円とするものであります。

次に、過疎対策事業費であります、林道開設事業及びバス交通体系整備事業で計 170 万円を減額、一方過疎地域自立促進特別措置法の改正に伴い、ソフト事業である子育て支援事業に 5,190 万円を充当するため、限度額 4 億 1,080 万円を 4 億 6,100 万円とするものであります。

次に、災害復旧事業費であります、農業施設災害復旧費で 2,200 万円を増額するもので、限度額 1,540 万円を 3,740 万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

13 番、清野邦夫君。

○清野邦夫　2、3 お尋ねいたします。

まず地方債の補正についてですが、地方債の利率については 5% 以内というようなことになっていますが、実態は何% くらいあるんですか。それで、政府資金並びに銀行等の利率を決めているのかどうかをお示しいただきたいと思えます。

それから歳出のほうですね、今次の一般質問の中でもありましたけれども、有害駆除等のことで、これ農林水産業費の林業総務費の中で、有害鳥獣捕獲報奨金を追加 4 万 2 千円。それから減額として有害鳥獣駆除委託料金 55 万。ちょっと私、腑に落ちなかったのは、昨今のクマ、あるいはサル被害があるのに、なぜ減額するのかというのが分からないので、ちょっとそこらへん説明していただければ。もとはどのくらいあったのか。なぜ減額するのか。ちょっとそれについて説明をお願いします。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　地方債の利率の関係についてのご質問にお答えをいたします。

今年の借り入れにつきましては、年度末でございますので、21 年度の実績で申し上げたいと思えます。21 年度につきましては、借り入れの期間、あるいは借り入れ先によりまし

て、若干の違いがございますので、おおむね 0.9%から 1.9%の範囲内で借入れを行っております。一番多いのは 1.1%で半分以上は借入れを行っているところでございます。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 有害鳥獣関係の予算の増減についてお答えいたします。

まず減額についてなんですけれども、県の有害鳥獣防止対策交付金というのがありまして、これについては9月末に決定をされました。当初予算では全額町の単費で予算計上しておりましたが、今回 84 万 1 千円が県の交付金に該当になりました。その交付金については、町を通さないで、町の有害鳥獣対策協議会のほうに直接振り込まれるようになりましたので、今回の予算で町の一般会計からその補助分 84 万 1 千円を減額をさせていただきました。事業的には同じように実施をしていく予定です。

それで、報奨金 4 万 2 千円の追加であります。これは当初予定をしていました有害鳥獣の委託料とは別に、今回 5 件の住宅街への出没、それから夜間、それから臨時的な対応ということで、捕獲隊の皆さんに随時参集をいただきまして、対策にあたっていただきました。それについての報奨金、出動していただいた人数とその状況に応じて、実際の捕獲活動をしていただきますと、クマ 1 頭 1 万円とか、サルについては 5 千円とかという報奨金が出るんですけれども、今回の活動については、捕獲にいたらなかった活動でしたので、その分に相当する金額 4 万 2 千円を別に報奨金として捕獲隊のほうにお支払いをしたいということで、今回計上しましたので、ご了承いただきたいと思っております。

○議長 13 番、清野邦夫君。

○清野邦夫 捕獲、駆除した頭数、サルでもクマでも有害鳥獣の駆除した頭数はどのくらいなのか、予定はどのくらいで何頭ずついたのかということをお示してください。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 サルについては、町で保護管理計画をつくっていきまして、町内で 11 の群れで 700 頭が生息しているのではないかという想定のもとに、年間 200 頭の捕獲を目標にして活動しております。12 月 10 日現在で 56 頭、有害捕獲をしております。クマについては、町単独の計画はありませんので、予定捕獲数量とかは目標はありませんが、12 月 10 日現在で有害捕獲による捕獲は 14 頭であります。

14 頭のうち 13 頭が駆除で、1 頭は放獣ということであります。

○議長 13 番、清野邦夫君。

○清野邦夫 捕獲と駆除というのを厳密に教えてください。要するに、捕獲するというのは捕まえて放すということじゃない、駆除というのは、殺処分する、簡単にいえばそういうことじゃないかなと思うんですが、これは一般質問じゃないけど、これは非常に重要なことなのね。今、クマでもサルでも、町民の安心安全が守れない、そういうふうになる。要するに、今年のクマ騒ぎもそうですが、柿の木切りなさい、農作物荒らされたら作るなということなんですね。要するに町民が安心して街の中を歩けない、村の中歩けない、農作物つくれない、そういう町民の生存権を脅かすことなんですよ、そういうことは。

要するに、皆さんが役場に入るところ、入ってから間もないころからサルは増えている。要するにそのころ、高陽山に 1 群、2、30 頭しかいなかったんですよ。町民の誰にも被害を与えない奥山にこっそり住んでいた。それが今、話のように 11 群、約 70 頭ぐらいサル

は増えてしまった。そしてわれわれ町民の生活を脅かしている。クマにしてもしかり。ここ 10 年以前はクマが人里に来るなんていうことはなかった。私も山好きですから行きました。大久保参道だって奥山にありますけれども、人間が歩いているようなところにクマは出没しません。ここ 10 年です、クマも。今年だけ町内に出て大騒ぎになって、テレビで放映されたりしたけれども、みんなそれぞれの山裾にある中山間地の集落の人たちは、10 年以前はクマなんて全然人家にくるなんていうことはなかったんです。ここ 10 年以内です。慣れちゃったんです。ただもうクマ出たなんて言わない話で、もうすでにここ 10 年らい、それぞれの集落、山に近い集落については、それぞれ柿木食われたとか、いろいろクマ被害もあったんです。サルはここ 20 数年らい、人家に下りてきて慣れちゃった。来るくるのはここ 10 年らい人里に下りて慣れてしまって、頭数が増えちゃった。

要するに頭数が増えるということは、クマでもサルでも、それを駆除しなければならない。駆除ということは殺処分しなければならない。この前の一般質問にもあったけれども、2万 5,000 ヘクタールの森林があって、その中にクマ何頭生息できるのか、餌がないとか何とかいっているけれども、餌がないだけじゃないの、もう 10 年以前については、クマが山の中にあったといったら、もう駆除する人が3日も1週間も追っかけて行って駆除していた。今、駆除する人が少ないんじゃないかなということが思われます。そういうことが全国的に、西会津ばかりじゃない、全国的にそうなんです。頭数が増えちゃっている。頭数が増えたのは、捕獲して山に放したってだめなんです。クマだってみんなばかだと思うけれども、自分が生きるために、これはテレビでやっていましたよ、クマの習性と。もう1回人間のものを食ったら、子どもにも全部伝えて、必ず人間のところに来ると、そういう習性がある。

そういうことだから、自分たちの町民を守るため、安心安全を守るためには、駆除しなければならないということは堅持していかなければならない、何も動物愛護団体からいろんなことを言われたって、町民の生活の安全を守るためには駆除するということが大前提である。そういうのをPRしていかなければならないと私は思うので、やっぱりそういう捕獲で放して、とうがらしくれて放してもだめですよ。小学生に笑われているよ。クマにとうがらしくれて放して、また何回もきているよ。そんなことしたって駄目、捕獲しないと駄目。頭数が増えちゃっている。

だからやっぱり、そういう前提で町民の安心安全を守るということになれば、駆除するということを前提にして、これは誰から何を言われたって、そこに住んでいる人たちが、西会津は動物の保護区じゃないんだから、人間が住んでいて、町民の生活の安全を守る、そういう方針でいるということは、頭数を増やさないように調整しなければならない。そういう確信たる自信を持って、やっぱりPRして、頭数を減らしていく、その中にいろんな施策がでるわけだね。奥山に帰すという、そういう施策もあるけれども、まず頭数が多いということが大前提。それから奥山に帰すということは第2の、それも平行してやっていく必要があるだろうけれども、やっぱり駆除していくということが、減らしていかないと町民のかたがたが安心して住めなくなってしまうから、この点についてどうお考えか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 町で今年1年間で県のほうに許可申請を申請したのは27件であります。

町民の皆さんから危険であるとか、目撃情報があった場合、その内容によってすぐ県のほうに捕獲許可申請をして対応にあたってきました。1頭の放獣については、コグマでしたので、有害捕獲について、コグマについては殺傷ということはできませんでしたので、それについては奥山のほうに訓練放獣をしたところです。

その後出たクマについては、同じ場所で、コグマではありましたが、体形的にも別の個体であるということで認識をしております。基本的には町民の安全安心を守ることを一番にしながらも、必要以外の殺傷といえますか、そういう部分を行わないことを基本に現在進めておりますし、今後も状況に応じて的確な対応をとっていきたいと考えています。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず今回の、今年のコグマの出没に対して、西会津町はいち早く対応してきたわけでありまして。それは、13番の申されたとおり、まずなんと言っても町民の安心安全をどう確保するかという前提に立って取り組んできました。それには、まずどこでも撃つてもいいという、そういう状況ではないことは十分承知だろうと実は思っているわけでありまして。それは、いわゆるこの許可が下りるということは、これは県のほうに申請をしなければ捕獲の許可は下りないわけでありまして。その都度その都度、その目撃情報にそって対応してきたわけでありましてけれども、しかしなかなか最初のころは、この捕獲、殺傷する許可が下りなかったということでありまして。例えば、小屋に入っても、その前提となる、いわゆるクマを山に帰すような対応をまず取ってくださいということで、名前はなんと言ったっけ、シシバイとか、そういうような対応をまず取って、そしてビデオでも付けて、それでもなおかつ安全な対応ができないということであるときにはじめて、県は許可を出してきた。

そのあと、やはりこういうことでは、町民の生命と財産を守ることはできないということで、申し入れを行いました。そしてそうこうしているうちに、やはり同じような対応が喜多方市にも出てまいりましたので、最近では地元の要望にそった形でこれまで対応させてきたわけでありまして、まずそういうことに対する県の対応の仕方について申し入れを行いましたし、そして現在では、喜多方広域の中でも、一つ統一しながら、来年度に向けてこのクマ対策について、適切なる対応をしていきたいと思いますということで、現在、県のほうに要望書という形をつくりながら、関係する内容について条文にまとめ、県に申し入れを行っていききたいという、今、取り組みを行っているところであります。

その中で県のほうでは、いわゆる頭数がどのくらい、生息している頭数がどのくらいいるか、いろいろ調査をされるだろうと思っておりますけれども、来年も引き続きこうした、今年のような現象が起きるのではないかという想定のもとに対処してまいりたいと思っております。

そしてもう一つは、猟友会との関係であります。したがって、猟友会の皆さんとも、来年以降の対策については、総会等々がございまして、その時点において、いろいろとできる限りの対策を取ってまいりたいというふうに思っているところであります。

○議長 14番、清野興一君。

クマ騒動の話はこれで打ち切っていただきたいと思っておりますので、改めて申し上げておきます。

○清野興一 そうじゃありませんので。

今回、大変大きな支出となっております財政調整基金の積立金 5,300 万あまりを、もつとになるのか、積み立てて、総額では 7 億 4,100 万程度になるという説明であります、だいたいこの財政調整基金というのは、基準財政需要額の 10% 程度、そこらを正確に教えてほしいんですけども、倍くらい積み立てるわけですね。これの最終的な使い道というんでしょうか、こういう目的があるから、今、財政調整基金として持っていなければならぬんだと、先の目標はあると思うんですが、その辺を教えてください。

それと、総務費の生活バス運行事業なんです、ここで委託料で、222 万 1 千円の追加、同じく教育費のほうでもスクールバス運行費の委託料の追加として、300 はいかないのか、179 万 9 千円、これが計上されておりますが、この委託料のうち、主なものというのは、人件費に相当するような部分だと思っておりますが、これ年度途中で委託料を追加しなければならない原因、それはどういうところに委託料の追加の原因というものがあるのか教えてください。

それと、17 ページに大山美坂高原線負担金が 350 万計上されておりますが、これは県営林道開設なんですけれども、今これから降雪期に入って、この負担金 350 万の追加というのは、工事はできないであろうと思っておりますが、もうすでに支出してしまっているから、西会津さんこだけ負担してくれということなのか、その要因を教えてください。総額では負担金、この大山美坂高原線の負担金総額では、350 万追加したとしてどの程度になるか。それは全工事費の、あるいは全経費の何%を負担しなければならないことになっているのか。そしてまた、今、実際工事をやっておられるのは、大滝から美坂高原に向かっての路線だと理解しているんですが、これは町からの申し入れによって中止ということではできるのかできないのか。路線の変更とかできるのかできないのか。現にこの名前の由来のとおり、大山美坂高原線、大久保の山を通る計画でした。しかし、あまりにも工事費が多くなる、経済効果も少ない。こういうことであの路線はいりませんというこの協議の上で、起点というかあれが大滝からと変更になった経緯もありますので、その辺はどうなんですか、教えてください。

それと、教育費でわずかなんですけども、21 ページなんですけれども、新たに負担が増えているものとして、保健体育費の保健体育総務費で、わずか 5 千円なんですけれども、これは耶麻地区体育指導委員会の負担金として、初めて出てきたんじゃないかと思うんですが、これはどのような内容なのか、それをお尋ねをいたします。

最後に、災害復旧費でありますけれども、今回、5,084 万 8 千円の追加であります。これは農業施設災害復旧費ですけども、これも年度内に完成するという見通しがあるのか、それとも継続、繰越明許で継続して消化しようとする内容なのか、以上です。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 財政調整基金についてのご質問にお答えをしたいと思います。

まず財政調整基金の、いわゆる適正規模という状況でございますが、これは標準財政規模のおおむね 10% ということでございまして、22 年度の標準財政規模については、交付税の再算定等がございましたので、まだ最終確定がしておりません。したがって、21 年度の決算額で申し上げたいと思っておりますが、21 年度の標準財政規模の額については、35 億 8,400 万ほどでございます。したがって、そのおおむね 1 割となりますと 3 億 5,000

万ということでございます。議員も先ほどおただしのように、今回の補正後の数字で7億4,000万ほどになりますので、適正規模といわれる額からすれば約2倍増ということでございます。

財政調整基金の性格ということでございますけれども、これは家庭でいえば、いわゆる貯金ということでございますけれども、この大きな目的としましては、例えば、一つは大規模な災害が発生したときに緊急に対応できるように、あるいは大規模な事業が今後必要などときには、それに向けた積み立てをしていくと。さらには各年度間で財源の調整がやっぱり必要になりますので、その年度間調整の役割を持たせるというようなことが財政調整基金の大きな目的でございます。

今回、7億4,000万ほどの積み立てになるわけでありましたが、当面の必要なものとしたしましては、今次の補正で債務負担をお願いしております。生活環境の事業ですね、これで6,000万限度額設定させてをお願いしておりますので、この6,000万と、それから昨日申し上げましたけれども、今後、小学校の統合事業がございますので、それらの大規模事業に向けた積み立てを、準備をしていくというような考えのもとに今後管理していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 2款の生活バス運行事業費の委託料と、10款のスクールバス運行事業の委託料について、私のほうからご説明申し上げたいと思っております。

今次、委託料の補正ということでご増額をお願いしておりますが、この内容につきまして、町民バスの運行ということで、会津乗合自動車さんに運行について委託をしております。運転業務にかかる委託の追加でございます。これにつきましては、いわゆる本年度から運行いたしました新規路線、いわゆる未運行集落にかかる部分の費用でございます。ここにつきましては、本年度からの新規の路線ということで、公共交通会議、またはそれに伴いまして、運輸局に新規の路線ということで登録を申し上げて、最終的に許可が出たのが3月の下旬ということございまして、当初の予算に計上することができなかったという部分でございます。

今回、町民バスの運行の委託ですから、運転手さんの人件費が主でございますが、それについてはトータルの中で、この委託料、運行事業を行っております。今までやっております。委託の契約につきましては、運行の路線、また内容について明記をした上で、金額については覚書を交わしながら運行しております。したがって、今回、補正によって増額いただきましたら、そちらの覚書のほうを変更するような形でこの運行事業について継続していきたいというふうに考えております。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 町民バス、生活バスの部分とスクールバスの部分ということで、時間帯によって分けておりますので、合わせた形での金額でございます。

なお、スクールバスのほうですが、町民バスで運行している部分と、純然たるスクールバスという形で運行している部分がございます。179万9千円のうち118万が、いわゆる町民バスの部分でございます。残りについてはスクールバスのほうでの増額分でございます。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 スクールバスのほうでの先ほどの残りの増額の分ですが、今回、先ほどもありましたように、学校周辺、また街中にクマが出没いたしまして、その関係でスクールバスについて増便、または運行しなければならないという事態が起きたもので、そちらのほうでスクールバスの部分として計上したものでございます。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 林業振興費の林道大山美坂高原線のご質問にお答えいたします。

今次の補正でございますが、これは県より本年度事業費を追加させていただきたいということで、まだ県では見発注工事でございます。これは繰り越しを予定しているといようなことでございます。

あと負担金につきましては、本年度の総額が **1,575** 万円でございます。負担金の率あいにつきましては、事業費の **17.5%** が負担金の率あいでございます。

あと本路線につきましては、平成 **23** 年度が完成予定の年度でございます。路線の変更とか中止につきましては、もう路線が土工でつながっているという関係でございますので、路線変更とか中止については難しいものと考えております。

それと、農業施設災害復旧工事のことでございますが、これにつきましては、年度内発注をいたしまして、年度内に完成が見込めないとになりましたら、繰越明許をお願いいたしまして、来年の作付けに間に合うように工事を完成させていきたいと、そのように考えております。

○議長 教育課長、大竹享君。

○教育課長 耶麻地区体育指導委員会負担金についてのご質問にお答えしたいと思います。

町ではスポーツ振興、町民のスポーツ振興に寄与するために、体育指導員ということで **5** 名かたを委嘱しております。この体育指導員の上部団体として耶麻地区、喜多方、北塩原、そして西会津ということで、耶麻地区の体育指導員会というものを組織しているわけですが、現在 **66** 名のかたがいらっしゃるようでございます。それで、ここに協議会をつくりまして、それぞれの情報交換、さらに実技研修等をやりまして、それぞれの地区で体育振興にあたらうというようなことで、そういった協会を立ち上げております。

この協議会については、昭和の時代から立ち上げておりまして、そこに加入している各町村から負担金ということで負担していたところでございます。5千円というのは、1人につき1千円ということで合わせて5千円ということでございます。

これまでですと、毎年当初のほうで計上させていただいていたわけですが、当初予算で。ただ平成 **21** 年度の決算の中で、かなり残金が残しまして、今年 **22** 年度についてはその残った残金を活用して協議会の運営をしようということで、そういったことで **22** 年度の当初には計上しなかったわけですが、協議会の中で残金だけでは、活動費として足りないということで、再度運営費用ということで負担金の要請がありまして、今この5千円ということで補正予算に計上させていただいたというような次第でございます。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 だいたい分かりましたけれども、ただ、町民バス運行業務委託料については、当初からこれ新しい路線が4路線ですか、**22** 年度、4路線まではいかないのか、4地区運

行拡大しましたね。そうすれば、当然 21 年度までの人件費相当分だということで積算したのと、増えるわけなんですよ。これは誰が考えても運行距離も、運行路線も増えるんだから、それを既定の既決予算というんですか、それを食いながらやっていたと。つまりは、予算の伴わない事業を今までやってきたというふうに解釈もできるんじゃないんですか。3月の下旬に運輸省から運行許可が出た。であれば、今まで何カ月ありましたかこれ。その間になぜ補正予算を取らなかったのか、私はこの手法というのが分かりません。

とにかく、いいことだからいいんだろうと、そういうふうな執行側の態度というのは、改めるべきではないんですか。土壇場になって、いよいよ足りなくなったから提案する。まったく議会には何にも知らせないというようなふうに、そんな気はさらさらないんですか。ありましようけれども、議会側からすればそうですよ。そういうことは本当に改めてほしい、申し入れをしておきます。

あとは分かりました。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 町民バスの委託料についてのご質問にお答えをしたいなというふうに思っています。

今ほどありましたように、町民バスということで、この運行について会津乗合自動車さんに運行、いわゆる運転手さんの人件費が主でございますが、それでやっていただいております。今回の運行業務については、基本的には1人の運転手さんが一つの路線をやるということではなく、全体の中でその運行をやっていただいておりますという業務でございます。その中で、先ほど話しましたように、年度当初、間に合わなかったということもありまして、それでは、どのくらいあればいいのかということが当然でございますので、その中で鋭意積算をしていただきながらきたわけでございます。最終的にこの運行については、やはり現有の人数では難しいということで、基本的には人を増やすことで運行をやっていただいております。

したがって、年度すぐ始まって、細かな点、積算、またそういう点ができればよかったわけでございますが、なかなかそういう点、運行受託しております会津乗合自動車さんのほうでも、できるだけその運行の中で努力をしながら金額的には、当然、当初から増額となるわけでございますので、極力それを縮めていくという努力をしていただきながらやってきたということで、結果的には今回の12月をお願いすることになったという次第でございます。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 こういう手法が当たり前だと思いませんか、どうなんですか。まず見通しの甘さが、あるいは、見通しの甘さだろうな。

それと、契約業務だから、相手方があって相手方が、今回、22年度の業務委託はこれでいいですよと、そういうことを決めれば、普通、契約内で済ませるとというのが当たり前でしょう。四つこの新規路線が増えたということで、その契約の時は、あとから請求してくれ、それには応じますよなんていう契約をしていたんですか。これは提案する前に、こういう不手際があったので申し訳なかったと、謝ってから出すべきが筋じゃないですか。以上。

(「議事進行、休議」の声あり)

○議長 暫時に休議します。(11時23分)

○議長 再開します。(13時00分)

副町長、和田正孝君。

○副町長 14番、清野興一議員のご質問にお答えしたいと思います。

町民バスの運行についてでございますが、平成22年度から新たに運行を開始した分につきましては、21年度のバスの運行体制の中での運用が可能かどうかということを含めまして、検討しておりましたことなどありまして、当初の予算には計上が間に合わなかったという状況がございました。その後、やはり増額、人件費分でございますけれども、必要だということになりましたことから、今回、補正をお願いしたところでございます。その額が分かりました段階で、速やかに議会のほうにお諮りすべきであったということは、私どももそういうふうに思っておりますので、今になったことについては率直にお詫びを申し上げたいというふうに思っております。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 私も一つだけお尋ねするんですけれども、10款の教育費であります。その教育振興費でもって、補正額が66万上がっているんですけれども、私ちょっと分からないのは、学校臨時職員の賃金追加、これは分かりますよ。例えば産休で休んでいるとか、いろんな事情でもって臨時の職員の追加だと、これは理解できます。がしかし、20の扶助費、学校給食援助費追加、これ20万5千円なんですけれども、給食費の仕組みが私は分からないんですよ。給食というのは学校でお昼食べるのが給食だと、これは分かりますけれども、この仕組みが分からないんですよ。給食費、援助費追加なんていうのはどういうものなのか、これちょっと理解できないので、その辺を説明願います。

○議長 教育課長、大竹享君。

○教育課長 12番の長谷川徳喜議員のご質問の、教育費の中の小学校費、さらに教育振興費の中の扶助費にかかるご質問でございますけれども、いわゆるこの扶助費につきましては、就学援助制度といいまして、いわゆる保護者のかたが経済的に、理由によりなかなか学校に、いわゆる学用品とかそういった経費等を負担するのがなかなか困難だという、いわゆる保護者のかたの学校に対する、いろいろな費用がかかるわけですけれども、これらの費用を負担するのに困難だといわれる保護者のかたに対する援助にかかる費用だということとであります。

その中身としましては、今おただしのありました学用品費、それから学校給食費、そのほかとしましては、修学旅行費とか、医療費関係があるわけですけれども、今回の援助につきましては学用品費と学校給食費、この二つの項目に絞って、そういった就学困難な保護者のかたに援助するという内容でございます。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 今、課長の説明を聞いていると、保護者の援助とかと聞いたんですけれども、それはちょっと分からないんですよ。その前に給食費の仕組みはどうなっているのか、例えば、私は分からないからね、さっき言ったように、学校にいつお昼を食べるのが給食だと私は思うんですけれども、その仕組みが分からないんですよ。例えば、1人についていくら出すとか、そういうふうになっているのか。それがわからないんで聞いたんであ

りますので、どうなっているんですか、その仕組みについて。

それと、あと1回しかできないからするんだけれども、ついでに、ついでといたらおかしいけれども、もう一つは、私が聞くところには、給食代の滞納者がいるとも聞いておるんですけども、実際把握したわけではないので、あなた教育課長、教育長でもいいわな、あなたがたがこれを仕切っているんだから、その仕組み、給食費はどうなっているのか、1人いくらで出しているのか。それで、今言ったように滞納者がいるのかどうか。いるとすれば何名くらいいるのか。

それともう一つは、保護者に援助するというのはどういう意味なんですか。その辺をく

○議長 教育課長、大竹享君。

○教育課長 まず給食費ですけども、当然今、学校給食ということで、子どもさんは学校でお昼休み給食を食べているわけですけども、現在小学校では、1食当り260円ということでお金をいただいているところです。それが月額30日かけて6千円とか4千円とかなるわけですけども、20日で例えば5千円くらいになるわけですけども、それを納めていただくわけですけども、それを年間に換算しまして、だいたい4万7千円ほどですか、これを町のほうから給食代ということで、保護者のかたに援助しているわけであり

ます。それが今回の就学援助費というようなことで計上させていただいたわけであり

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 今、課長の説明だと、給食費に対しての支援金というか援助とこう受け止めていいわけですね。先ほどあなたが言ったように、保護者への支援とかうんぬんというのはどういうことなんですか。それちょっと私分からないので。

○議長 教育課長、大竹享君。

○教育課長 結局その保護者のかたが経済的になかなか収入が少ないとか、そういった理由で、そういった学用品とか給食代が支払えないんじゃないかというようなことで、そういったかたに対する援助ということで、こういう就学援助制度を設けているということ

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 今、あなたの答弁を聞いていると、払えないかたの支援、援助とこうおっしゃっている。確か私は、やはり例えばいろんな事情もあるでしょう、例えば一家の柱になる親が亡くなったとか、そういった事情のあるかたはさもあらずですよ。これはプライバシーの問題になりますので、あんまり突っ込んでの質問はしかねますが、親がやはり子どものためにつくすのは、これは昔から当たり前なんです。そういったその実情と申しますか、実態を把握しているのかどうか、それは私分わかりませんが、その辺、私は一つ問題があると思うんですよ。恥ずかしい話ですけども、私どものころは、時代遅れだと笑うかたもいらっやと思うんですけども、私どものころは貧しくて弁当も学校に持ってこられない人もいたんですよ。それで空腹になって白の弁当まで食った。そういう時代のあれもございましたよ。今すべてにおいて、私がさっき申し上げたように、父親が事故の

めたに亡くなったとか、収入が著しく減少したとか、それ私はやむを得ないと思いますよ。がしかし、ここまで、給食代までそんな行政や、今そんなしなければならぬ理由があるんですか。その辺私は、ちょっと納得いかないの、教育長どんなふうにあなたは理解しているんですか。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 12番、長谷川徳喜議員のご質問にお答え申し上げます。

学校給食制度につきましては、ご承知のように学校給食法という法律がございまして、これに基づいて給食を作る施設、設備、建物も含めまして、その整備に必要な金額、予算は設置をしている市町村が負担すると、このようになっております。それで、毎日毎日子どもさんたちが食べるわけですが、その食べる部分につきましては、食材費、受益者負担という原則がございまして、給食法の6条だと思いましたが、そこに明記されて、現在の給食制度が実施されているところでございます。

それから、今ご質問賜りました学校給食援助費関係でございまして、これは国の要保護制度、あるいはそれに準じた準要保護制度というのがございまして、その制度の仕組みの中で運用されているものでございます。議員おっしゃられますように、親さんであれば自分のお子さんの食費については責任を持って、きちっと納入をしていただきたいと、これが原則でございまして、大変今、経済状況が厳しゅうございまして、なかなか収入も少なく、生活も容易ではないというご家庭が出てまいりまして、そういうご家庭に、先ほど課長が申しあげましたように、修学旅行、給食費、学用品、そういう限られた項目がございまして、それにのっとなってご支援を申し上げていると、こういう制度でございまして、

他町村では、給食費が払える能力を十分に持っているんだけど、わざわざ払わないというような悪質な親さんも見られるわけでありまして、本町におきましては、そのような保護者さんは見られない状況でございまして、1カ月、2カ月遅れでお支払いをいただく家庭もございまして、今のところ、昨年度につきましてはまったく未納がなかったという、ありがたい結果をいただいているところでございます。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 今、教育長の話聞いておりますと、それは法律化しているんだと、これは法律は、私どもいくらじたばたしたってこれはしょうがないですよ。がしかし、先ほど私が言ったように、給食費を払わない人もいると、以前に聞いておったんで、それは西会津の場合はないと、他町村ではいると、こういうことで今初めて分かったわけですが、いい世の中になったと思いますよ、一言でいえば、まとめという。昔、私どもの育つころは、親は食わずとも爪楊枝とってね、そういう言葉があったんですよ。親は自分で食わなくても、食ったふりをして子どもに与えたと、そういう状況の中で私どもは育ったわけですよ。今、何かにつけても行政が援助するとか、国の法律があるとか、果たしてそれがどうかと私は疑問であります、この程度に抑えます。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今次の補正で債務負担行為を認めれば、生活環境づくり支援事業が始まるわけでありまして。いろいろ説明を聞いておりますが、やはり初めての事業でありますので、いろいろ課題も問題は把握しておやりになるでしょうが、実際的には要綱を作ってやるの

か、規程を作ってやるのか。そしてそれは、いつころまで要綱なり規程を作るのか。作ったならば、これは議決要件ではありませんが、われわれにぜひ示してほしいということです。

一つは、これだけ関心のある事業でありますから、それぞれのかたがたから、われわれにも相談がきますから、われわれも正確にこの事業について、その説明を果たしたいと思っておりますので、そのお考えがあるかないかをお尋ねします。

それと、実質的には来月から始まるわけでしょう。この件に関してはこの前、全員協議会でご説明をいただきましたし、今回の議論も聞きました。町とすれば、漏れ聞くとところによれば、12月の議会じゃなくて、できればその前に臨時議会でも議決してほしいようなことを聞きましたが、昨日の副町長の答弁を聞いておりますと、商品券については、また商工会の了解を取っていないと、了解といいますか合意に達していないと、そういうふうに私はとりましたよ。

今回の一つの目玉は商品券であります。その発行といいますか、受け入れといいますか、その人らが合意をしていないのになぜ、今、提案をしなければならぬのか、するならばそういうところはきちっと詰めて、できます、やれませんが、そういう提案じゃないと、われわれはいいか悪いか判断、私はできないと思っておりますよ。ですから、仕事にはきちっと責任を持ってやってくださいよと、あなたが副町長としておいでになって、西会津は行政がレベルアップしたといえるような仕事をしていただきたいわけです。なぜ商工会と提案までに煮詰めることができなかつたのか、それをお尋ねします。

それから、6,000万円というのは補助金であります。実質的には、これの動く金は2倍、あるいは3倍動くかもしれませんし、それによって改修に伴ういろんな諸経費とかいろいろあって、これの経済的波及効果はどの程度見込めるのか、補助金は6,000万であります、実質どの程度の、6,000万によって工事が行われると思っているのか。また、その額による、その他への経済波及効果はどの程度あるのかということもお示しをいただきたいと思っております。

○議長 副町長、和田正孝君。

○副町長 商品券の部分についてお答えしたいと思います。

私の説明がうまくなかつたのかもしれませんが、商品券を発行するという点については、商工会側からも了解は得ております。ただ、役場ですす分プラスアルファのプレミアの部分ですね。例えば半分の7万5千円の商品券が出るわけですが、そちらのほうに少しでも上乗せをお願いできないかということも今、商工会のほうにお諮りといひますか、投げかけをしているところでもございまして、商工会といたしましても、予算を伴うことでございまして、内部の意思確認でありますとか、プレミアの部分については、商工会側でやるかどうかということの判断、プレミアの部分についてはそれを待っているということでもございまして、商品券自体は商工会の了解は得ているということでもございまして。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 生活環境づくり支援事業についてのご質問にお答えします。

まず1点目の、本制度はどういったシステムでやるのかというようなことでございまして

が、西会津町生活環境づくり支援事業補助金交付要綱を策定しまして、それに基づいて実施する予定でございます。この要綱は、間もなく作成を終えまして、どなたでも内容が閲覧できるような形で、ホームページにも掲載をしますし、こういった中身につきましては、どなたでもご覧いただけるような中身にしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、今回のこの事業による波及効果の話でございます。ただいまお話がありましたように、今回の補助金は6,000万円でございますので、単純に言っても1億2,000万円以上の事業にはなってくるということでございます。町としましては、6,000万円が、今回のこれが引き金になって、いろんな改修事業に広がっていただいで、1億2,000万円が1億5,000万円とか、というような形で大きな事業に発展していただければいいのかなというふうに考えているところでございます。すべて地元の建築業者、それから土建業者さん、そういったかたがたに発注されるということでもありますので、すべてこれらの金につきましては、町内の業者さんに渡るといような形になろうかなというふうに考えております。

さらには、6,000万円の半分、3,000万円分は商品券というように形で、皆さんに補助金としてお渡しするわけでありまして、それを地元の商店街で使用していただくというようにございまして、それらも地元の商店街のほうで使用していただくということで、それも直接西会津町全体の波及効果につながってくるのかなというふうに考えております。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 来月から具体的に動くということでもありますからお尋ねしますが、豪雪地帯で雪がたくさん降って、住宅のまわりにはかなり雪が、あるいは雪囲い、そういうようなことで、なかなか見積りといいますか、それには雪の降らないときよりも、正確に出せないのではないのかなというような心配を、私持っているんですが、いやいやそんな心配は、一つも心配がないのか、何でかんで3月の5日間で締め切ってやらなければ、この事業が円滑にいかないのか、もっと正確な見積りとか、多くの希望をかなえるために、雪が消えてから実際の仕事を始めても、私は遅くないのではないかと、2カ年でやるわけでもありますから、その点一つと。

臨時職員1人を雇用してどうのこうのと説明を聞いておりますが、そういうお金は、今回の予算に計上されておるのか、あるいは今までの予算の中でこの準備の段階の予算は計上されているのか、それはおおよその程度予測をされておるのかをお尋ねします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 それではお答えします。

今回、6,000万円の補助金を債務負担行為で取らせていただいたわけでございます。この6,000万円ですが、昨日もお話しましたように、美里町なんかでこう先行して取り組んだ事例をもとにしまして、この程度の予算があれば十分だろうという金額で設定をさせていただいたわけでありまして、われわれ実際どのくらいの申し込みがあるのかというのが、実際には予測できないというような状況の事業でございます。6,000万円を超えるような要望が出てしまった場合はどうすればいいのかというようなことを考えたときに、やはりその短期間の受付の中で全体額を把握する必要があるのかなというふうなことで、3月上

旬に受付をするようなやり方をしていけばいいのかなというふうに考えたところでございますが、昨日も一般質問の中で、そういった話がございました。

それで、雪の中でどう見積りするのかなという話でございます。確かに家の中とか、それから屋根の塗装工事だとか、そういうふうに確実につかめる部分があるわけでありまして、今回の事業の中に、宅地内の外構工事だとか、そういった事業費も見込んでおりますので、その辺はもう少し、われわれ検討してみなければならないなというふうに考えていたところでございます。これは1月にきちんとした形で、この事業を皆さんがたに提案をしながら、開始するというところでございますが、それまできちんとした結論を出していきたいというふうに思います。

ただ、一番業者さんが仕事がないという時期、できれば4月上旬には事業をできるようにしていったほうが、よりその職人さんの皆さんには喜んでいただけるのかなというふうに考えているところでありますので、その辺、十分検討して、最終的な要綱を定めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 もっと柔軟にお考えになってもいいのではないのかなと。今の説明を聞いておきますと、6,000万円に達したならばそれで終わりだと。申し込みを受けて6,000万円になったらあとそれで切るんだという、そういう考えもありましょし、もっともっと6,000万以上の申し込みがあったときには、抽選をするという方法もあるんですよ。あるいはその6,000万からどの程度オーバーするのか、そういうときには6,000万、柔軟に300万、500万ならば、われわれのところにも追加しますというならば、私は素直に認めてあげたいと思っています。もっとそういう点では柔軟性を持って取り組むべきだと思いますがいかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この事業は、西会津で初めて行う事業でありますので、要綱に定める前にも、きちっと今の内容等については踏まえて検討いたします。しかし、このこれから先のことを、想定をされて要綱を作るわけにはいきませんので、受付期間もやはり定めなければならないわけです。あるいは一つの予算の範囲内でどれくらいの人がかきたか、そういう場合については、その予算の範囲内で抽選という方法もあるわけでありまして。先ほど来も言われましたけれども、予算を超えてまでそんな事業ができるのかというようなことを再三に言われているわけですから、こういうことは予算を決めた中での範囲内でまずやってみると、そしてその中で具体的にどのくらいのかの申込者があったのか、あるいはこれからどうすべきなのかということが、十分その点も踏まえながら、臨機応変に対応してまいりたいと思いますのでご了解いただきたいと思います。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 だから臨機応変にやるということは、要綱が定めても定められないという、それにもつながるわけですから。新しい事業ですから問題はいろいろ出てくるはずですから、そこら辺はよく検討して、穏やかに仕事を進めるようにしたほうが私はいいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 何回も言うようであります。これは要綱をきちっと定めます。ですから、その要綱にそってきちっと対応してまいりたいと思います。そして、その後において、具体的な課題については、改めて議会にお諮りすべき内容であれば、これは改めて議会にお諮りをしたいということで、一定期間、申込期間もすべて要綱はきちっと定めて対応してまいります。

○議長 これですべて質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第2号、平成22年度西会津町一般会計補正予算(第7次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、平成22年度西会津町一般会計補正予算(第7次)は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。(13時32分)

平成22年第9回西会津町議会定例会会議録

平成22年12月16日(木)

開 議 10時00分

出席議員

1番	目黒 一	6番	渡部 昌	12番	長谷川 徳喜
2番	多賀 剛	7番	五十嵐 忠比古	13番	清野 邦夫
3番	青木 照夫	9番	武藤 道廣	14番	清野 興一
4番	荒海 清隆	10番	大沼 洋平		
5番	清野 佐一	11番	長谷沼 清吉		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤 勝	農林振興課長	佐藤 美恵子
副町長	和田 正孝	建設水道課長	酒井 誠明
総務課長	伊藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	高橋 謙一
企画情報課長	杉原 徳夫	教育委員長	伊藤 てる子
町民税務課長	成田 信幸	教 育 長	佐藤 晃
健康福祉課長	藤田 潤一	教 育 課 長	大竹 享
商工観光課長	新田 新也		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐藤 健一 議会事務局主査 齋藤 正利

第9回議会定例会議事日程（第7号）

平成22年12月16日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 議案第3号 平成22年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第2次）
- 日程第2 議案第4号 平成22年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2次）
- 日程第3 議案第5号 平成22年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第2次）
- 日程第4 議案第6号 平成22年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）
- 日程第5 議案第7号 平成22年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第2次）
- 日程第6 議案第8号 平成22年度西会津町水道事業会計補正予算（第2次）
- 日程第7 議案第9号 喜多方地方広域市町村圏組合規約の変更について
- 日程第8 請願第5号 TPPの参加に反対する請願
- 日程第9 陳情第5号 患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書採択に関する陳情書
- 日程第10 陳情第6号 肺炎球菌ワクチンへの公費助成に関する陳情書
- 日程第11 陳情第7号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書
- 日程第12 陳情第8号 TPP交渉参加反対に関する陳情書
- 日程第13 意見書案第1号 患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書
- 日程第14 意見書案第2号 肺炎球菌ワクチン（23価ワクチン）への公費助成に関する意見書

日程第15 意見書案第3号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書

日程第16 意見書案第4号 TPPの参加に反対する意見書

日程第17 議会運営委員会の継続審査申出について

日程第18 議会広報特別委員会の継続審査申出について

日程第19 議会基本条例調査特別委員会の継続審査申出について

閉 会

(議会広報特別委員会)

第9回議会定例会議事日程（第7号の追加1）

平成22年12月16日

- 追加日程第1 提案理由の説明
- 追加日程第2 議案第10号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程第3 議案第11号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 追加日程第4 議案第12号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程第5 議案第13号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程第6 議案第14号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長 平成 22 年第 9 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 3 号、平成 22 年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第 2 次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第 3 号、平成 22 年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第 2 次)の調製についてご説明申し上げます。

今次の補正につきましては、歳入においては、現在整備工事を実施しております野沢処理区事業において事業費の確定に伴う調整と、国庫補助金の制度改正により、事務費が補助の対象から除外されたことにより事務費の所要額について一般会計からの繰入金をお願いするものと、前年度繰越金の確定がしたこと、歳出においては、大久保浄化センターポンプ逆支弁修繕費の追加、歳入と同様に野沢処理区事業において事業費の確定等により調整を行うものであります。

それでは予算書をご覧ください。

平成 22 年度西会津町の下水道施設事業特別会計補正予算(第 2 次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,620 万 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 755 万 2 千円とする。第 2 項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第 2 条地方債の補正は、「第 2 表地方債補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきます。7 ページをご覧ください。まず歳入でございます。

2 款国庫支出金、1 項 1 目未普及解消下水道補助金 1,500 万円の減額です。国からの事業費の割り当てが縮小されたことにより事業費が確定いたしましたことから国庫補助金 1,500 万円の減額です。

3 款県支出金、1 項 1 目下水道事業費県補助金 75 万円の減額です。これも国からの事業費の割り当てが縮小されたことにより事業費が確定いたしましたことから県補助金 75 万円の減額です。

5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 55 万 2 千円の増です。前段で申し上げましたように、交付金事業の制度改正により、事務費が補助の対象から除外されたことによる事務費の所要額について一般会計からの繰入金をお願いするものであります。

6 款繰越金、1 項 1 目繰越金 9 万円の増額です。前年度の繰越金の確定によるものです。

8 ページをご覧ください。

8 款町債、1 項 1 目下水道事業債 1,110 万円減額です。これも国からの事業費の割り当

てが縮小されたことにより事業費確定が確定いたしましたことによりまして下水道債の減額でございます。

9 ページをご覧ください。歳出です。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 2 万 6 千円の減額です。大久保浄化センターポンプ逆支弁の修繕費 40 万円の追加、各種委託費確定による 39 万 5 千円の減額、総合行政情報システム借上料確定による 2 千円の減額、各種負担金確定による 2 万 9 千円の減額です。

2 款施設整備費、1 項 1 目下水道施設費 2,624 万 4 千円の減額です。下水道事業費確定による減額です。国県からの事業費の割り当てが縮小されたことにより事業費減に伴う補正でありまして、工事費で 1,040 万円、委託料で 1,510 万円の減額のほか工事実施に付帯する需用費、役務費を減額いたしました。

10 ページをご覧ください。

3 款公債費、1 項 2 目利子 6 万 2 千円の追加です、本年度の償還金の利子が確定したことに伴い増額するものであります。

説明が前後しますが、4 ページをご覧ください。

第 2 表の地方債の補正について説明いたします。変更でございます。

下水道事業費補正前限度額 4,720 万円を 3,610 万円に 1,110 万円減額いたします。なお起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

これで、説明を終わりますが、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 3 号、平成 22 年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第 2 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 号、平成 22 年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第 2 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 4 号、平成 22 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 2 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第 4 号、平成 22 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 2 次）の調製についてご説明申し上げます。

今次の補正につきましては、主な内容は落雷により破損しました警報装置機器の修繕費の追加と繰越金の確定により調整を行うものであります。

それでは予算書をご覧ください。

平成 22 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 2 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 327 万 3 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,717 万 1 千円とする。第 2 項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきます。

6 ページをご覧ください。まず歳入であります。

3 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 96 万円の増です。落雷により処理場やマンホールポンプの警報装置が破損いたしましたことから修繕にかかる費用について、一般会計より繰入金をお願いするものであります。

4 款繰越金、1 項 1 目繰越金 234 万 9 千円の増です。前年度の繰越金の確定による増です。

5 諸収入、2 項 2 目消費税還付金 3 万 6 千円の減額です。平成 21 年度消費税還付金の確定による減額でございます。

7 ページをご覧ください。歳出です。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 295 万 2 千円の追加です。落雷により処理場やマンホールポンプの警報装置が破損したための修繕費 318 万円の追加と処理施設管理委託料の確定による 21 万 6 千円の減額が主な内容です。

2 款公債費、1 項 2 目利子 32 万 1 千円の追加です。本年度の起債償還金の利子が確定したことによる利子の追加であります。

以上で説明を終わりますが、原案の通りご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

14 番、清野興一君。

○清野興一　1 点だけお尋ねしますが、歳出で修繕料として 318 万円、これは落雷による機器の破損の修繕だということですが、農集排としては 6 施設あるわけですが、どこの施設、1 カ所なんですか、その修繕箇所。それと落雷対策なんていうのはどういうふうになっているんでしょう。以上です。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　農集排の修繕料のご質問にお答えいたします。

今回、落雷により破損しました箇所につきましては、小島の処理場と小島のマンホールポンプ、宝川のマンホールポンプの 3 カ所でございます。

落雷についての対応でございますが、機器につきましては、避雷器といたしまして、落雷が落ちたときに一瞬電気がそこに流れないように機構になっておりますが、とても大きな落

雷によりますと、その避雷器がうまく作動せず、直接入ってしまうということがままあるわけなんです。通常は避雷器という機械を通しますので落雷による破損はないというようなことになっております。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 今回その機器は取り付けてあったけれども、それが作動しなかった、作動しなかったというか、それを超えて落雷にいたってしまったと。これは多分、昨日今日じゃないと思うんですが、いつごろ落雷して、今日現在まで修繕はしていなかったと。そのことによって業務に支障はなかったのかどうか、その辺はどうですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 落雷の被害につきましては、10月初めのころの落雷かと思われませんが、落雷の被害を受けまして、確認いたしまして、職員によりましてパトロールを細かくやることにいたしまして、警報装置が鳴らなくても何か異常があった場合は分かるように、パトロール等を頻繁にやり、その間には異常がなかったということでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第4号、平成22年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第2次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、平成22年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第2次)は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第5号、平成22年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算(第2次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第5号、平成22年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算(第2次)の調製についてご説明申し上げます。

今次の補正につきましては、歳入におきましては現在整備工事を実施しております循環型社会形成推進交付金事業において事業費の調整が必要になったことと前年度の繰越金が確定したことにより実施するものであります。

それでは予算書をご覧ください。

平成22年度西会津町の個別排水処理事業特別会計補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ655万2千円を減額し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ 5,552 万 8 千円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第 2 条、地方債の補正は、「第 2 表地方債補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきます。

7 ページをご覧ください。まず歳入です。

2 款国庫支出金、1 項 1 目循環型社会形成推進交付金 666 万 6 千円の増額です。交付金事業の国庫補助率が 3 分の 1 から 2 分の 1 に増高になったこと等による増額でございます。

3 款県支出金、1 項 1 目個別排水処理事業費県補助金 69 万 4 千円の減額です。県補助金について新築の住宅についての浄化槽設置において県補助の対象から除外されたことによる減額であります。

4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 61 万 5 千円の減額です。交付金の増額により一般会計繰入金の減額でございます。

5 款繰越金、1 項 1 目繰越金 29 万 1 千円の増です。前年度の繰越金の確定によるものです。

8 ページをご覧ください。

8 款町債、1 項 1 目下水道事業債 1,220 万円の減額です。個別排水処理施設事業費確定と交付金事業の補助金増による下水道事業債の減額です。

9 ページをご覧ください。歳出です。

2 款施設整備費、1 項 1 目個別排水処理施設費 647 万 3 千円の減額です。個別排水処理施設事業において当初浄化槽設置を 35 基計画しておりましたが、設置者の減少によりまして、浄化槽設置を 30 基に変更したことによる事業費の減であり、工事請負費 623 万 8 千円の減額のほか工事実施に付帯する需用費および役務費を減額いたしました。

3 款公債費、1 項 2 目利子 7 万 9 千円の減額です、本年度の償還金利子が確定いたしましたことから減額するものであります。

説明が前後しますが、4 ページをご覧ください。

第 2 表の地方債の補正について説明いたします。

変更でございます。下水道事業費補正前限度額 1,970 万円を 750 万円に 1,220 万円減額いたします。なお起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

これで、説明を終わりますが、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

4 番、荒海清隆君。

○荒海清隆　2 款の個別排水処理請負工事の減額なんですけど、これはなぜ減額になったわけですか。それで、この工事の進捗状況と今後の見通しをお知らせください。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　個別排水処理事業の請負工事費につきましては、5 基の減額でございます。本年度の工事 30 基分につきましては、すべて工事が完了しております。

(「今後の」の声あり)

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 町として今計画しております浄化槽設置工事につきましては、今後約 580 基ほど残っているということでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 5 号、平成 22 年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算(第 2 次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 号、平成 22 年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算(第 2 次)は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 6 号、平成 22 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 議案第 6 号、平成 22 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 次)についてご説明申し上げます。

今次の補正の主な内容についてでございますが、診療施設勘定でございますが、患者数の増加等により医薬品費が不足となる見込みから、その追加が主なものでございます。

今年度は診療所運営のため、当初予算で一般会計から 2,000 万円を繰り入れし、予算編成をしたところでございます。8 カ月が経過いたしまして精査した結果、来年 3 月までの医薬品代が不足するというふうに見込まれたことから、今次調整するものでございます。

なお、その財源につきましては、歳出の内容を精査いたしまして歳出の中で調整するものでございます。また、歳入においては、今年度から過疎対策事業債の中にソフト事業が創設されまして、そのうち地域医療の確保、いわゆる運営費が対象となったことから、町債として 2,000 万円を計上し、その分、一般会計繰入金を減額することといたしました。

それでは予算書をご覧いただきたいと思っております。

平成 22 年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算(第 3 次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額の増減はしない。診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 10 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 5,830 万 9 千円とする。

2 項診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補

正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の補正は「第2表地方債補正」による。

それでは7ページをご覧いただきたいと思います。

初めに歳入でございます。4款繰入金、1項1目一般会計繰入金2,000万円の減額でございます。

7款町債、1項1目過疎対策事業債1,990万円の増額であります。内訳は、医療用機械器具減10万円、これは大腸ファイバーを購入いたしまして、確定したことから10万円の減というふうになります。医師確保対策事業、ソフト事業分2,000万円の増額でございます。

次に8ページの歳出でございます。

1款総務費、1項1目一般管理費2,345万6千円の減額でございます。主な内容でございますが、今年新規採用予定の医師分の人件費を1人分計上しておりましたが、この12月までの確保は困難なことから、4月から12月分までの9カ月分の給与等1,456万円の減額と、それからもう一つ大きいものは、13の委託料の中の医師委託料の減額720万円でございます。これは群岡診療所の医師分の委託料でございます。

次に9ページの2項1目研究研修費、25万円の減額でございます。旅費等の減額でございます。

次に、2款、1項1目医療用機械器具費、210万9千円の減額でございます。医療用機器使用料減額が主なものでございます。

次に10ページをご覧いただきたいと思います。

1項3目医療医薬品衛生材料費3,180万円の追加でございます。今後の医薬品代の不足が見込まれるため、追加するものであります。

3款諸支出金、1項1目老人保健診療報酬返還金4万5千円の減額でございます。

5款予備費、1項1目予備費604万円の減額でございます。

次に、4ページをご覧いただきたいと思います。

「第2表地方債の補正」変更でございます。過疎対策事業費限度額290万円を補正後2,280万円とするものでございます。先ほど申し上げましたように、地域医療医師確保2,000万円を追加するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をいただき、原案のとおりご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

9番、武藤道廣君。

○武藤道廣　2点ほど質問します。

1点は、先ほど医師の委託料の減ということで720万円、これはいかなる理由によるものでしょうか。

もう1点は、その薬代が足りないということなんです、今後もこういう傾向が続くと予測されているのか。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

まず医師の委託料 720 万円の減でございますが、昨年と同じ委託料を計上しておったんでございますが、今年の3月になりまして、ドクターのほうから減額の申し出がありましたことから、町としては減額という形を取ったわけでございます。

それから、医薬品でございますが、本年度の当初予算では、昨年度当初予算に比べまして約 2,000 万円ほど多くは取っておったんですが、ご承知のように3月で民間の医院が閉院いたしまして、その分、患者が西会津診療所に多くきているということから、そういう意味で薬代が不足したということでございます。

なお、当初予算でも少しは多く取っておったんですが、最初から少しは不足するかなという若干の懸念は持っておりました。しかしこれほどまで多く不足するとは思っていませんでしたが、今後はこれらをよく精査しながら当初予算を編成していきたいというふうに思っております。

○議長 9 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 今の薬代に関しましては、患者数が増えたから増える状態になったと理解してよろしいですか。分かりました。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 6 号、平成 22 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 号、平成 22 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 7 号、平成 22 年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第 2 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第 7 号、平成 22 年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第 2 次）の調製についてご説明申し上げます。

今次の補正につきましては、前年度繰越金の確定と当初予定しておりました県営中山間総合整備事業での水道管移設工事が不用となったことにより調整を行うものであります。

それでは予算書をご覧ください。

平成 22 年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第 2 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,767万6千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきます。

6ページをご覧ください。まず歳入でございます。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金349万6千円の減です。歳入におきまして前年度繰越金確定による繰越金の増、県営中山間総合整備事業での水道管移設工事取りやめによる補償費の減と歳出におきまして歳入と同様の水道管移設工事取りやめによりましての工事費減及び修繕費の追加等によりまして所要額を精査いたしましたところ一般会計繰入金の減額でございます。

3款繰越金、1項1目繰越金299万6千円の増です。前年度の繰越金の確定によるものです。

4款諸収入、3項2目雑入150万円の減額です。県営中山間総合整備事業の滑沢地区での水道管移設工事を予定しておりましたが、道路拡幅工事が水道管に支障なく工事を進められることとなったことにより水道管移設工事補償費の減額でございます。

7ページをご覧ください。歳出です。

1款水道費、1項1目一般管理費200万円の減額です。漏水等の修繕費に不足が生じますことによる100万円の増額と県営中山間総合整備事業における水道管移設工事取りやめによる工事費300万円の減によるものであります。

これで、説明を終わりますが、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

3番、青木照夫君。

○青木照夫　減になった今説明はあったんですけども、なぜ申請した中でやめられたという原因はどこにあったわけですか。工事がやらなかったということで減になったということだと思っておりますけれども、その集落と原因を教えてください。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　工事費の減額につきましては、県営中山間総合整備事業の滑沢地区で、県営工事によりまして道路改良工事を実施しております。当初、消火栓等がその拡幅工事によってかかるということで、県のほうからそういう水道管移設の申請がございましたが、実際工事をやってみたところ、その消火栓が支障にならなく工事が進められるというようなことございまして、今回の水道管移設工事については取りやめるといようなことで、減額ということでございます。

○議長　14番、清野興一君。

○清野興一　歳出で1点お尋ねしますが、この会計というのは、いくつかの簡易水道、八つだかいくつかの施設を網羅している会計だと思いますが、修繕料追加で100万円提案されていますが、これは個別でいえばどの施設の、どのような工事を予定されておりますか。

以上です。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 一般管理費の修繕料のご質問にお答えいたします。

この修繕料につきましては、簡水全般についての漏水とか、そういうものがありましたときに、緊急に修繕して水道の通水を確保するための修繕料でございまして、今まで8カ所、今年漏水箇所がございまして、その修繕料がほとんどなくなってしまったということで、今後、漏水等がありましたときに対応するために100万円増額するというございまして、どこどこ地区の簡易水道の修繕料ということではございまして、簡易水道全般に使用するというございます。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 そうすると、確認ですけれども、予備費的に漏水対策として100万円をプールしているというふうに理解してよろしいんですね。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 あともう修繕料はほとんどございませぬので、冬の間もし漏水工事があつたような場合は、予算がないということでできないということでは水道水を確保できませんので、そのための100万円の増額でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第7号、平成22年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第2次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、平成22年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第2次)は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第8号、平成22年度西会津町水道事業会計補正予算(第2次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第8号、平成22年度西会津町水道事業会計補正予算(第2次)の調製についてご説明申し上げます。

今次の補正につきましての主な内容であります。歳入で不用になった使用済みメーターや鉄製品等の売却費を計上したこと、歳出では水道料金の納付封筒が不足したため消耗品費の増額などが主な内容であります。

それでは予算書をご覧ください。

第1条、平成22年度西会津町の水道事業会計補正予算(第2次)は、次に定めるところ

ろによる。

第2条、平成22年度西会津町の水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

まず収入です。第1款水道収益、第2項営業収益30万7千円を追加しまして、4,459万1千円とします。これにより水道事業収益計は、1億4,769万3千円となります。

支出です。第1款水道事業費、第1項営業費用11万2千円を追加し、1億136万7千円とします。第4項予備費19万5千円を追加し、145万4千円とします。これにより水道事業費の計は1億4,769万3千円となります。

2ページをご覧ください。

補正予算実施計画にて内容の補足説明をさせていただきます。まず、収益的収入及び支出の中の収入です。

1款水道事業収益、2項3目雑収益30万7千円の増です。不用になりました使用済みのメーター器や鉄製品等をスクラップとして売却した費用を計上するものであります。

次に支出です。1款水道事業費、1項1目原水及び浄水費2万円の追加です。これは、小島浄水場におきまして集中管理システムのインクや用紙に不足をきたしたことから消耗品費の追加です。4目総係費9万2千円の追加です。水道料金納付書封筒が不足をきたしたことによる消耗品費7万2千円の追加及び自動車重量税2万円の追加です。4項1目予備費19万5千円の追加です。営業外収益から営業費用を差し引いた残額については、全額予備費に充当させていただきました。

これで、説明を終わりますが、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第8号、平成22年度西会津町水道事業会計補正予算(第2次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、平成22年度西会津町水道事業会計補正予算(第2次)は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第9号、喜多方地方広域市町村圏組合規約の変更についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 議案第9号、喜多方地方広域市町村圏組合規約の変更についての説明させていただきます。

喜多方地方広域市町村圏組合では、広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱に基づいて、広域行政圏の将来図及びこれを達成するために必要な施策等を示した、喜多方地方ふるさと市町村圏計画を10年ごとに策定しており、現在は平成23年3月を期限とする第4次喜多方地方ふるさと市町村圏計画により各種施策が進められているところでございます。

総務省は、広域行政圏施策は当初の役割は終えたとして、広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱については平成21年3月31日をもって廃止いたしました。

したがってこれら要綱に基づく、計画策定は必要がなくなったところではありますが、構成市町村の協議により、本計画は廃止しても、これに代わる計画の策定は必要との方向が示されましたことから、新たに喜多方地方広域事業計画として策定していくの方針が示されたところでもあります。今次の組合規約の変更はそれら方針に基づき行われるものがあります。

それでは、議案書について説明させていただきます。併せて、条例等改正案新旧対照表の2ページをご覧くださいと思います。

改正の内容ですが、第3条第1項中喜多方地方ふるさと市町村圏計画を喜多方地方広域事業計画（市町村の一体的な地域振興を図るための計画をいう）に改めるものでございます。

附則は、施行月日を定めておりまして、本規約は、平成23年4月1日から施行することとしています。

以上で説明を終らせていただきますが、地方自治法第286条第1項の規定により、喜多方地方広域市町村圏組合から協議がありましたことから、同法第290条の規定によりご議決をお願いするものであります。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今の説明を聞いておりますと、この国では広域行政の計画は一定の役割を終えたからということではありますが、喜多方地方ふるさと市町村圏計画そのものは、広域独自の計画と、それから構成をしている市町村の計画で成り立っていたところ私は思っておりますが、その計画、構成市町村はいいですが、広域独自の計画に対して国や県からの補助金だとか、起債だとか、そういう点での手助けといいますか、あったのではないのかなと思っておりますが、いかがでしょうか。それをまず聞いておいてから次の質問に入りたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

市町村間の広域連携に要する経費一般については、引き続き標準的な財政需要として、地方交付税により所要の財政措置を講ずる予定であるというようなことで、今後も同様の財政措置があるというふうに理解しております。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 分かりました。そうするとやはり、広域行政を進めていくためには、義務付けられていませんが、喜多方地方広域事業計画というのを作成して、円滑に広域行政を運営していくんだというふうに理解をしましたが、それでいいでしょうか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 そのような趣旨で計画を策定するというところでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 9 号、喜多方地方広域市町村圏組合規約の変更についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 号、喜多方地方広域市町村圏組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

追加議案配付のため暫時休議にします。(10時57分)

○議長 再開します。(11時15分)

お諮りします。

ただいま町長から議案第 10 号、監査委員の選任につき同意を求めることについて。議案第 11 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。議案第 12 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。議案第 13 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。議案第 14 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてが提出されました。これを日程に追加し、提案理由の説明を追加日程第 1 とし、議案第 10 号、監査委員の選任につき同意を求めることについてから議案第 14 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを、追加日程第 2 から追加日程第 6 として、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明及び議案第 10 号、監査委員の選任につき同意を求めることについてから議案第 14 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを日程に追加し、追加日程第 1 から追加日程第 6 として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第 1、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 追加日程第2、議案第10号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 議案第10号、監査委員の選任につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

本年12月13日で任期満了となりました監査委員についてであります。その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、現在、下谷小杉山在住の新井田大さんを適格者として認め、選任したいので、ここにご提案申し上げる次第であります。

新井田さんについてご紹介申し上げますと、昭和24年5月、下谷小杉山の生まれで、青山学院大学理工学部を卒業後、昭和49年4月に福島県教職員として採用され、県立只見高等学校を振り出しに、県立耶麻農業高等学校教頭、県立若松女子高等学校教頭、県教育センター科学技術教育部長、県教育センター次長を経て、平成15年4月には県立川口高等学校校長に就任し、その後、県教育センター所長を経て、平成22年3月、県立福島高等学校校長を最後に県教職員を退職されました。この間、平成20年4月から県高等学校校長協会普通部会の会長をはじめ、県高等学校体育連盟会長、東北高等学校体育連盟会長などを歴任し、本県の高等学校教育の振興等に努められてまいりました。県教職員退職後も、本年4月から県ボート協会の副会長を務め、県内のボート競技選手の育成等にあたられております。温厚で誠実な人柄から、地域の厚い信頼を得られているかたであります。任期につきましては4年であります。

以上、略歴等についてご説明を申し上げましたが、その職務の重要性を鑑み、新井田大さんを監査委員に選任したいので、なにとぞ満場一致をもってご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

これから議案第10号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

追加日程第3、議案第11号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 議案第 11 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

現職委員の辞職により、現在 1 名の欠員となっております。教育委員会委員についてありますが、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、奥川道目在住の井上祐悦さんを適格者として認め、任命したいので、ここにご提案申し上げる次第であります。

井上さんについてご紹介申し上げますと、昭和 20 年 8 月、奥川道目の生まれで、玉川大学文学部を卒業後、昭和 40 年 4 月に福島県教職員として採用され、西会津町立新郷小学校を振り出しに、西会津町立黒沢小学校教頭、会津教育事務所社会教育主事を経て、平成 7 年 4 月には、柳津町立西山小学校校長に就任し、その後、会津若松市教育委員会学校教育課長、会津若松市立日新小学校校長を歴任し、平成 18 年 3 月、会津若松市立城西小学校校長を最後に県教職員を退職されました。この間、北会津小学校校長会副会長をはじめ、県小学校校長会理事、全国小学校校長会代議員を務め、初等教育の充実や教育行政の振興にも努められてまいりました。現在は道目自治区町ならびに奥川地区自治区連絡協議会の会長を務め、温厚誠実な人柄から地域の厚い信頼を得られているかたであります。任期につきましては、前任者の残任期間である平成 24 年 10 月 4 日までであります。

以上、略歴等についてご説明を申し上げますが、その職務の重要性に鑑み、井上祐悦さんを教育委員会委員に任命したいので、なにとぞ満場一致を持ってご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

これから議案第 11 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

追加日程第 4、議案第 12 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 議案第 12 号、固定資産評価審査委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本年 12 月 31 日で任期満了となります固定資産評価審査委員会委員についてであります

が、その職務の重要性を十分に考慮し選考いたしました結果、現職にあります佐藤勝司さんを適格者として認め、引き続き委員として選任したいので、ここにご提案申し上げる次第であります。任期につきましては3年であります。なにとぞ満場一致を持ってご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

これから議案第12号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

追加日程第5、議案第13号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 議案第13号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

同じく本年12月31日で任期満了となります固定資産評価審査委員会委員についてであります。その職務の重要性を十分に考慮し選考いたしました結果、奥川中町在住の岩橋義平さんを適格者として認め、選任したいのでここにご提案申し上げる次第であります。

岩橋さんについてご紹介申し上げますと、昭和28年3月、奥川中町の生まれで、県立会津農林高等学校を卒業後、町森林組合に勤務し、その後、社会教育指導員として町公民館勤務を経て、現在は有限会社ソニック電子に勤められております。この間、平成2年7月から2期6年間にわたり、町農業委員会委員を務め、農地の利用調整などを通して、本町の農地等の適正な管理に努められてまいりました。温厚で誠実な人柄から、地域の厚い信頼を得られているかたであります。

以上、略歴等についてご説明申し上げましたが、その職務の重要性に鑑み、岩橋義平さんを固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、なにとぞ満場一致を持ってご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

追加日程第 6、議案第 14 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 議案第 14 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

同じく本年 12 月 31 日で任期満了となります固定資産評価審査委員会委員についてであります。その職務の重要性を十分に考慮し選考いたしました結果、野沢四岐在住の星美鶴雄さんを適格者として認め、選任したいのでここにご提案申し上げる次第であります。

星さんについてご紹介申し上げますと、昭和 30 年 2 月、茨城県の生まれで、茨城県立水戸商業高等学校卒業後、株式会社東海銀行勤務を経て、現在は珠算、数学塾を経営し、町内の児童生徒の教育にあたっております。この間、西会津町農業協同組合の理事をはじめ、同幹事、会津いいで農業協同組合の理事を歴任し、現在は会津いいで農業協同組合の代表監事ならびに会津いいでアグリサポート株式会社の監査役を務めておられております。また公職では、町中学校適正配置等審議会委員をはじめ、町振興開発審議会委員、町総合農政推進協議会委員などを歴任し、誠実温厚な人柄から、地域の厚い信頼を得られているかたであります。

以上、略歴等についてご説明を申し上げましたが、その職務の重要性に鑑み、星美鶴雄さんを固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、なにとぞ満場一致を持ってご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 14 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

○議長 暫時休議します。(11時36分)

○議長 再開します。(13時00分)

日程第8、請願第5号、T P Pの参加に反対する請願から日程第12、陳情第8号、T P P交渉参加反対に関する陳情書を一括議題とします。なお、審議の方法は各委員会の報告終了後、1議題ごとに質疑・採決の順序で行います。

委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、渡部昌君。

○総務常任委員長 それでは、総務常任委員会に付託されました陳情審査の報告を行います。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規程により報告いたします。

受理番号、陳情第5号。付託年月日、平成22年12月10日。件名、患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書採択に関する陳情書については、審査の結果、採択すべきものと決定しました。

陳情第6号、平成22年12月10日。件名、肺炎球菌ワクチンへの公費助成に関する陳情書。審査の結果、採択すべきものと決定しました。

陳情第7号、平成22年12月10日。大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書。審査の結果、採択すべきものと決定しました。

以上、報告終了です。

○議長 経済常任委員長、12番、長谷川徳喜君。

○経済常任委員長 それでは、請願・陳情の報告を申し上げます。

本委員会に付託された請願・陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第92条第1項および第93条の規程によって報告いたします。

受理番号、請願第5号。付託年月日は平成22年12月10日。件名としましては、T P Pの参加に反対する請願についてでございます。審査の結果、採択すべきものと決定をいたしました。

続きまして、陳情第8号は、これは付託年月日は同じでございます。件名としましては、T P P交渉参加反対に関する陳情書についてでございます。これも採択すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終ります。

○議長 これから請願第5号、T P Pの参加に反対する請願の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから請願第5号、T P Pの参加に反対する請願を採決します。

お諮りします。

本案は、請願第5号は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第5号、T P Pの参加に反対する請願は委員長報告のとおり可決されました。

これから陳情第5号、患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書採択に関する陳情書の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから陳情第5号、患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書採択に関する陳情書を採決します。

お諮りします。

本案は、陳情第5号は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第5号、患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書採択に関する陳情書は委員長報告のとおり可決されました。

これから陳情第6号、肺炎球菌ワクチンへの公費助成に関する陳情書の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから陳情第6号、肺炎球菌ワクチンへの公費助成に関する陳情書を採決します。

お諮りします。

本案は、陳情第6号は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第6号、肺炎球菌ワクチンへの公費助成に関する陳情書は委員長報告のとおり可決されました。

これから陳情第7号、大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから陳情第7号、大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書を

採決します。

お諮りします。

本案は、陳情第7号は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第7号、大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書は委員長報告のとおり可決されました。

これから陳情第8号、T P P交渉参加反対に関する陳情書の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから陳情第8号、T P P交渉参加反対に関する陳情書を採決します。

お諮りします。

本案は、陳情第8号は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第8号、T P P交渉参加反対に関する陳情書は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、意見書案第1号、患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書を議題とします。提出者の説明を求めます。

6番、渡部昌君。

○渡部昌 (意見書案第1号の説明)

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから意見書案第1号、患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号、患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第14、意見書案第2号、肺炎球菌ワクチン(23価ワクチン)への公費助成に関する意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

6番、渡部昌君。

○渡部昌 (意見書案第2号の説明)

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから意見書案第2号、肺炎球菌ワクチン(23価ワクチン)への公費助成に関する意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号、肺炎球菌ワクチン(23価ワクチン)への公費助成に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第15、意見書案第3号、大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

6番、渡部昌君。

○渡部昌 (意見書案第3号の説明)

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから意見書案第3号、大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号、大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第16、意見書案第4号、TPPの参加に反対する意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

12番、長谷川徳喜君。

- 長谷川徳喜 （意見書案第４号の説明）
- 議長 これから質疑を行います。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長 これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
（「討論なし」の声あり）
- 議長 討論なしと認めます。
これから意見書案第４号、ＴＰＰの参加に反対する意見書を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長 異議なしと認めます。
したがって、意見書案第４号、ＴＰＰの参加に反対する意見書は、原案のとおり可決されました。
日程第１７、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。
議会運営委員会より、お手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。
お諮りします。
議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長 異議なしと認めます。
したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。
日程第１８、議会広報特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。
議会広報特別委員会より、お手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。
お諮りします。
議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長 異議なしと認めます。
したがって、議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。
日程第１９、議会基本条例調査特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。
議会基本条例調査特別委員会より、お手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。
お諮りします。
議会基本条例調査特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会基本条例調査特別委員から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長 12月議会定例会閉会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、本議会に提出をいたしました全議案にわたり原案どおりご議決を賜りまして、誠にありがとうございました。

一般質問ならびに議案審議に際しまして、賜りましたご意見やご提言につきましては、町政執行に十分に考慮してまいりたいと思います。

さて、今年1年間を顧みるときに、いろんなできごとがございました。夏の猛暑に加え、長雨等で稲作農家は大きな打撃を受けました。また、クマ出没は全国ネットで放映されるということもありました。一方では、地場産業の民芸品、うさぎの張子がお年玉年賀切手のデザインに採用され、あるいは町のキャラクター、こゆりちゃんの登場で、西会津町のイメージアップが図られたところであります。総じて今年は多種多様な1年でありました。今年の町の様子を文字で表すとすれば、私は、「賑」この一文字をあげたいと思います。

今年も残すところあとわずかとなりました。来る2011年はうさぎ年であります。町民の皆さま、議員各位におかれましては健康で、大きく飛躍の年であられますようご祈念申し上げます。あいさつといたします。ありがとうございました。

○議長 閉会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

去る12月10日以来、本日まで7日間にわたり、議員各位におかれましては、年の瀬を迎え、何かとご多忙中にもかかわらず、熱心にご審議を賜り、本日をもって全議案原案どおり議決成立をみました。

会議を通じて議事進行に各位のご協力を得ましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

町当局におかれましては、これらの執行にあたっては適切なる運営をもって進められ、町政発展のため、一層のご努力をお願い申し上げます。

今年も残り少なくなりました。議員の皆さまがた、執行部の皆さまがたにおかれましては一層ご自愛のうえ、よい年を迎えられますようご祈念申し上げますとともに、今後とも町政の積極的な推進にご精励賜りますようお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。

これをもって平成22年第9回西会津町議会定例会を閉会します。(13時38分)